

令和元年度 認証評価

湘北短期大学 自己点検・評価報告書

令和元年 6 月

目次

[様式 1~8] 自己点検・評価報告書1
 自己点検・評価報告書3
 1. 自己点検・評価の基礎資料4
 2. 自己点検・評価の組織と活動14
【基準 I 建学の精神と教育の効果】 18
 [テーマ 基準 I -A 建学の精神]18
 [テーマ 基準 I -B 教育の効果]23
 [テーマ 基準 I -C 内部質保証]29
【基準 II 教育課程と学生支援】 34
 [テーマ 基準 II -A 教育課程]34
 [テーマ 基準 II -B 学生支援]53
【基準 III 教育資源と財的資源】 65
 [テーマ 基準 III -A 人的資源]65
 [テーマ 基準 III -B 物的資源]75
 [テーマ 基準 III -C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]80
 [テーマ 基準 III -D 財的資源]82
【基準 IV リーダーシップとガバナンス】 87
 [テーマ 基準 IV -A 理事長のリーダーシップ]87
 [テーマ 基準 IV -B 学長のリーダーシップ]92
 [テーマ 基準 IV -C ガバナンス]97
【資料】
 [様式 9] 提出資料一覧
 [様式 10] 備付資料一覧
 [様式 11~17] 基礎データ

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、湘北短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和元年 6 月 25 日

理事長

宮 下 次 衛

学長

高野瀬 一 晃

ALO

水 上 裕

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人ソニー学園は、昭和 39 年にソニー株式会社の寄付により創設され、翌昭和 40 年 4 月に「ソニー厚木学園高等学校」を開校した。この高等学校は、ソニー厚木工場（現厚木テクノロジーセンター）の若年女子社員に優れた高校教育を提供するものであったが、時代の変遷とともに社員構成も変わったため、昭和 50 年度をもって閉校するに至った。

その頃、わが国でも短期高等教育の重要性が高まり、ソニー創業者の一人である井深大が大学教育に独自の理念を抱いていたことと相俟って、湘北短期大学を設立することになった。井深は昭和 49 年 4 月の開学にあたり、自身の教育理念を後に掲げるように平易な言葉で述べたが、本学ではそれを「建学の精神」と位置づけ、その意を汲んで実学重視の教育を実践してきた。当初 2 学科で開学したが、漸次、学科数・定員を拡大し、最大で 4 学科を擁する時期を経て、その後、社会の変化や高校生の志望動向等を鑑み学科改編を行い、現在は 3 学科を擁する短期大学となっている。

学校法人ソニー学園及び湘北短期大学の今日に至るまでの沿革は次の通りである。

昭和 39 年 10 月	学校法人ソニー厚木学園認可
昭和 40 年 04 月	ソニー厚木学園高等学校開校 (昭和 45 年 4 月 ソニー学園に法人名及び校名変更)
昭和 49 年 01 月	湘北短期大学認可 電子工学科 I 部 (定員 50 名)、II 部 (定員 50 名) 生活科学科 I 部 (定員 100 名)、II 部 (定員 100 名)
昭和 49 年 04 月	湘北短期大学開学
昭和 51 年 03 月	ソニー学園高等学校閉校
昭和 53 年 12 月	幼児教育科設置認可 (定員 50 名 昭和 54 年 4 月 1 日開設)
昭和 54 年 08 月	電子工学科・生活科学科の II 部 (夜間部) を廃止
昭和 57 年 01 月	電子工学科・生活科学科の定員増認可 電子工学科 (新定員 100 名) 生活科学科 (新定員 150 名)
昭和 60 年 12 月	商経学科設置認可 (定員 100 名 昭和 61 年 4 月 1 日開設)
平成 01 年 06 月	電子工学科を電子情報学科に名称変更 (平成 2 年 4 月 1 日入学生より変更)
平成 01 年 12 月	電子情報学科の定員増認可 (新定員 150 名)
平成 02 年 12 月	商経学科の臨時定員増認可 (新定員 150 名) [平成 11 年度まで]
平成 03 年 12 月	専攻科 (生活科学専攻) 設置届出 (定員 20 名 平成 4 年 4 月 1 日開設)

平成 06 年 12 月	生活科学科の専攻課程設置届出（平成 7 年 4 月 1 日開設） 生活科学専攻（定員 75 名）、住居デザイン専攻（定員 75 名）
平成 06 年 12 月	専攻科（保育専攻）設置届出 （定員 10 名 平成 7 年 4 月 1 日開設）
平成 09 年 12 月	専攻科（生活科学専攻）を（住居専攻）に名称変更及び定員増届出 （新定員 35 名 平成 10 年 4 月 1 日入学生より変更）
平成 10 年 02 月	専攻科（保育専攻）学位授与機構認定
平成 11 年 12 月	商経学科の臨時定員廃止に伴う定員増認可（新定員 150 名）
平成 14 年 04 月	生活科学科の専攻課程別募集を止め、学科募集に一本化
平成 14 年 05 月	全学科の収容定員変更認可及び名称変更届出 （平成 15 年 4 月 1 日入学生より変更） 電子情報学科→情報メディア学科（新定員 130 名） 生活科学科→生活プロデュース学科（新定員 135 名） 幼児教育科→保育学科（新定員 100 名） 商経学科→総合ビジネス学科（新定員 135 名）
平成 15 年 03 月	専攻科保育専攻廃止
平成 19 年 04 月	収容定員変更届出（平成 20 年 4 月 1 日入学生より変更） 情報メディア学科（130 名→100 名） 生活プロデュース学科（135 名→140 名） 保育学科（100 名→120 名） 総合ビジネス学科（135 名→140 名）
平成 25 年 03 月	専攻科住居専攻廃止
平成 27 年 04 月	総合ビジネス・情報学科（定員 220 名）の設置届出 （平成 28 年 4 月 1 日開設） 情報メディア学科（定員 100 名）と総合ビジネス学科（定員 140 名） の平成 28 年 4 月からの学生募集停止報告届出
平成 28 年 04 月	収容定員変更届出（平成 29 年 4 月 1 日入学生より変更） 生活プロデュース学科（140 名→125 名） 保育学科（120 名→135 名）
平成 29 年 06 月	情報メディア学科廃止（平成 29 年 3 月 31 日付廃止）届出
平成 30 年 10 月	総合ビジネス学科廃止（平成 30 年 8 月 20 日付廃止）届出

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

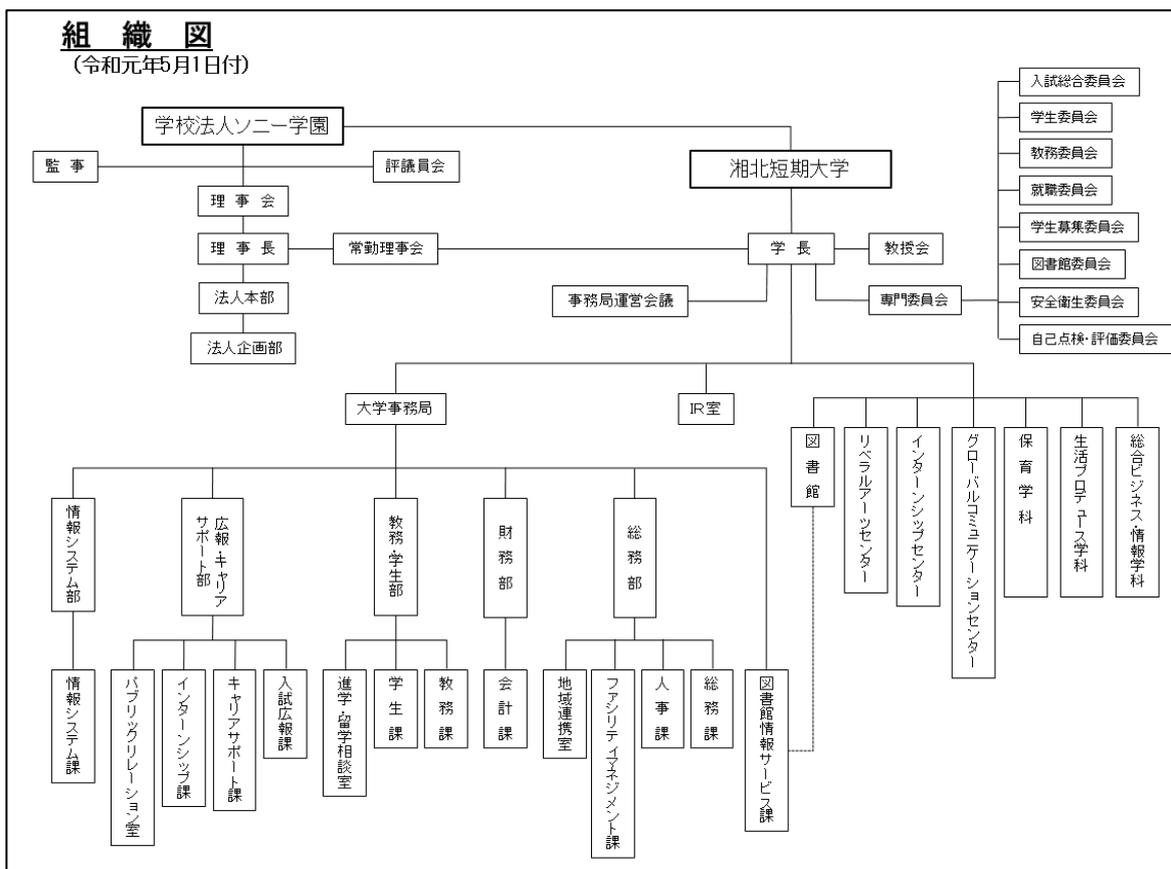
令和元年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
湘北短期大学	神奈川県厚木市温水字長久保 428 番地	480	960	1,059

(3) 学校法人・短期大学の組織図

■組織図

令和元年 5 月 1 日現在の組織図は次の通りである。

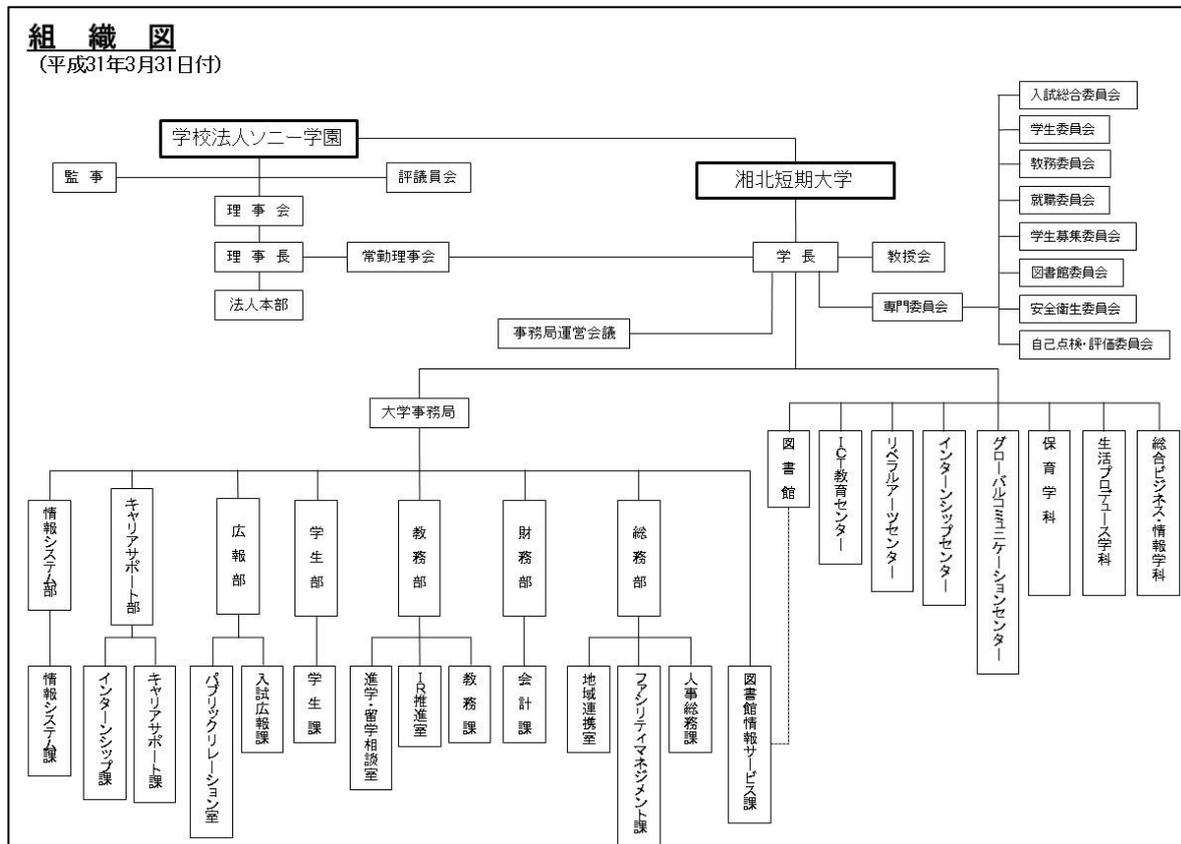


なお、平成 31 年 4 月 1 日付けで組織変更が行われたため、平成 30 年度末の組織図を別に示す。

平成 30 年度までの組織との変更点は次の通り。

- ・法人本部の下に法人企画部を新設
- ・リベラルアーツセンターと ICT 教育センターを統合し新たにリベラルアーツセンターを設置
- ・教務部と学生部を統合し教務・学生部を設置
- ・広報部とキャリアサポート部を統合し広報・キャリアサポート部を設置
- ・教務部 IR 推進室を IR 室に名称変更し学長直轄として設置

平成 31 年 3 月 31 日現在の組織図は次の通りである。



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学は、神奈川県の中核部に位置する厚木市に所在する。厚木市は人口 224,829 人、世帯数 99,364 世帯（平成 31 年 3 月 1 日時点：厚木市ホームページより）で、市街地を小田急電鉄が東西に走り、また東名高速道路をはじめ小田原厚木道路、圏央道（首都圏中央連絡自動車道）、国道 246 号、129 号、412 号など、自動車専用道路・幹線道路も整備されている。本学の最寄り駅である小田急線本厚木駅は、新宿から約 60 分、横浜から約 40 分、小田原から約 40 分と各基幹駅から 1 時間以内の距離にある。本学は本厚木駅から、ほぼ西に約 2 km（徒歩約 25 分）の所に所在している。本学周辺は、本厚木駅周辺の賑わいと異なり、緑に囲まれた丘陵地となっている。なお、厚木市は商工業都市であると同時に、多くの大学や企業の研究所などが所在する学園研究都市でもある。

■学生の入学動向（過去の実績と未来の予測、学生の出身地別人数及び割合）
 本学学生の入学実績は次の通りである。

地域	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
神奈川県	406	86.0	453	86.8	440	87.3	444	88.6	466	87.1
静岡県	24	5.1	30	5.7	26	5.2	20	4.0	24	4.5
東京都	21	4.4	19	3.6	14	2.8	11	2.2	18	3.4
長野県	3	0.6	5	1.0	5	1.0	8	1.6	8	1.5
山梨県	2	0.4	3	0.6	2	0.4	1	0.2	0	0.0
その他	16	3.4	12	2.3	17	3.4	17	3.4	19	3.6
合 計	472	100.0	522	100.0	504	100.0	501	100.0	535	100.0

本学入学者の出身高校所在地の内、8割強を占める神奈川県の高等学校の生徒数、卒業生総数、進学者数の推移は次の通りである。

神奈川県の高等学校の生徒数等の推移

	平成 26 年 3 月	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月	平成 30 年 3 月
高等学校生徒数	192,368	195,741	197,764	199,851	200,006
卒業生総数	63,150	64,590	65,311	66,400	66,239
大学等進学者数	38,526	39,856	40,157	40,703	40,406
短大(本科)進学者数	2,884	2,904	2,781	2,703	2,578

※短大（本科）進学者数は大学等進学者数の内数 出所：平成 30 年度学校基本調査（神奈川県）

神奈川県の中学校、高等学校の学年別生徒数は次の通りである。

平成 30 年度 神奈川県内の中学校、高等学校（全日制本科）学年別生徒数

	中学 1 年	中学 2 年	中学 3 年	高校 1 年	高校 2 年	高校 3 年
生徒数	74,859	76,618	77,249	67,871	67,010	65,125

出所：平成30年度学校基本調査（神奈川県）

県内大学進学者数はここ数年 4 万人程度で推移しているものの、短期大学（本科）進学者数は減少傾向にある。かかる中、本学では平成 30 年度において生活プロデュース学科は入学定員を下回ったが、大学全体としては入学定員 480 名に対して 535 名の入学者を確保することができた。

今後については、県内の中学校、高等学校の学年別生徒数を見ると、当面 18 歳人口は現在と概ね同水準で推移し、大学等への進学者数も相応数見込まれることから、入学者定員の確保に向けて鋭意努力を続けていく。

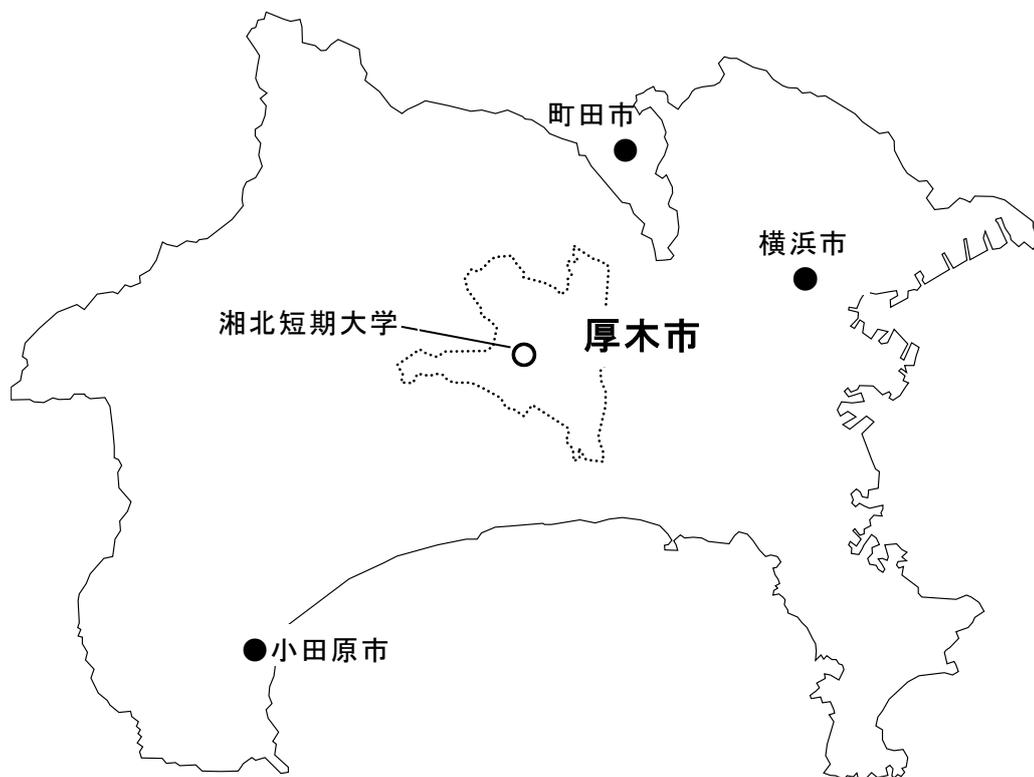
■地域社会の産業の状況及び地域社会のニーズ

経済センサス（平成 26 年 7 月総務省）によると、全国の事業所数約 590 万カ所、従業者数約 6,178 万人のうち、神奈川県は事業所数が約 32 万カ所（5.5%）、従業者数は約 372 万人（6.0%）で、いずれも全国第 4 位となっている。職業別就業者数からみると、事務従事者数約 89.9 万人、専門的・技術的職業従事者約 75.6 万人、販売従事者数約 60.5 万人の順で、いずれも全国第 2 位となっている。

また、神奈川県の子どもの数は 653 園（平成 30 年度学校基本調査）、児童福祉施設は 40,137 園〔うち保育所 27,137 園〕（平成 29 年度社会福祉施設調査）となっている。

かかる県内の産業状況も背景に、本学卒業生への社会的ニーズは高く、ここ数年来の就職率は 98%以上を維持している。今後も地域社会のニーズを的確に把握し、本学の教育の理念「社会でほんとうに役立つ人材を育てる」ことに取り組んでいく。

■短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準 I 建学の精神と教育の効果 [テーマ B 教育の効果] ○卒業生アンケートの導入等により得た情報を、PDCA サイクルのプランに十分に生かすことが望まれる。
(b) 対策
継続的に実施する学生生活アンケート (1年後期、2年卒業時)、卒業後アンケート、就職先企業等へのアンケート及び学外実習先 (教育実習、保育実習、インターンシップ) からの評価等の情報を学習成果の査定に用いている。これらは、平成 30 年度に制定した「アセスメント・ポリシー」において、大学 (機関) レベルの指標として定めた。各種アンケート結果は、教務委員会、教授会、教育課程審議会等で報告され、全学的な教育体制、学習支援体制の見直し、改善等に活用している。
(c) 成果
教育課程審議会、教授会等において上記の結果等を踏まえて審議を行い、平成 25 年度 (平成 26 年度入学生) より、教育課程のプラットフォーム化 (「リベラルアーツ科目」「国際理解科目」「インターンシップ科目」「就業力育成科目」の全学共通化) を行った。これら科目群では、十分かつ効率的に学習成果が得られるよう毎年改善を図っている。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応 (「早急に改善を要すると判断される事項」)

<p>基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス [テーマ C ガバナンス] ○評価の過程で、理事会と評議員会が同時に開催されているという問題が認められた。当該問題については、今後は法令遵守の下、より一層学校法人運営の向上・充実に取り組まれない。</p>
<p>(b) 改善後の状況等</p> <p>本法人は、上記の指摘事項に対して早急な改善を行うこととし、以降開催する当法人の理事会と評議員会においては、両会の同時開催を改め、私立学校法に則った運営に改善した。具体的には、平成 25 年 3 月 26 日（火）以降開催した理事会と評議員会においては、両会の同時開催を改め、時間帯を別にして実施している。</p>

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。
 該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善意見等
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

- ① 教育情報の公表について (令和元年 5 月 1 日現在)

No.	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	本学 Web サイト及び各種刊行物に掲載 https://www.shohoku.ac.jp/aboutus/financial.html
2	卒業認定・学位授与の方針	本学 Web サイト及び各種刊行物に掲載 https://www.shohoku.ac.jp/aboutus/policy.html
3	教育課程編成・実施の方針	本学 Web サイト及び各種刊行物に掲載 https://www.shohoku.ac.jp/aboutus/policy.html
4	入学者受入れの方針	本学 Web サイト及び各種刊行物に掲載 https://www.shohoku.ac.jp/aboutus/policy.html
5	教育研究上の基本組織に関すること	本学 Web サイト及び各種刊行物に掲載 https://www.shohoku.ac.jp/aboutus/outline.html#category2
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	本学 Web サイトに掲載 https://www.shohoku.ac.jp/aboutus/outline.html#category2 https://www.shohoku.ac.jp/subject/teacher/index.html

7	<p>入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事</p>	<p>本学 Web サイトに掲載 https://www.shohoku.ac.jp/aboutus/outline.html#category2 https://www.shohoku.ac.jp/aboutus/financial.html</p>
8	<p>授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事</p>	<p>本学 Web サイト及び各種刊行物に掲載 https://www.shohoku.ac.jp/student/syllabus.html</p>
9	<p>学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事</p>	<p>本学 Web サイト及び各種刊行物に掲載 https://www.shohoku.ac.jp/aboutus/pdf/learning.pdf https://www.shohoku.ac.jp/student/syllabus.html</p>
10	<p>校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事</p>	<p>本学 Web サイト及び各種刊行物に掲載 https://www.shohoku.ac.jp/aboutus/outline.html#category2</p>
11	<p>授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事</p>	<p>本学 Web サイト及び各種刊行物に掲載 https://www.shohoku.ac.jp/high-school/entrance/entrancefee.html</p>
12	<p>大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事</p>	<p>本学 Web サイト及び各種刊行物に掲載 https://www.shohoku.ac.jp/subject/shourei.html https://www.shohoku.ac.jp/future/index.html https://www.shohoku.ac.jp/student/counter.html</p>

② 学校法人の財務情報の公開について

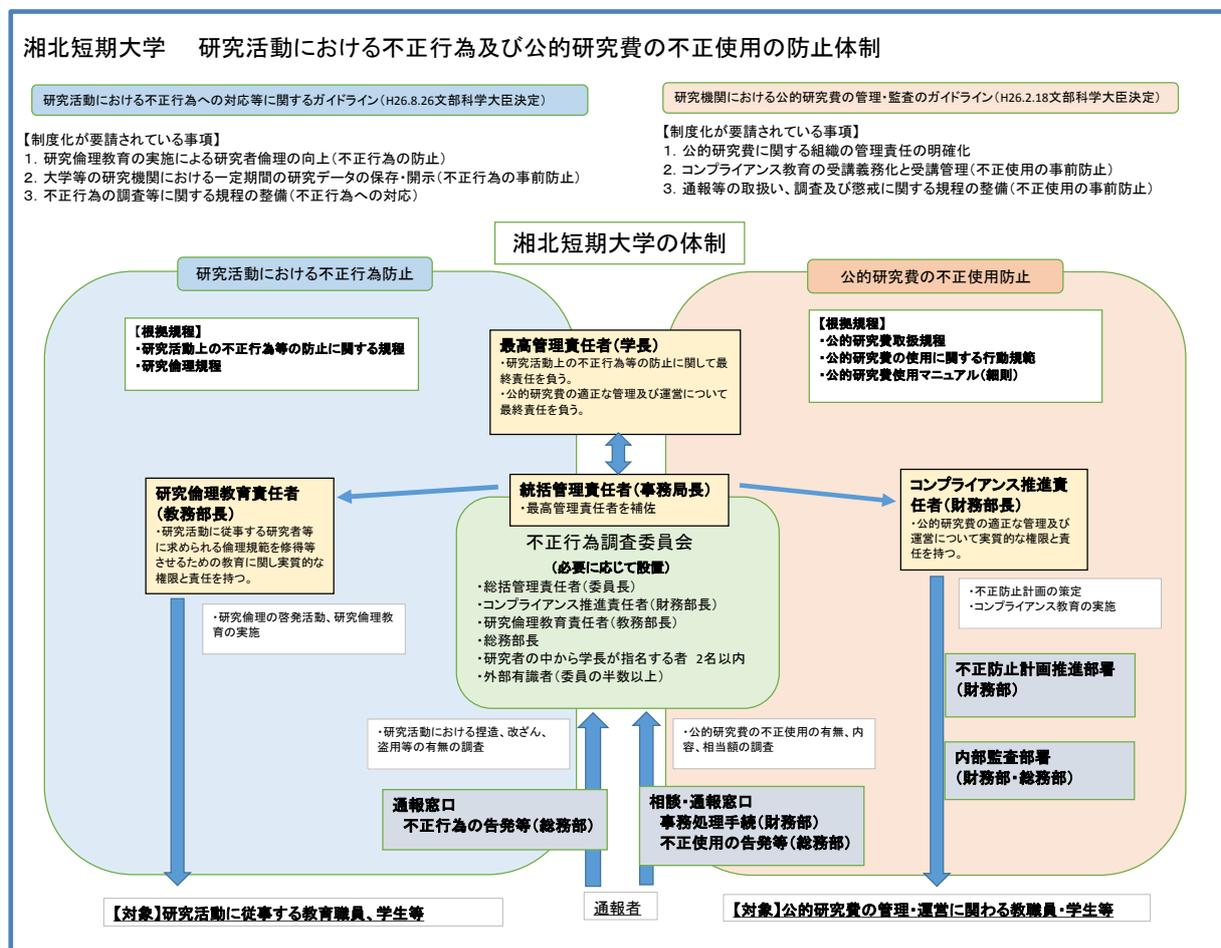
事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	本学 Web サイトに掲載 https://www.shohoku.ac.jp/aboutus/financial.html

(7) 公的資金の適正管理の状況（平成 30 年度）

本学は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）の趣旨を踏まえ、本学の研究活動における不正行為及び公的研究費の不正使用の防止体制を次のように定めている。

研究活動の不正行為防止については「研究活動上の不正行為等の防止に関する規程」「研究倫理規程」等により、また、公的研究費の不正使用防止については「公的研究費取扱規程」「公的研究費の使用に関する行動規範」「公的研究費使用マニュアル（細則）」等により、最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（事務局長）、その他の責任体系を定め、適正な運用管理を行っている。

これら本学の公的研究費の不正使用防止に関する基本方針及び研究活動における不正行為の防止に関する取組みは、本学 Web サイトで公表している。



2. 自己点検・評価の組織と活動

■自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

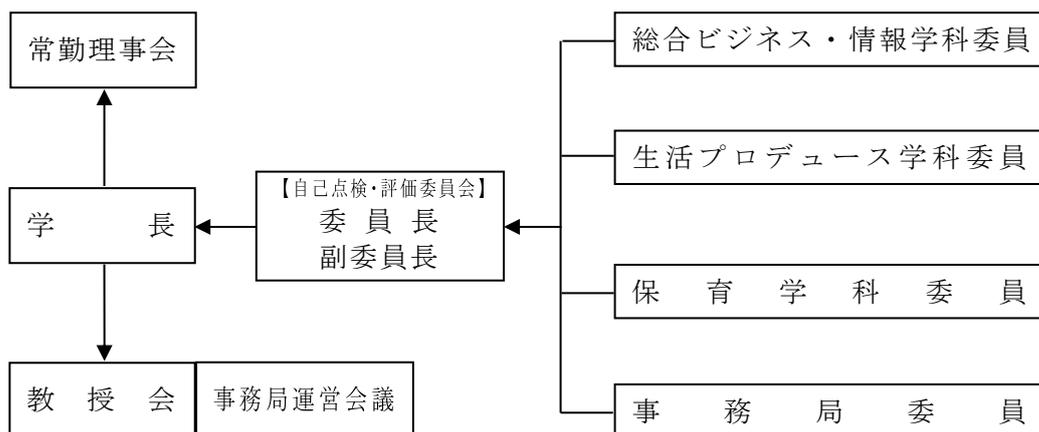
委員会の委員は、学科と事務局から選出され、学科から各1名合計3名、事務職員は事務局長及び総務、教務、財務、キャリアサポート、図書館から各1名の総勢9名である。教員はベテラン及び中堅で全体を見通せる者を配置している。委員長（ALO）は学長が任命し、副委員長は事務局とのスムーズな連携が取れるよう、事務局長が任命されている。

本学の平成30年度の自己点検・評価委員会組織の構成メンバーは次の通りである。

委員長（ALO）	生活プロデュース学科	水 上 裕
副委員長	事務局長・学生部長・図書館長	宮 地 哲 治
委員	総合ビジネス・情報学科教授	小野目 如 快
委員	保育学科教授	實 吉 明 子
委員	キャリアサポート部	
	インターンシップ課主任	小 島 裕 子
委員	財務部財務課課長	山 口 良 治
委員	図書館情報サービス課	熊 谷 裕 子
委員	教務部教務課長	矢 沢 隆
委員	総務部人事総務課	藤 澤 みどり

■自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

自己点検・評価委員会の組織は、次の通りである。



■組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学では、平成6年度より自己点検・評価委員会を組織化し、本委員会は「湘北短期大学専門委員会規程」に基づく全学的な委員会として位置付けられ、「自己点検・評価委員会細則」において活動の詳細を定めている。

「自己点検・評価委員会細則」の第1条で本委員会の目的を「...本学の教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行う...」と定めている。

学科、センター、図書館、事務局各部門の長は、学長から提示される重点施策に基づき、自部門の翌年度の事業計画及び数値目標を起案し、毎年1月に実施される事業計画審議会を経てこれらを確定させる。

学科、センター、図書館、事務局各部門は、本委員会の指示に従い、確定した事業計画及び数値目標の達成状況について、各々、自己点検・評価を実施し、実施結果を本委員会に提出する。

本委員会は、学科、センター、図書館、事務局各部門から提出された自己点検・評価実施結果に基づき『自己点検・評価報告書』を作成し、これを学長に提出する。また、本委員会の委員長（ALO）は、常勤理事会及び教授会に出席して、『自己点検・評価報告書』についての報告を行う。その後、『自己点検・評価報告書』は、本学の Web サイトに掲載され、学内外に公表される。なお、前期を終了した時点で『自己点検・評価中間報告書』がまとめられ、進捗状況の確認を行っている。

本委員会の活動の基本は、本学が改善すべき全体課題についてとりまとめ、全教職員に共通の理解を得させることにある。前述の通り、本委員会が中心となって、学科、センター、図書館、事務局各部門が各々の事業計画及び数値目標について、それぞれの達成状況を自己点検・評価する体制とすることにより、課題への取組み状況を全教職員が理解することとなる。自己点検・評価報告書は、改善への提言も含めて、学長への答申として提出され、学長が示す次年度の重点施策に反映されている。

平成30年は、「自己点検・評価委員会細則」の一部を改定し、本学の教育・研究活動の改善につなげることを目的として、学外の有識者からの意見聴取を行う「外部諮問委員」の制度を設けるとともに、本学の教育活動・学修環境における取組みの適切性を、ステークホルダーである学生に点検・評価してもらう「学生代表者等からの意見聴取」の制度を設け、それぞれ実施した。

その他、『自己点検・評価報告書』及び『自己点検・評価中間報告書』には記載していない各種数値データを『湘北短期大学データ集』としてまとめており、本学の情報源として広く活用している。

■自己点検・評価報告書完成までの活動記録
 (自己点検・評価を行った平成30年度を中心に)

年月日	会議名、議題、依頼事項 等々
平成 30 年 4 月 25 日	平成 30 年度第 1 回自己点検・評価委員会開催 (出席者 9 名) 議題：① 「平成 29 年度 自己点検・評価報告書」について ② 本学取組への外部からの意見聴取及び自己点検・評価委員会細則改定について ③ 平成 30 年度作業日程について
平成 30 年 4 月 25 日	平成 30 年度自己点検・評価に係る外部諮問委員会諮問委員の委嘱について (依頼) 外部諮問委員 5 名に依頼文書、「就任承諾書」の発送
平成 30 年 6 月 7 日	平成 30 年度自己点検・評価に係る外部諮問委員会 開催に向けた事前資料を外部諮問委員 (5 名) に送付
平成 30 年 6 月 12 日	自己点検・評価に係る外部諮問委員会開催について 学内全教職員に向け、メールにて発信
平成 30 年 6 月 16 日	平成 30 年度自己点検・評価に係る外部諮問委員会開催 (出席者 17 名 外部諮問委員：5 名 湘北短期大学：12 名) 議題：教育体系について、4 つの科目群 (リベラルアーツ科目、国際理解科目、インターンシップ科目、就業力育成科目) をテーマとし、産業界や高校教員の視点からの希望、意見をいただく。
平成 30 年 6 月 27 日	平成 30 年 6 月度教授会 平成 30 年度自己点検・評価に係る外部諮問委員会の開催報告
平成 30 年 7 月 12 日	「平成 31 年度 認証評価申込書」を短期大学基準協会に送付
平成 30 年 7 月 18 日	平成 30 年度自己点検・評価に係る外部諮問委員会 参加者への「議事録」送付
平成 30 年 8 月 24 日	平成 31 年度認証評価 ALO 対象説明会 平成 30 年 8 月 24 日 (金) 13:00~16:45 一橋大学「一橋講堂」 (出席者 3 名 ALO、自己点検・評価委員 2 名)
平成 30 年 8 月 29 日	平成 30 年度第 2 回自己点検・評価委員会開催 (出席者 8 名) 議題：① 平成 30 年度前期の取組み ～自己点検・評価報告書作成、外部諮問委員会開催～ ② ALO 対象説明会報告、第三者評価に向けての取組み ③ 自己点検・評価委員会細則改定
平成 30 年 9 月 26 日	平成 30 年度自己点検・評価に係る代表学生からの意見聴取会 (出席者 10 名 代表学生 6 名：2 年生・3 学科 2 名 教職員 4 名) 議題：① 学修支援の一つである「資格取得」について ② 施設、設備について
平成 30 年 9 月 29 日	平成 30 年 9 月度-2 教授会 自己点検・評価委員長より報告と依頼 ① 「平成 29 年度 湘北短期大学データ集」完成報告と協力への謝辞 ② 「平成 30 年度自己点検・評価中間報告書」作成依頼 ③ 「自己点検評価に係る代表学生からの意見聴取会」開催報告
平成 30 年 10 月 24 日	平成 30 年 10 月度 教授会 自己点検・評価委員長より報告 ① 「代表学生からの意見聴取会」の実施と主な意見について報告 学長より、代表学生からの意見は、内容を踏まえて優先順位をつけて対応するよう指示

年月日	会議名、議題、依頼事項 等々
平成 30 年 10 月 31 日	全学講演会「第 3 評価期間の認証評価について」 一般財団法人 短期大学基準協会 事務局長 松ヶ迫和峰氏 専任教職員向け講演会（出席者 55 名）
平成 30 年 11 月 21 日	平成 30 年度第 3 回自己点検・評価委員会開催（出席者 8 名） 議題：① 「平成 30 年度自己点検・評価 中間報告書」について ② 「平成 30 年度自己点検・評価に係る代表学生からの意見聴取会」 ③ 平成 30 年度 自己点検・評価委員会 作業スケジュール
平成 31 年 1 月 23 日	平成 30 年度第 4 回自己点検・評価委員会開催（出席者 9 名） 議題：① 「平成 30 年度自己点検・評価報告書」 1-1 担当部門の確認について 1-2 今後の作業日程について ② 「平成 30 年度自己点検・評価に係る代表学生からの意見聴取会」
平成 31 年 2 月 15 日	執筆依頼：「平成 31 年度 認証評価 自己点検評価・報告書」について 学科長、センター長、事務局各部門長宛メールにて依頼
平成 31 年 2 月 15 日	平成 30 年度自己点検・評価に係る代表学生からの意見聴取会 <報告とお礼> (出席者 9 名 代表学生 5 名:2 年生・3 学科 2 名・1 名欠席 教職員 4 名) 議題：9 月 26 日開催の意見聴取会において提起された意見に対する 回答・説明 ① 資格取得について ② 施設、設備について
平成 31 年 3 月 6,7 日	【第三者評価、自己点検・評価報告書】説明会の実施について 執筆担当者となる学科長、センター長、事務局各部門長に向けた説明会 1. ALO より 2. 第三者評価について（概要、受審義務など） 3. 今後のスケジュール 4. 自己点検・評価報告書の記載方法 5. 提出・備付資料の作成・提出 6. 質疑応答
平成 31 年 4 月 12 日	執筆依頼：「平成 31 年度 認証評価 提出資料・計算書類等の概要」 財務部長宛メールにて依頼
令和元年 5 月	資料準備依頼：<基礎データ・様式 11~17> 提出資料 総務部長、教務・学生部長宛メールにて依頼
	資料準備依頼：<根拠となる資料・様式 18~23> ①提出資料 ②備付資料 教務・学生部、総務部、財務部 部門長宛メールにて依頼
	資料準備依頼：<根拠となる資料> ①提出資料 ②備付資料 学科長、センター長、事務局各部門長宛メールにて依頼
令和元年 6 月	自己点検・評価委員会を開催し、「平成 30 年度自己点検・評価報告書」の 確認を行い、承認を得る。
	自己点検・評価委員会で承認された「平成 30 年度自己点検・評価報告書」 について、委員会の委員長が常勤理事会、教授会に報告し、承認を得る。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

＜根拠資料＞

提出資料	1 大学案内 2018、2 学生生活ガイド 2018、3 大学 Web サイト (写)、 4 平成 30 年度学則
備付資料	1 40 周年記念誌「40 周年を迎えて」、2 平成 30 年度あつぎ協働大学 資料、3 厚木市と市内 5 大学との連携及び協働に関する包括協定書、 4 厚木市との連携事業一覧、5 厚木商工会議所と湘北短期大学との企 業の Web サイト制作に関する協定書、6 市内 5 大学間の連携・協力及 び協働に関する包括協定書、7 厚木商工会議所と市内 5 大学との連携・ 協力及び協働に関する包括協定書、8 湘北短期大学と高等学校との教 育交流協定書、9 主な学生ボランティア活動

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

本学は、ソニー株式会社の寄付により設立された学校法人ソニー学園のもとに昭和 49 年に開学された。その開学式において、創立者井深大は教育に関する思いを次のように語った。

「なんとかして有名大学を出ることが、もっと簡単にいえばよい大学へさえ入ってしまえば人生の大半が決まってしまう様な今日の中の機構に、私は大変疑問を感じる。ほんとうに世の中の役に立ちその存在に意味のある人は、こんな教育の中からは決して生まれてこないだろう。教育は決してだまっていて上から自動的に与えられるだけのものではない。自分で求め何処までも自分で追及していくのが真の教育の姿ではないだろうか。こんな方向を目指して、どんどん実現していける学校がこれからの日本にはどうしても必要であるということから、湘北短期大学が生まれることになったのである。実技を通じて智識のみでなく、世の中を生きていく、人を率いていける人柄を身につける教育を私は大いに期待している。」

この井深大の言葉は、創立以来、教育の指針として堅持されてきたが、創立 25 年を期に、この言葉を建学の精神（提出-1）とし、また、「社会でほんとうに役立つ人材を育てる」を教育の理念（提出-1）とすることが、常勤理事会及び教授会で確認された。本

学の教育の理念は、この建学の精神を具現化するものとして導き出されたものであり、建学の精神は、本学の教育理念・理想を明確に示している。

建学の精神は、「自分で求めどこまでも追及していくのが真の教育の姿」であり、これを目指し、実現していくことが本学の使命であること、また、「実技を通じて智識のみでなく、世の中を生きていく、人を率いていける人柄を身につける教育」を実践していくことを表しており、この精神は、正に、「教育基本法」及び「私立学校法」に基づいた公共性を有していると言える。

建学の精神は、大学案内（提出-1）、学生生活ガイド（提出-2）、大学 Web サイト（提出-3）などへの掲載、キャンパス内の学生の目に触れやすい場所（7か所）でのパネル掲示、創立 40 周年記念事業として学内に建立した「建学の精神の碑」（備付-1）など、多くの場所で目にする事ができる。また、入学式、卒業式、保護者懇談会、ガイダンス、オープンキャンパスなど多くの機会に説明をするなど、学内外に表明している。本学は、建学の精神を Web サイトや大学案内等の印刷物によりステークホルダーである受験生、学生、保護者、高等学校教諭、就職先団体・企業が認知できるよう努めるとともに、オープンキャンパス、入試懇談会、保護者向け就職セミナー、企業懇談会等の機会を定期的に設けて説明を行うことにより、ステークホルダーの理解を得るための取組みを確立している。

建学の精神は、年度初めに非常勤を含む全教職員が一同に会する全学会同・教育計画会議において、学長が年度方針を発表する際に必ず建学の精神に基づいて定められた教育の理念から説き起こしており、建学の精神と教育の理念は学内において本学の教育の基盤として常に共有されている。

建学の精神を具現化するものである本学の教育理念「社会でほんとうに役立つ人材を育てる」は、本学「学則」（提出-4）第 1 条第 2 項「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、職業または實際生活に必要な専門の学芸とその実際の活用を深く研究し教授することにより、社会でほんとうに役立つ人材を育て、もって社会の発展に寄与することを目的とする。」に、本学の目的及び使命として表されている。本学は、定期的に学則の見直しを行い、必要な場合には、常勤理事会及び教授会の諮問を経て、新学則を定めており、これにより、建学の精神を確認している。

【区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業として、厚木市と市内 5 大学の連携による「あつぎ協働大学」を平成 21 年より開講している。10 年目を迎えた平成 30 年

湘北短期大学

度は、統一テーマ「躍動」のもと、本学では個別テーマ「こころ踊る生活を求めて経済と文化を探る」を設定して、3学科から5人の教員がそれぞれのテーマを持ち寄って一般市民向け5講を開催し、各講座には約80人の参加者があり好評を博している。このほか、小学生向け2講も開催した。(備付-2)

平成30年度 「あつぎ協働大学」テーマ【躍動】

<一般市民向け講座>

湘北短期大学 個別テーマ：こころ踊る生活を求めて経済と文化を探る

回	日程	主題	講師	出席人数
1	8月4日	はじめての株式投資と会計情報	総合ビジネス・情報学科 准教授 加藤美樹雄	75人
2	8月18日	アートとマーケティングの出会い	総合ビジネス・情報学科 講師 松本竜一	74人
3	8月25日	仏遺教経に親しむ	総合ビジネス・情報学科 教授 小野目如快	72人
4	9月1日	精神障害者の支援に関する歴史的 変遷から診た今後の課題	保育学科 教授 田中利則	76人
5	9月8日	和食の『おいしさ』と拡がり	生活プロデュース学科 教授 吉川光子	80人
合計人数				377人

<小学生向け講座>

回	日程	主題	講師	出席人数
1	8月24日	フェルトボール・コースターを作ろう!	生活プロデュース学科 教授 太田奈緒	19人
2	8月27日	プログラミングで遊ぼう!	総合ビジネス・情報学科 教授 内海太祐	19人
合計人数				38人

本学が所在する厚木市と市内5大学（湘北短期大学、神奈川工科大学、松蔭大学、東京工芸大学、東京農業大学）とは、平成20年6月に「厚木市と市内5大学との連携及び協働に関する包括協定書」(備付-3)を締結している。上記の「あつぎ協働大学」は、厚木市と5大学が連携する中核的取組みで、市民を対象に各大学が教養科目を開講している。毎年、包括協定に基づき定期的に協議会（厚木市大学連携・協働協議会）を開催し、連携事業の状況や意見交換を行う等、厚木市と5大学の連携推進は活発に行われている。平成30年度における厚木市と市内5大学との連携実績事業数は94件（うち本学が係わる事業数26件）を数える。市の委員会等への委員委嘱、学習講座等に対する協力、学生によるボランティア活動、市及び大学の事業に対する協力、研究に対する補助・協力、初等中等教育との連携事業など多方面に亘る。(備付-4)

また、厚木商工会議所と連携した取組みとして、本学の総合ビジネス・情報学科「WEBサイトデザイン」の授業で、厚木商工会議所会員企業のホームページ制作(備付-5)などを行っている。

平成 30 年度には、5 大学、厚木市及び厚木商工会議所で構成する「あつぎ市大学連携プラットフォーム」を形成することとし、平成 30 年 9 月には、「市内 5 大学間の連携・協力及び協働に関する包括協定書」（備付-6）「厚木商工会議所と市内 5 大学との連携・協力及び協働に関する包括協定書」（備付-7）をそれぞれ締結した。5 大学の特色を活かすとともに、学生が主体的に地域及び地域住民との連携を図る機会を創出し、高等教育の活性化につなげていくことを目指している。

また、本学では 29 校（神奈川県立 27 校、川崎市立 1 校、東京都立 1 校）の高等学校と「教育交流協定」（備付-8）を締結している。その交流事業の一環として協定校からの要請により、年間を通じて出張授業の実施（別表 1）や特別講座（別表 2）の開講を行っている。

平成 30 年度

別表 1（高大連携高校での出張授業）

回	日程	実施高校	主題	学年	人数	講師
1	6 月 26 日	伊勢原	ファッションマップを作ろう	2 年生	12 人	生活プロデュース学科 教授 太田奈緒
2	7 月 9 日	川崎総合科学	1 日体験授業	2 年生	39 人	総合ビジネス・情報学科 教員、広報部
3	7 月 10 日	愛川	ピアノに親しむ	1.2.3 年生	3 人	保育学科 講師 赤井裕美
4	7 月 12 日	茅ヶ崎	言葉あそび	1.2.3 年生	22 人	保育学科 教授 實吉明子
5	7 月 17 日	平塚商業	マーケティング入門	1 年生	198 人	総合ビジネス・情報学科 講師 松本竜一
6	8 月 24 日	川崎総合科学	音～センサー+出力系システム作成～	1.2 年生	10 人	総合ビジネス・情報学科 教授 内海太祐
7	9 月 10 日	高浜	似合う色の見つけ方	1 年生	39 人	生活プロデュース学科 講師 小出真理子
8	12 月 10 日	川崎総合科学	ゲームはどうやって作られているのか？	2 年生	39 人	総合ビジネス・情報学科 准教授 高木亜有子
9	12 月 14 日	小田原東	生活習慣病とは？ 自己の生活習慣について考えよう	2 年生	235 人	生活プロデュース学科 教授 小泉綾
10	3 月 13 日 ～15 日	有馬	コミュニケーション研修会	1 年生	315 人	総合ビジネス・情報学科 教授 飯塚順一
11	3 月 20 日	小田原東	現代コミュニケーション	1 年生	231 人	総合ビジネス・情報学科 教授 飯塚順一

別表 2（高大連携高校生徒への特別講座）

日程	主題	人数	講師
7 月 30 日	高校生のための「メディア・リテラシー特別講座」	4 人	非常勤講師 上野敦史

ボランティア活動（備付-9）については、学友会の福祉委員会が中心となって、学生と教職員が通学路（本厚木駅からキャンパスまでの約 2 km）の清掃ボランティアを行うクリーンキャンペーンを年 4 回、地域の子どもたちを対象とするタオル人形ボランティアを年 1～2 回、防犯ボランティアを年 2～3 回実施しているほか、ペットボトルキャップを集めてワクチン支援を行うペットボトルキャップ回収活動を実施。その他にも、厚木市が推進する事業への協力ボランティアを学内で募り、毎年複数の学生が参加している。また、近隣地域の病院、高齢者施設、障がい者施設など各施設が

実施する催事への出演依頼に対して、学友会サークルの多くの学生が積極的に参加し、施設入居者の方々に喜んでいただけるなど、地域・社会に貢献している。さらに、生活プロデュース学科では、市内小学校からの依頼に対して、小学校教諭のアシスタントなどを行うスクールボランティアを実施している。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

建学の精神及び教育の理念は、本学の教育基盤として確立している。しかし、これらの精神及び理念が単なる伝統として語られるのではなく、現在を生きる学生たちにとって意義あるものとして理解される努力を怠ってはならない。そのためには、すべての教育職員と事務職員が率先して建学の精神及び教育の理念にもとづく行動を起こし、学生たちに身をもって示していくことが求められる。すべての教職員が自然体でこれらを進めていくことができる環境を整えていく。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

学内においては、本学の建学の精神をより理解し、浸透させるために、創立者井深大の写真と建学の精神のパネルを各所に設置している。

また創立 40 周年記念事業として、平成 23 年度には、本学の裏山に学生・教職員が木々の間を静かに散策できる 300m ほどの「井深さんの散歩道」を設けるとともに、平成 26 年度には、その頂きに「建学の精神の碑」を建立して、建学の精神の伝承に努めている。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

- 提出資料 2 学生生活ガイド 2018、4 平成 30 年度学則、5 湘北短期大学教育基本方針、6 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、7 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、8 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）、9 平成 31 年度学則第 1 条、10 平成 30 年度履修ガイド、11 平成 31 年度学生募集要項、12 カリキュラムマップ、13 学修成果（ラーニングアウトカムズ）
- 備付資料 10 自己点検・評価に係る外部諮問委員会議事録、11 就職先企業へのアンケート、12 保育学科就職先へのアンケート、13 常勤理事会議事録、14 教授会議事録、15 シラバス作成ガイドライン
- 備付資料-規程集 19 入試総合委員会細則、21 教務委員会細則、27 教育課程審議会運営規程、61 シラバス作成に関する要綱

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準 II-A-6）

<区分 基準 I-B-1 の現状>

建学の精神と教育の理念に基づいて、「湘北短期大学教育基本方針（3つのポリシー）」（以下「湘北教育基本方針」という。）（提出-5）を定めている。湘北教育基本方針では、大学全体の教育目標を「自分の頭で考え、自分の言葉で表現し、自分で決めて実行する人を育てる」としている。

学科の教育目的・目標は、大学全体の教育目標に定める人材育成を実現するために、各学科の学びに関する知識・技能を身につけることであり、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」（提出-6）において示している。

なお、短期大学設置基準第 2 条に規定される、「学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について学則等で定めること」については、平成 30 年 7 月の学校法人運営調査で「学則」（提出-4）への未記載が指摘されたため、同年 8 月の教授会、同年 9 月の常勤理事会の議を経て制定し、同年度 3 月に学則変更を文部科学省へ届け出た。

平成 31 年度学則（提出-9）

第 1 条

3 学科の人材の育成に関する目的、その他の教育研究上の目的は次の通りとする。

- (1) 総合ビジネス・情報学科は、ビジネス知識・IT 活用能力・ビジネスの実践

的技能を備えた社会で役に立つ人材を育てる。

- (2) 生活プロデュース学科は、心身ともに快適で豊かな生活を創り出していくとともにビジネス社会で活躍する女性を育てる。
- (3) 保育学科は、保育に必要な知識と技能を修得し、実践的指導力と創造性を身につけ、乳幼児の豊かな心と想像力を養うことができる人材を育てる。

各学科の教育目的・目標は、湘北教育基本方針により、Web サイトや履修ガイド（提出-10）、学生募集要項（提出-11）等の印刷物によりステークホルダーである受験生、学生、保護者、高等学校教諭、就職先団体・企業が認知できるよう努めている。

学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込んでいるかについては、平成 30 年度は、「自己点検・評価に係る外部諮問委員会」（地域企業 3 社の人事担当者、商工会議所事務局長、高等学校教諭等が参加）の開催（備付-10）、就職先企業へのアンケート（備付-11）、保育学科就職先へのアンケート（備付-12）により意見聴取を行い、点検している。これらについては、引き続き定期的実施していく。

[区分 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

湘北教育基本方針は「建学の精神」及び「教育の理念」に基づいて定められている。学生の卒業時の学習成果は、教育の理念「社会でほんとうに役立つ人材」としての知識・スキル・態度、及び教育目標「自分の頭で考え、自分の言葉で表現し、自分で決めて実行する」力を身につけることである。

各学科の教育目的・目標は、2 年間の学習を通して、各学科の学びに関する知識・技能を身につけた人材の育成であり、各学科の学習成果として対応するものである。より具体的な学習成果（身につけるべき資質・能力）は、各学科の「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」（提出-6）及びカリキュラムマップ（提出-12）の「育成を目指す人材」に示している。また、総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科はフィールド・コース制をとるため、カリキュラムマップに各フィールド・コース単位で「身につける知識・技能」、「取得を目指す主な資格」を記載し、学習成果をより理解することができるようにしている。

○各学科の「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」

■総合ビジネス・情報学科

- ・ 社会人として必要なコミュニケーション能力を身につけている。
- ・ 流通の仕組み、会社の役割、金銭の動きなどのビジネス知識を身につけている。
- ・ 情報化されたビジネス社会に必要な IT 活用能力を身につけている。
- ・ さまざまな業種・職種で求められる実践的知識と技能を身につけている。

■生活プロデュース学科

- ・ 自立した女性として多様な社会で活躍する意志を持っている。
- ・ 人と関わって課題に取り組み、目標の達成に向けて努力することができる。
- ・ 本学科の教育課程に設けた生活に関連する分野の専門知識と基礎技能を習得している。
- ・ 継続して主体的に学修を深める姿勢を身につけ、快適な生活を創り出すことができる。

■保育学科

- ・ 自らの意思と主体性を持つ人材になるための資質・能力を身につけ、社会人として必要とされる知識や技能を習得している。
- ・ 保育の目的や対象を十分理解し、より良い保育の内容・方法に関する知識や技能を習得し、さらに実践的応用力を身につけている。
- ・ 保育に関する学びを発展的に深めながら、自ら設定した課題への取り組みと考察を行い、さらに将来に向けた主体的・実践的な取り組みを行うことで、保育者としての資質を十分に身につけている。

○平成 30 年度各学科のカリキュラムマップ（「育成を目指す人材」）

■総合ビジネス・情報学科

幅広い教養に裏打ちされた豊かな人間性、専門的なビジネス知識と技能、高度に情報化された現代のビジネス社会で必要とされる情報リテラシーの 3 点を具え、ビジネス社会で活躍できる人材。

■生活プロデュース学科

自立した女性として多様な社会で活躍する。人と関わって課題に取り組み、目標の達成に向けて努力する。生活に関連する分野の専門知識と基礎技能を修得している。継続して主体的に学修を深める姿勢を身につけ、快適な生活を創り出すことができる。

■保育学科

保育士、幼稚園教諭となるための知識と技能を習得し、実践的指導力と創造性を身につけ、乳幼児の豊かな心と想像力を養うことが出来る人材。

なお、平成 30 年度に、各学科及び各フィールド・コース単位での学習成果を体系的に示す「学修成果（ラーニングアウトカムズ）」（提出・13）を、次の通り定めて、平成 31 年度履修ガイドに掲載することとした。

○学修成果（ラーニングアウトカムズ）

■総合ビジネス・情報学科	
ビジネス情報	<ul style="list-style-type: none"> ・データ入力、資料作成など事務職に求められる基礎的な技能及び各種データを分析し発信する能力を身につけている。 ・「ビジネス能力検定」や「MOS」の取得に向けた学習を通して、マネジメントやビジネスの知識と高いパソコンスキルを身につけている。
経理・金融	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表の作成・読解ができる。 ・資金運用・計画に関する専門能力を身につけている。 ・「簿記検定」や「ファイナンシャル・プランニング技能検定」の取得に向けた学習を通して、高い計算能力と社会経済に関する幅広い教養を身につけている。
ショップマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・流通・販売業、各種サービス業、カウンター営業、商品企画、バイヤー、ショップ経営などに必要な技能及びマーケティングの知識や経営手法を身につけている。 ・「リテールマーケティング（販売士）検定」や「サービス接客検定」の取得に向けた学習を通して、販売の実践的能力を身につけている。
オフィスワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・一般事務、受付・窓口業務、秘書など様々な業種・職種で活躍できる実践的能力を身につけている。 ・「秘書技能検定」や「コミュニケーション検定」の取得に向けた学習を通して、高いビジネスコミュニケーション能力を身につけている。
観光ビジネス（観光エリア）	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行・ホテル・テーマパークなど、観光関連業界に関する専門知識と語学力を身につけている。 ・「国内旅程管理主任者」や「国内旅行業務取扱管理者」の資格取得に向けた学習を通して、実践的な知識や技能を身につけている。
観光ビジネス（留学エリア）	<ul style="list-style-type: none"> ・1年次後期3ヶ月間のオーストラリア国立ニューカッスル大学への留学を通して、実践的な英語力と国際感覚を身につけている。 ・旅行・ホテル・テーマパークなど、観光関連業界に関する専門知識を身につけている。 ・「国内旅程管理主任者」や「旅行業務取扱管理者」の資格取得に向けた学習を通して、実践的な知識や技能を身につけている。
ITプログラミング	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラマーやシステムエンジニアに求められるIT活用技術を身につけている。 ・多様なオフィス現場でIT機器とソフトウェアを駆使できる能力及び協働して物事を進められるコミュニケーション能力を身につけている。
ITメディアデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB、CG、映像などのメディアデザインの素養及びITを活用するコラボレーション能力を身につけている。 ・PCトラブルに対応できるサポート技能を身につけている。 ・インフォグラフィックスなどビジュアルを用いたわかりやすい情報伝達のための知識を身につけている。

■生活プロデュース学科	
ファッション	<ul style="list-style-type: none"> ・アパレル業界で働くために必要な知識を身につけている。 ・販売職・サービス職に必要なおもてなしの心、ビジネスマナーを身につけている。 ・チームで働くための協調性、様々なお客様に対応できる対応力などを身につけている。
フード	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養、調理と食文化、食の安全など、幅広い知識と技能を修得し、魅力ある食生活を提案できる。 ・健康な生活をプロデュースするための総合的な知識を修得している。 ・多彩な学びを通じ、ホスピタリティ、コミュニケーション能力、創造性を身につけている。

インテリアデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・快適な住まいや安全な住環境の知識を身につけている。 ・戸建て住宅、マンションなど生活空間の企画・設計ができる。
子どもサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・現代における子どもと家族のあり方を総合的に理解している。 ・子どもとその家族に対するコミュニケーションスキルを身につけている。 ・子どもと家族を対象とした仕事に関する知識、技能を習得している。
医療事務・情報	<ul style="list-style-type: none"> ・医療事務職に必要な知識と技能を身につけている。 ・医療情報に関する基礎知識及び技術を身につけている。 ・医療従事者に求められるホスピタリティ、コミュニケーション能力を身につけている。

■保育学科

- ・保育者となるための知識と技能を習得している。
- ・実践的指導力と創造性を身につけている。
- ・乳幼児の豊かな心と想像力を養うことが出来る。

学習成果は、本学 Web サイト、履修ガイド、学生生活ガイド（提出-2）、学生募集要項で公表している。各学科の具体的な学習成果も「カリキュラムマップ」に掲載し、本学 Web サイト、履修ガイドで公表している。また、学習成果の結果となる、学位取得状況、資格取得、就職等進路にかかる実績、卒業生アンケート結果等についても本学 Web サイトで公表している。

学習成果の点検は、教育課程審議会（年 3 回）（備付・規程集 27）、教授会、常勤理事会等で、学校教育法の短期大学の規定に照らして定期的に点検している。

【区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本学の三つの方針は、平成 21 年度に常勤理事会及び教授会の議を経て制定された「湘北教育基本方針」をもって嚆矢とする。その後、平成 26 年、平成 27 年に改定を行い、現行の「湘北短期大学教育基本方針（3つのポリシー）」は、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（中央教育審議会大学分科会大学教育部会 平成 28 年 3 月 31 日）を踏まえ、平成 29 年に策定した。

「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」（提出-6）は、本学の教育理念に基づき、どのような力を身につけた者に卒業を認定し、学位を授与するかを明確に定めた。「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」（提出-7）は、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の達成のために、どのような教育課

程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学習成果をどのように評価するのかを明示した。「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」（提出・8）は、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定め、受け入れる学生に求める学習成果を示すものとした。

策定にあたっては、平成 28 年度の本学事業計画の中でポリシーの見直し・明確化を重点施策とし、教務委員会（備付・規程集 21）、入試総合委員会（備付・規程集 19）での数回の議論を行い、平成 29 年 2 月 8 日開催の常勤理事会及び平成 29 年 2 月 22 日開催の教授会での審議を経て、学長が決定した。（備付・13、14）

本学は三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。学科の学習成果は「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づいている。教育課程は「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に基づき編成・実施している。教員は授業の具体的到達目標、授業内容、準備学習の内容、成績評価の方法・基準などが「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に合致しているか確認の上、シラバスを作成している。（備付・15）「シラバス作成に関する要綱」（備付・規程集 61）に基づき学科長等は、授業担当者が作成したシラバスが本学並びに学科の学習成果に合致しているか、成績評価に学習成果が的確に反映されているかなどを確認している。「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」は、教育目標に定める人材を育成するため、また、学科の「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に定める教育を通して、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に定める要件を満たす学生を育成するために必要な、高等学校等までの学習、態度、意欲等を示している。入学試験は、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」に基づいて、出願者の能力・適性等を、多面的・総合的に判定している。「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」は、入学者に求める知識・技能の一つとして『『国語総合（現代文）』と『英語』を通じて、聞く・話す・読む・書くという基礎的なコミュニケーション能力を身につけている。』ことを提示している。全学科において、国語系、英語系の必修科目を開設し、入学後も学力レベルが向上するよう取り組んでいる。プレイスメントテストを複数回実施し、学習成果の把握、授業内容等の改善を図っている。

湘北教育基本方針は、本学 Web サイト、入学案内、履修ガイド、大学ポートレートに掲載し、学内外に表明している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

現行の湘北教育基本方針は、大学の教育目標とその目標を実現するための大学及び学科の三つの方針（卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー））を定めているが、学科の教育目的・目標を明確に表しているとは言えないので、湘北教育基本方針をより体系的に整備し、学内外に周知していく。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料	14 専門委員会規程、15 自己点検・評価委員会細則
備付資料	10 自己点検・評価に係る外部評価委員会議事録、11 就職先企業へのアンケート、12 保育学科就職先へのアンケート、16 自己点検・評価報告書（過去3年間）、17 自己点検・評価中間報告書（過去3年間）、18 湘北短期大学データ集（過去3年間）、19 リベラルアーツセンター資料（高大連携連絡協議会、高大連携教育研究会）、20 平成30年度アセスメントテスト結果、21 免許・資格等の取得状況、22 学位取得状況、23 自己学修及び授業評価アンケート、24 学生生活アンケート、25 卒業生アンケート、26 成績分布状況、27 単位修得状況、28 GPA 分布・平均、29 就職率、30 学外実習先からの評価等、31 アセスメント・ポリシー、32 教育課程審議会議事録、33 教務委員会議事録、34 自己点検・評価委員会議事録、35 授業点検報告書、36 授業参観コメントシート
備付資料-規程集	18 専門委員会規程、26 自己点検・評価委員会細則

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学は「専門委員会規程」（提出-14、備付-規程集18）に基づいて「自己点検・評価委員会細則」（提出-15、備付-規程集26）を制定している。これに従って自己点検・評価委員会が組織され、委員は学科にあつては専任教員の中から、事務局各部にあつては専任職員の中から、各学科長及び各部長がそれぞれ推薦し、学長が任命している。

自己点検・評価委員会は、教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営、施設及び設備の状況について日常的に自ら点検・評価を行い、「自己点検・評価中間報告書」（以下「中間報告書」という。）（備付-17）、「湘北短期大学データ集」（以下「データ集」という。）（備付-18）、「自己点検・評価報告書」（備付-16）を作成し、学長に提出している。報告書、データ集の作成にあたっては、評価基準の

観点に沿って、関連する各部門の担当者が記述し完成するため、多くの教職員が日常的に自己点検・評価に携わっている。

中間報告書及びデータ集については、教職員全員が閲覧できる学内ポータルサイトに掲載し情報を共有している。自己点検・評価報告書は、学内ポータルサイトに加えて、本学Webサイトで公表している。

本学の自己点検・評価活動は、全教職員が関与するために、学科、センター、図書館、事務局各部門単位で実施している。自己点検・評価委員会は当該実施結果を「自己点検・評価報告書」として纏め、これを理事長・学長に提出・報告している。自己点検・評価活動の基本は、学科、センター、図書館、事務局各部門が改善すべき課題に触れ、全教職員の共通の理解を深めることにある。

自己点検・評価委員会に、平成30年度から外部諮問委員の制度を設けている。外部諮問委員は、本学の教育・研究活動における取組みの適切性を客観的な視点から点検・評価するため、優れた識見や教育・研究活動に専門的知識を持つ学外の有識者を委員会の諮問委員として任命し、意見聴取を行うものである。平成30年度は、本学のステークホルダーである高等学校の教員、企業関係者、厚木商工会議所事務局長などを諮問委員に任命して意見聴取を行った。(備付-10) また、高等学校29校と教育交流協定を結んでおり、毎年度開催する高大連携連絡協議会、高大連携教育研究会(備付-19)を通じて、高等学校の関係者から意見聴取を行っている。

自己点検・評価の結果(報告書、データ集、外部諮問委員及び代表学生から得た情報等)は、学内ポータルサイトを通して教職員全員が共有し、改革・改善に活用するなど、内部質保証の維持向上に努めている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

本学では、学習成果を焦点とする査定(アセスメント)を次の手法により行っている。

No	手法と内容
1	<ul style="list-style-type: none"> ■学力や汎用的能力についての調査結果(備付-20) ①プレイスメントテスト(日本語) ②プレイスメントテスト(英語) ③SPI模擬試験
2	■免許・資格等の取得状況(備付-21)
3	■学位取得率(備付-22)

4	<p>■各種アンケート結果</p> <p>①自己学修及び授業評価アンケート（備付-23）</p> <p>②学生生活アンケート（備付-24）</p> <p>③就職先企業等へのアンケート（備付-11、12）</p> <p>④卒業生アンケート（備付-25）</p>
5	<p>■成績評価結果</p> <p>成績分布状況（備付-26）、単位修得状況（備付-27）、GPA 分布・平均（備付-28）</p>
6	<p>■進路状況</p> <p>就職率（備付-29）</p>
7	<p>■学外実習先からの評価等（備付-30）</p> <p>教育実習、保育実習、インターンシップ先からの評価票</p>

なお、上記の査定手法をより体系化するために、平成 30 年度に「アセスメント・ポリシー」（備付-31）を制定した。

各査定の結果は、教務委員会、教授会、常勤理事会等で報告され、査定手法を定期的に点検している。平成 30 年度には、従前から行っていた「授業評価アンケート」の内容を改善するため、教務委員会、教授会、常勤理事会等での審議を経て「自己学修及び授業評価アンケート」（備付-23）に変更した。

教育の向上・充実のための PDCA は次の手順で実施している。

項目	主な内容
Plan	<p>■教育課程審議会（9月から11月にかけて開催。全3回）（備付-32）</p> <p>「建学の精神」、「教育の理念」「教育目標」の確認</p> <p>「湘北短期大学教育基本方針（3つのポリシー）」の確認、検討</p> <p>次年度開設科目/教員配置の検討・策定</p> <p>資格取得状況・目標の確認、検討</p> <p>最重点資格・検定（学習成果のアセスメントに用いるもの）の検討</p> <p>授業方法（アクティブラーニング、柔軟なアカデミックカレンダー等）の検討</p> <p>資格科目の整理と評価</p> <p>■教務委員会（備付-33）・教授会・常勤理事会</p> <p>教育課程、「湘北短期大学教育基本方針（3つのポリシー）」、学則等の確認、検討</p> <p>■事業計画・予算審議会</p> <p>教育の質の向上も含めた年度重点施策の策定、人的・物的・財的資源配分の検討</p> <p>11月：次年度方針、重点施策の提示</p> <p>11月～12月：各学科、部門における事業計画・予算の検討</p> <p>1月：事業計画・予算審議会</p> <p>3月：事業計画・予算の検討、承認</p> <p>（於：常勤理事会、理事会・評議員会）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ■全学会同等（3月、8月） 年度方針、重点施策の教職員への周知、進捗状況等の確認
Do	<ul style="list-style-type: none"> ■入学前 入学事前学習、入学前授業「コミュニケーションリテラシー」の実施 ■1年次、2年次 新学期ガイダンス 「建学の精神」、「教育の理念」「教育目標」、「学修成果（ラーニングアウトカムズ）」の周知 教育課程・履修指導 学生生活支援に関する情報提供 ■授業、特別講座の実施 ■学生生活支援（奨学金、就職支援、資格取得支援等）の実施
Check	<ul style="list-style-type: none"> ■学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の実施 ■教務委員会・教授会・常勤理事会 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法の点検 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の結果、課題の把握 ■自己点検・評価委員会（備付-34） 自己点検評価・報告書、データ集、中間報告書の作成、外部諮問委員からの意見聴取、代表学生からの意見聴取
Act	<ul style="list-style-type: none"> ■FD 活動 授業点検報告書（備付-35）の提出・授業方法改善 学内研修会の実施 相互授業参観の実施、授業参観コメントシート（備付-36）の提出等 ■SD 活動 学内研修会の実施 学外研修会への参加等 ■業績・貢献度評価の実施、評価への反映

関係法令の変更は、文部科学省通達や Web サイト等を確認し遺漏のないように努めている。学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令等の変更があった場合は、その都度、常勤理事会、教授会で確認後、全学で共有している。なお、教育課程の変更は、年度末に次年度の学則変更を文部科学省へ届出を行なうとともに、Web サイトでの公表を遺漏なく実施している。各種資格（教育職員免許、保育士、全国大学実務教育協会に関する資格など）についても、資格取得規則の改正に従って教育課程の見直しをその都度実施している。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

本学の教育内容は、高大連携協定校や外部諮問委員会等から意見を募り、その内容を反映させているが、さらに社会で必要とされている内容を教育課程に盛り込むために、実施回数を含め工夫をしていく。

＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項＞

特になし

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

本学のあらゆる教育活動が「建学の精神」と「教育の理念」に基づくものであることを、ステークホルダーが一層理解できるよう、「大学の教育目標」を定め、本学卒業時の学習成果である人材像を明確に示した。それに基づいて全学的な「アセスメント・ポリシー」を定め、学習成果を測定するためのツールを体系化した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「建学の精神」及び「教育の理念」は、本学の教育基盤として確立している。学科の教育目的・目標、学習成果は、「教育の理念」に基づいて定められているが、教育目的・目標、学習成果が地域・社会の要請に込えているかを客観的な視点で確認できるよう取組み、改善していく。また、学習成果の査定をより精度の高いものとし、教育の質を保証する具体策の改善につなげていく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

＜根拠資料＞

提出資料	6 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、7 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、8 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）、10 平成 30 年度履修ガイド、12 カリキュラムマップ、13 学修成果（ラーニングアウトカムズ）、16 平成 30 年度学年暦、17 平成 30 年度教育課程表、18 平成 30 年度シラバス
備付資料	11 就職先企業へのアンケート、12 保育学科就職先へのアンケート、15 シラバス作成ガイドライン、21 免許・資格等の取得状況、22 学位取得率、23 自己学修及び授業評価アンケート、24 学生生活アンケート、25 卒業生アンケート、31 アセスメント・ポリシー、38 進路集計一覧表、39 自己診断シート、40 資格取得奨励制度奨学金支給状況、41 保育学科免許・資格取得状況
備付資料・規程集	6 湘北教育基本方針、28 アドミッション・オフィス運営規程、55 入学者選抜規程、60 成績評価に関するガイドライン、61 シラバス作成に関する要綱、87 非常勤講師就業規則、93 専任教職員採用選考規程

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）（提出・6、備付・規程集 6）は、本学の「建学の精神」、「教育の理念」、「教育目標」に基づき、どのような力を身につけた者に卒業を認定するかを示し、それぞれの学科の学習成果に対応している。学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、卒業の要件の概要を示し、卒業要件の詳細、成績評価の基準は、履修ガイド（提出・10）、本学 Web サイトに

て広く周知するとともに、入学者に対しては新年度のガイダンスで詳細を説明している。なお、卒業認定・学位授与にあたっては、資格取得を要件としていない。

総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科、保育学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、大学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて次の通り定めている。

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科は、以下の資質・能力を有するに至った学生に短期大学士（総合ビジネス・情報）の学位を授与します。

- ・ 社会人として必要なコミュニケーション能力を身につけている。
- ・ 流通の仕組み、会社の役割、金銭の動きなどのビジネス知識を身につけている。
- ・ 情報化されたビジネス社会に必要な IT 活用能力を身につけている。
- ・ さまざまな業種・職種で求められる実践的知識と技能を身につけている。

【生活プロデュース学科】

生活プロデュース学科は、以下の資質・能力を有するに至った学生に短期大学士（生活プロデュース）の学位を授与します。

- ・ 自立した女性として多様な社会で活躍する意志を持っている。
- ・ 人と関わって課題に取り組み、目標の達成に向けて努力することができる。
- ・ 本学科の教育課程に設けた生活に関連する分野の専門知識と基礎技能を習得している。
- ・ 継続して主体的に学修を深める姿勢を身につけ、快適な生活を創り出すことができる。

【保育学科】

保育学科は、以下の資質・能力を有するに至った学生に短期大学士（保育）の学位を授与します。

- ・ 自らの意思と主体性を持つ人材になるための資質・能力を身につけ、社会人として必要とされる知識や技能を習得している。
- ・ 保育の目的や対象を十分理解し、より良い保育の内容・方法に関する知識や技能を習得し、さらに実践的応用力を身につけている。
- ・ 保育に関する学びを発展的に深めながら、自ら設定した課題への取り組みと考察を行い、さらに将来に向けた主体的・実践的な取り組みを行うことで、保育者としての資質を十分に身につけている。

学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、教育の理念「社会でほんとうに役立つ人材を育てる」、教育目標「自分の頭で考え、自分の言葉で表現し、自分で決めて実行する人を育てる」を踏まえて策定している。教育の理念、教育目標とも、簡潔で明快なメッセージであり、社会的・国際的に通用性がある。

学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、学科会議、教育課程審議会の議を経て、常勤理事会、教授会において定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

大学及び学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）（提出-7、備付-規程集 6）は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応し次の通り定めている。

○教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

【湘北短期大学】

湘北短期大学は、本学の教育目標、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる知識・技能を学生に習得させるため、「リベラルアーツ科目」、「国際理解科目」、「インターンシップ科目」、「就業力育成科目」、「専門教育科目」、「日本語科目」の6つの学習区分を設定し、これらの学習区分がバランス良くかつ体系的に編成されたカリキュラムを用意します。また、このカリキュラムに基づく授業が、一人ひとりの学生により良い学習効果をもたらすように、少人数・参加型・双方向型授業の実践に努め、丁寧な指導によって学生の成長を支援します。

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科は、ビジネス社会で活躍できる人材を育てるため、専門教育科目において「共通必修科目」、「フィールド科目」、「共通選択科目」という3つの学習区分を設定し、会社の役割・流通の仕組み・金銭の動きなどのビジネス知識、情報化されたビジネス社会に必要なIT活用能力、さまざまな業種・職種で求められる実践的知識と技能の3点を身につけることができるカリキュラムを用意します。

また、グループワーク、ビジネスの第一線で活躍する講師による授業、企業とタイアップしての活動など実践的な教育手法を用いて学生の成長を支援し、IT・簿記・販売・秘書・観光などの各種資格取得もサポートします。

【生活プロデュース学科】

生活プロデュース学科は、専門教育科目において「共通必修科目」、「コース科目」、「共通選択科目」の3つの学習区分を設定しています。「共通必修科目」では仕事をして生きていくための基礎を身につけます。「コース科目」はファッション・フード・インテリア・子どもサービスの領域ごとに体系化され、それぞれを深く実践的に学ぶことができます。「共通選択科目」では医療事務・介助などの専門技能も身につけることができます。また、グループワークを通じて協同学習に取り組み、ファッションショーなどのイベントや学習成果を一般公開する機会を設けています。これらの学びを通じ、提案力や実践力を身につけ、衣・食・住・子どもに関わる生活関連産業で役立つ能力を育成します。

【保育学科】

保育学科は、「リベラルアーツ科目」、「国際理解科目」、「保健体育科目」、「専門教育科目」の4つの学習区分を設定しています。「専門教育科目」は、習得させる知識・技能の性質や学習の段階に応じて、「専門基礎科目」、「目的理解科目」、「対象理解科目」、「内容・方法科目」、「基礎技能科目」、「総合演習科目」、「実習科目」、「その他科目」の8つに区分されます。

それぞれの学習区分の目的は、以下の通りです。

- ・自らの意思と主体性を持つ人材になるための基礎を学ぶ「リベラルアーツ科目」・「国際理解科目」及び身体的基礎を育むための「保健体育科目」
- ・保育者としての知識・技能を学ぶ前提として、社会人として必要とされる一般的な知識を習得するための「専門基礎科目」
- ・保育の目的や対象を理解するための「目的理解科目」・「対象理解科目」、保育の内容・方法を理解するための「内容・方法科目」、保育の技能を習得するための「基礎技能科目」及び実践的応用力を習得するための「実習科目」
- ・保育学科での学修を総合し、保育者としての資質を高めるための「総合演習科目」、将来に向けた主体的・実践的な取り組みを行う「その他科目」

学科の教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、体系的に編成している。

各授業科目は、学習成果に対応できるよう必修科目及び選択科目に区分し、これを各年次に配当（学年暦（提出-16）において、前期・後期、各曜日15回の授業の実施、1週間程度の試験期間の配置ができるように設定）している。各授業科目の単位数は、授業種別（講義、演習、実験・実習・実技）に基づき学則（教育課程表（提出-17））により定め、卒業要件（修得すべきコース・フィールド別最低単位）及び進級要件となる単位数を履修ガイドで明示している。

単位の実質化を図るため、各授業の準備学習（予習、復習）の時間をシラバス（提出-18）に明示するとともに、年間に履修登録できる単位数に上限を設ける制度を全学科で

実施している。

成績評価は、短期大学設置基準にのっとり客観性及び厳格性を確保するため、「成績評価に関するガイドライン」（備付・規程集 60）により指針となるべき成績評価の基準と評価方法等を定めている。成績評価方法は、各科目の具体的到達目標の達成度（学習成果）を測ることを主眼とし、「履修ガイド」、本学 Web サイト、シラバスに掲載し学生に明示している。

シラバスには、「シラバス作成に関する要綱」（備付・規程集 61）に基づき、履修条件、準備学習（予習、復習）等、授業の具体的到達目標、授業の概要、授業計画・授業時間外の学習、成績評価の方法・基準、課題（試験やレポート等）に対するフィードバック、テキスト・参考文献、その他を明示している。具体的な記載方法を記した「シラバス作成ガイドライン」（備付-15）を担当教員に配付し、担当教員が記載、提出したシラバスを所定の点検者が、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に合っているか、分かり易く記載されているか、具体的な学習目標が示されているか、成績評価基準が明確であるか、各回の学習内容や方法が示されているかなどを確認している。本学には通信による教育を行う学科はない。

学科の教員は、「専任教職員採用選考規程」（備付・規程集 93）、「非常勤講師就業規則」（備付・規程集 87）により、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。

学科の教育課程は、学科会議、教育課程審議会の議を経て、常勤理事会、教授会において定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

教養教育（リベラルアーツ科目）は、リベラルアーツセンターが所管し、教養教育の内容と実施体制が確立している。リベラルアーツ科目は学科の専門教育科目と同じく、教育課程審議会にて定期的に見直しを行っている。科目は「日本語リテラシーⅠ」、「日本語リテラシーⅡ」、「情報リテラシー」、「情報リテラシー演習」、「生涯スポーツと健康Ⅰ」、「生涯スポーツと健康Ⅱ」、「コミュニケーションリテラシー」、「市民基礎リテラシー」、「現代社会と倫理」、「社会と環境」、「メディア論」、「現代日本文化論」を開設している。

リベラルアーツセンターは、社会人として必要な3つの基礎能力（①社会や人との関係を作るためのコミュニケーション力、②対象に興味を持ち、問題を発見し、論理的に考える力、③状況を的確に把握し、主体的かつ柔軟に行動する力）を総合的に習得し、現代に必要な教養を身につけることを目的としたカリキュラムを提供している。

「日本語リテラシーⅡ」は全学科 1 年次必修科目、「コミュニケーションリテラシー」は全学科 1 年次選択科目としている。リベラルアーツ科目は各学科の教育課程表に組み入れられており、各学科の専門科目との関連は明確である。

リベラルアーツ科目の教育の効果は、ルーブリック、プレイスメントテスト日本語（入学時、1 年次終了時、2 年次前期終了時）の実施などにより測定・評価し、教育課程審議会での審議等も踏まえて改善に取り組んでいる。ルーブリックは全てのリベラルアーツ科目において採用されている。

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科の人材育成に関する目的、その他の教育研究上の目的は、「ビジネスの基礎知識、目指す業種・職種で求められる実践的知識と技能、ビジネスに必要な IT 活用能力、の 3 点を身につけビジネス社会で活躍できる人材を育てる。」である。その目的を達成するため「教育課程編成・実施の方針」を定め、教養教育の内容と実施体制を確立している。

総合ビジネス・情報学科のカリキュラムは、「リベラルアーツ科目」、「国際理解科目」、「インターンシップ科目」、「就業力育成科目」、「専門教育科目」に区分している。教養教育としてのリベラルアーツ科目では社会人として生きていくうえで必要な基礎的な能力を身につける。専門教育科目は、会社の役割・流通の仕組み・金銭の動きなどのビジネスの基礎知識と目指す業種・職種で求められる実践的知識と技能、情報化されたビジネス社会に必要な IT 活用能力を育成するように編成している。（提出-12）

教養教育としてのリベラルアーツ科目では、ルーブリックによる成績評価を行っており、教養教育の効果測定・評価し、改善に取り組んでいる。

【生活プロデュース学科】

生活プロデュース学科の人材育成に関する目的、その他の教育研究上の目的は「心身ともに快適で豊かな生活を創り出していくとともにビジネス社会で活躍する女性を育てる。」である。その目的を達成するため「教育課程編成・実施の方針」を定め、教養教育の内容と実施体制を確立している。

生活プロデュース学科のカリキュラムは、「リベラルアーツ科目」、「国際理解科目」、「インターンシップ科目」、「就業力育成科目」、「専門教育科目」に区分している。教養教育としてのリベラルアーツ科目では社会人として生きていくうえで必要な基礎的な能力を身につける。専門教育科目は衣・食・住・子ども・医療などの専門知識と基礎技能を身につけ、職業又は實際生活に必要な能力を育成するように編成している。（提出-12）

教養教育としてのリベラルアーツ科目では、ルーブリックによる成績評価を行っており、教養教育の効果測定・評価し、改善に取り組んでいる。

【保育学科】

保育学科の人材育成に関する目的、その他の教育研究上の目的は「保育に必要な知識と技能を修得し、実践的指導力と創造性を身につけ、乳幼児の豊かな心と想像力を養

うことのできる人材を育てる。」である。その目的を達成するため「教育課程編成・実施の方針」を定め、教養教育の内容と実施体制を確立している。教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。

保育学科のカリキュラムは、「リベラルアーツ科目」、「国際理解科目」、「保健体育科目」、「専門教育科目」の4つの学習区分を設定し、互いの関連性について、教育課程表及びカリキュラムマップで明示している。(提出-12)

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4の現状＞

職業教育は、学科の専門教育科目、国際理解科目、インターンシップ科目、就業力育成科目において行っている。各科目の所管は次の通りで実施体制は明確になっている。

【専門教育科目】総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科、保育学科

【国際理解科目】グローバルコミュニケーションセンター

【インターンシップ科目】インターンシップセンター

【就業力育成科目】教務部

学科の専門教育科目、国際理解科目、インターンシップ科目、就業力育成科目の職業教育の内容、効果の測定・評価、改善への取組みは次の通りである。

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科は、就業力育成科目や専門教育科目を体系化し、就業力育成科目はキャリア意識、就業力を高める編成、専門教育科目は目指す業種・職種で求められる実践的能力を培う編成としている。共通必修科目の「プレゼミナール」や「ゼミナール」は、ビジネス社会で活躍する基礎を身につけさせるとともに進路指導も行っている。専門教育の「フィールド科目」はビジネス情報、経理・金融、ショップマネジメント、オフィスワーク、観光ビジネス、ITプログラミング、ITメディアデザインの領域ごとに体系化し、それぞれを深く実践的に学ぶ内容としている。

職業教育の効果は、資格取得、就職率、卒業生アンケート等を定期的に測定し、ゼミナールごとに集計し、情報を共有するとともにゼミナール担当教員が責任を持って指導にあたり改善に取り組んでいる。(備付-21、25、38)

【生活プロデュース学科】

生活プロデュース学科は、就業力育成科目や専門教育科目を体系化し、就業力育成科目はキャリア意識、就業力を高める編成、専門教育科目は目指す業種・職種で求められる実践的能力を培う編成としている。専門教育科目は、職業又は実際生活に必要な能

力を育成するよう編成し、共通必修科目の「ライフキャリアプランニング」や「ゼミナール」にて、仕事をして生きていくための基礎を身につけさせるとともに進路指導も行っている。専門教育の「コース科目」はファッション、フード、インテリアデザイン、子どもサービスの領域ごとに体系化し、それぞれを深く実践的に学ぶ内容としている。

職業教育の効果は、資格取得、就職率、卒業生アンケート等を定期的に測定し、ゼミナールごとに集計し、情報を共有するとともにゼミナール担当教員が責任を持って指導にあたり改善に取り組んでいる。(備付-21、25、38)

【保育学科】

保育学科は、専門教育と教養教育を中心に、職業としての保育者への接続を図るよう職業教育の実施体制を体系化・明確化している。

「リベラルアーツ科目」、「国際理解科目」、「保健体育科目」、「専門教育科目」は体系的に編成され、「専門教育科目」は習得する知識・技能の難度や学習段階に応じて、「専門基礎科目」、「目的理解科目」、「対象理解科目」、「内容・方法科目」、「基礎技能科目」、「総合演習科目」、「実習科目」、「その他の科目」の8区分に分類されている。

資格・免許取得状況及び就職状況を学科で常時共有するとともに、マイスターの教員が責任を持って学生指導にあたり、キャリアサポート部と連携し、適切な職業教育・進路指導に取り組んでいる。成績評価に関しては保育士資格・幼稚園教諭免許の取得に直結しているため、厳格に基準を設定し、学習成果を測定・評価している。教育課程は、資格・免許関連のカリキュラム改定に伴う見直しに加え、十分かつ効率的に学習成果が得られるよう毎年改善を行っている。

職業教育の効果は、資格・免許取得、就職率、卒業生アンケート等を定期的に測定し、マイスターごとに集計し、情報を共有するとともにマイスター担当教員が責任を持って指導にあたり改善に取り組んでいる。(備付-21、25、29)

【国際理解科目】

国際理解教育は、グローバルコミュニケーションセンターが所管し、外国語教育及び異文化理解教育を担っている。科目は「ジェネラル・イングリッシュⅠ」、「ジェネラル・イングリッシュⅡ」、「英語」、「エッセンシャル・イングリッシュ」、「イングリッシュ・グラマーⅠ・Ⅱ」、「アドヴァンス・イングリッシュⅠ」、「アドヴァンス・イングリッシュⅡ」、「TOEIC（初級）」、「TOEIC（中級）」、「海外英語研修」、「中国語」、「外国事情」を開設している。総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科1年次必修の「ジェネラル・イングリッシュⅠ」、「ジェネラル・イングリッシュⅡ」は、1クラス18名編成で少人数・双方向型授業を実施している。平成30年8月の「海外英語研修」は30名が履修、教育交流連携協定校の松本大学及び松本大学松商短期大学の学生7名とあわせ37名が、オーストラリア国立ニューカッスル大学において英語、豪州文化を学んだ。

総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科は入学時及び1年次後期終了時に、「TOEIC Bridge」を実施し、効果を測定している。また、「海外英語研修」は渡豪前後に「IP TOEIC」の受検を義務付け、研修の成果を確認している。

TOEIC のスコアは、教授会、国際理解科目担当者会議等で報告し、授業内容・指導方法の改善につなげている。

【インターンシップ科目】

インターンシップ教育は、インターンシップセンターが所管し、内容、実施体制とも確立している。インターンシップ科目は、総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科において「インターンシップリテラシー」、「春季インターンシップ（長期）」、「春季インターンシップ（短期）」を開講し、希望する学生全員をインターンシップに参加させる方針をとっている。平成 30 年度は年間延べ 643 名、実人数 374 名となり、履修対象学科の 99.2%の学生が参加した。参加率が高いのは、対象学科の学生全員に対し入学時ガイダンスにおけるインターンシップの概要説明、参加意欲を高める指導、1 年次後期の「インターンシップリテラシー」にて徹底した指導を行っているためである。

「インターンシップリテラシー」は、実習先で求められる実践的な能力を身につけ、自信を持って周囲とコミュニケーションが取れるよう、グループワークやロールプレイングを多く取り入れているほか、インターンシップに対する目標や心構え等を発表する「プレゼンテーション面接」を実施している。

インターンシップは、短期（1～2 週間）及び長期（3～4 週間）の実習があり、実習職種に事務系、技術系、販売系、サービス系等がある。

効果の測定は、ガイダンスへの取組み姿勢、提出物、実習先の担当者による評価、最終課題等（レポートやプレゼンテーション）により行い、その結果を改善につなげている。

【就業力育成科目】

就業力育成科目は、教務部が所管し、総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科においては「キャリアリテラシー（社会人基礎）」（1 年次前期必修）、「キャリアベーシック（SPI）」（1 年次後期選択）、「就職活動実践演習」（1 年次後期選択）、「キャリアブラッシュアップ」（2 年次後期選択）を開講している。

「キャリアリテラシー（社会人基礎）」は、ケーススタディ、グループワークなども交え、働くことの意義、仕事の種類や内容、社会におけるコミュニケーションの在り方を学ぶ内容になっている。

「キャリアベーシック（SPI）」は例年、対象学科の約 8 割の学生が受講し、模擬試験（授業開始前）及び期末試験により、授業の効果測定を行っている。

キャリアサポート部が担当する「就職活動実践演習」は、対象学科の 9 割以上の学生が履修登録を行い、就職活動のノウハウを学ぶとともに、キャリアに関する認識を深める機会を提供している。

「キャリアブラッシュアップ」は、ソニー人事部門から講師を招聘し、企業で働くために必要な知識や考え方、社会人生活を始める準備として卒業までに備えておくべき心構えなどを実践的に学ぶ機会を設けている。

効果の測定は、「キャリアリテラシー（社会人基礎）」における「自己診断シート」（備付-39）、「キャリアベーシック（SPI）」における模擬試験等により行い、その結果をも

とに改善につなげている。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）（提出・8）は、教育目標及び卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定める人材を育成するために必要とされる高等学校等までに身につけておくべき学力、態度、意欲等を示しており、学習成果に対応している。

学生募集要項は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、入学前の学習成果の把握・評価を次のように明確に示している。

○入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

1. 湘北短期大学

湘北短期大学は、教育目標に定める人材を育成するために、学修に対する目的や意欲、高等学校等までの学習および様々な活動を通じて、基礎学力、主体的に行動する態度を身につけた、本学で学ぶことへの強い意欲と情熱をもった人を受け入れます。また、基礎的な知識、身近な問題について自ら考え表現できる力を身につけて入学してくるよう、以下のことを求めます。

- ・高等学校等の教育課程に記載のある教科を幅広く修得している。
- ・高等学校等までの履修内容のうち、「国語総合（現代文）」と「英語」を通じて、聞く・話す・読む・書くという基礎的なコミュニケーション能力を身につけている。
- ・学びたい学科の知識や経験を社会で活かしたいという目的意識と意欲がある。
- ・入学前教育として必要な、基礎的な知識を身につけるためのプログラムに取り組むことができる。

このような入学者を適正に選抜するために、多様な選抜方法（AO選抜、推薦選抜（指定校制・公募制）、一般選抜、外国人留学生選抜等）を実施します。

2. 総合ビジネス・情報学科

総合ビジネス・情報学科は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を通して、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定める要件を満たす学生を育成するため、以下の知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を求めます。

- ・高等学校等の教育課程に記載のある教科を幅広く修得している。
- ・他の人と適切なコミュニケーションをとり、協力して目標を達成する意欲がある。
- ・現代社会や国内外の出来事に興味を持っている。
- ・仕事を通じて社会で活躍したいと望んでいる。
- ・学科が求める基礎的知識を身につけるため、入学事前学習に取り組むことができる。

3. 生活プロデュース学科

生活プロデュース学科は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を通して、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定める要件を満たす学生を育成するため、以下の知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を求めます。

- ・高等学校等の教育課程に記載のある教科を幅広く修得している。
- ・生活に関連する分野に興味を持ち、知識と技能を身につける意欲がある。
- ・演習、実習を含む多様な形態の学びに熱心に取り組むことができる。
- ・他の人々との協力や連携による活動経験があり、人と協力しながら課題をやりとげる意欲がある。
- ・自立した女性として社会で活躍したいと望んでいる。
- ・学科が求める基礎的知識を身につけるため、入学事前学習に取り組むことができる。

4. 保育学科

保育学科は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を通して、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定める要件を満たす学生を育成するため、以下の知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を求めます。

- ・高等学校等の教育課程に記載のある教科を幅広く修得している。
- ・自分の意見をまとめ、文章で表現する能力を身につけている。
- ・他者と適切なコミュニケーションを図ることができ、共通の目的のために主体性を持ちながら協調して課題に取り組む能力を身につけている。
- ・福祉や教育に関する課題について考え、取り組むための基礎知識と思考力を持っている。
- ・学科が求める基礎的知識を身につけるため、入学事前学習に取り組むことができる。

各入学者選抜（AO 入試、推薦入試、一般入試、外国人留学生入試）の方法は、本学の入学者選抜規程第 2 条（備付・規程集 55）に次の通り定めており、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に対応している。

（選抜試験の区分）

第 2 条 選抜試験は、本学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づいて、出願者の能力・適性等を、学力の 3 要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人材と協働して学ぶ態度」）を踏まえて多面的・総合的に判定するため、公正かつ妥当な方法をもって行うものとする。

各入学者選抜（AO 入試、推薦入試、一般入試、外国人留学生入試）の方法は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づく高大接続の観点により、「入学者選抜規程」第 3 条乃至第 6 条において選考基準を設定し、公正かつ適正に実施している。

（推薦選抜の方法）

第 3 条 前条第 2 項第 1 号の推薦選抜は、次の各号の区分による方法により行うものとする。

（1）指定校制 本学への過去の入学者数、在学中の成績等により高等学校を指定し、出身学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し、調査書及び面接により合否判定する方法により行う。

（2）公募制 出身学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し、調査書及び面接により合否判定する方法により行う。ただし、保育学科にあっては、調査書及び面接に加えて小論文を実施し、合否判定する。

2 推薦による選抜（指定校制・公募制）は、専願とする。

（AO 選抜の方法）

第 4 条 第 2 条第 2 項第 2 号の AO 選抜は、本学を理解し、本学で学びたいという強い意欲と、本学が求める基本的学習能力を持つ者であることを、志願者から提出されたエントリーシート及び本学教員との面接により合否判定する方法により行う。ただし、保育学科にあっては、これに加えて課題作文を課し、合否判定する。

2 エントリーシートには、本学への志望理由等の他、高等学校等での学習・生活の状況を把握するため「学習成績概評（評定平均値）」、「欠席日数」、「遅刻日数」の記載を求める。

3 保育学科の AO 選抜の選考応募資格は、高等学校または中等教育学校を当年度末に卒業見込みの者、及び高等学校または中等教育学校を卒業後 2 年以内の者に限る。

4 AO 選抜において出願許可判定を受けて出願した者については、専願とする。

（一般選抜の方法）

第 5 条 第 2 条第 2 項第 3 号の一般選抜は、学力試験の成績、本学が定める小論文

の成績、出身学校長から提出された調査書及び面接により合否判定する方法により行う。

2 学力試験の教科は、国語、数学、英語とし、志願者が1教科を選択する。

3 小論文は、高等学校学習指導要領を踏まえた「言語活動」を通して育成された「思考力・判断力・表現力」を評価することを目的に行う。

(外国人留学生選抜の方法)

第6条 第2条第2項第4号の外国人留学生選抜は、日本国籍を有しない者に対して、日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」のうち、本学が指定する「日本語」の得点ならびに面接により合否判定する方法により行う。

授業料、その他入学に必要な経費は、学生募集要項、Web サイト、入学案内等で明示している。

「アドミッション・オフィス運営規程」(備付・規程集 28)に基づき、アドミッション・オフィス会議を定期的で開催しているほか、入試制度改革、学生募集計画の企画立案及び入学者選抜における多面的・総合的な評価(書類審査・面接審査等)に関する業務に主体的に関わるアドミッション・オフィサーを2名配置するなど、アドミッション・オフィス等を整備している。

オープンキャンパス、授業公開デー、湘北祭、個別学内見学における相談及びメール・電話での受験生及び保護者の問い合わせ等に対して広報部を中心に全学で適切に対応している。

入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)の点検は、リベラルアーツセンターが主催する高大連携教育研究会、高大連携連絡協議会における高等学校関係者との幅広い議論の中で、意見を聴取して定期的実施している。入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)は、これらの点検結果を踏まえて、教育課程審議会、常勤理事会、教授会の議を経て変更を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

学生の卒業時の学習成果は、教育の理念「社会でほんとうに役立つ人材」としての知識・スキル・態度、及び教育目標「自分の頭で考え、自分の言葉で表現し、自分で決めて実行する」力を身につけることである。各学科のより具体的な学習成果(身につけるべき資質・能力)は、「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」及びカリキュラムマップに示している。カリキュラムマップは、学科、コース・フィールドにおける、育成を目指す人物像を示し、科目の区分(学科共通必修科目、コース・フィールド必修科目、学科選択科目、リベラルアーツ科目、国際理解科目、インターンシップ科目、就業力育成科目)ごとに、開講期等を記している。学生にとっ

て、身につけるべき知識・能力と各科目の対応・関係、科目区分間・授業科目間の関係性や履修順序を分かりやすく示すことができるようにしている。シラバスには授業の具体的到達目標を記載している。履修ガイドに掲載している教育課程表では、学科の専門科目を「基本科目」、「応用科目」、「発展科目」、「資格科目」に分類し、学生が履修にあたって科目の特性をより理解できるようにしている。また、学習成果について、より明確に示すため、教務委員会、教授会、常勤理事会で審議を行い、平成 30 年度に「学修成果（ラーニングアウトカムズ）」（提出-13）を制定した。

授業科目は、学生が履修しやすいように各年次にわたり適切にバランスよく配置され、また、CAP 制により十分な学習時間を確保し、学習成果を獲得できるようになっている。ほとんどの学生が 2 年間で単位を修得し卒業しており、学習成果は一定期間内で獲得可能である。

学習成果は次の手法により定量的、定性的に測定可能である。

- ・学力や汎用的能力についての調査結果（プレイスメントテスト、SPI 模試）
- ・免許・資格等の取得状況
- ・学位取得率（退学率、休学率）
- ・各種アンケート結果（自己学修及び授業評価アンケート、学生生活アンケート、就職先企業等へのアンケート、卒業生アンケート）
- ・成績評価結果（成績分布状況、単位修得状況、GPA）
- ・進路状況（就職率）
- ・学外実習等の評価等（教育実習、保育実習、インターンシップ先からの評価）

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

学習成果の獲得状況は、学力や汎用的能力についての調査結果、免許・資格等の取得状況、退学率・休学率（学位取得率）、各種アンケート結果、成績評価結果（成績分布状況、単位修得状況、GPA）、進路状況（就職率）、学外実習等の評価等を指標として下表（平成 30 年度各指標の活用状況）のように活用している。

■平成 30 年度各指標の活用状況

指標	活用
学力や汎用的能力	英語、日本語、SPI のアセスメントテストを実施。スコアの伸

<p>についての調査結果</p>	<p>長状況等の把握を行った。</p> <p>①プレイスメントテスト（日本語） 実施時期：入学時、1年次後期、2年次前期 実施学科：総合ビジネス・情報、生活プロデュース、保育</p> <p>②プレイスメントテスト（英語） 実施時期：入学時、1年次後期 実施学科：総合ビジネス・情報、生活プロデュース</p> <p>③SPI 模擬試験 実施時期：入学時、1年次後期 実施学科：総合ビジネス・情報、生活プロデュース、保育 注）1年次後期については、「キャリアベーシック（SPI）」履修者（総合ビジネス・情報、生活プロデュース）のみ実施</p>
<p>免許・資格等の取得状況</p>	<p>学習成果の獲得状況を把握することを目的に、平成 29 年度自己点検データ集として各学科において主要資格の受検者数、合格者数の取りまとめを行った。</p> <p>受検・合格実績等を学科で確認の上、教育課程を検討した。教育課程審議会で各学科より平成 31 年度重点資格「最重点資格・検定」、「資格科目の整理と評価（目指す資格、目標合格者数）」として報告した。</p>
<p>学位取得率（退学率・休学率）</p>	<p>教授会において、学籍異動が審議される際に、各入学年度・各学科の退学除籍率、休・退学除籍率を提示、教務部長より状況説明を行っている。</p>
<p>各種アンケート結果</p>	<p>■自己学修及び授業評価アンケート 原則、全ての授業で実施した。各授業のアンケート結果は、学長、教務部長、学科長、関係センター長（リベラルアーツセンター、グローバルコミュニケーションセンター、インターンシップセンター）が内容を確認し、授業改善、教育課程の見直しの一助とした。</p> <p>■卒業生アンケート 平成 29 年度卒業生に対して平成 30 年 8 月～9 月にかけてアンケートを実施、教授会（平成 30 年 9 月度）で報告を行った。</p> <p>【主な設問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在学中に身に付けたいと思っていた知識・技能 ・在学中に身につけることができた知識・技能 ・知識・技能を身につける上で役立ったこと ・知識・技能を身につける上で役立った授業 ・身に付けた知識・技能は仕事を行う上で役立っているか ・在学中にもっと身に付けておけば良かったと思うこと <p>■就職先からのアンケート</p>

	<p>卒業生勤務状況調査を平成 31 年 2～3 月にかけて実施、教授会で報告した（平成 31 年 4 月度：一般企業、令和元年 5 月度：幼稚園・保育所等）</p> <p>【主な設問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学学生の採用理由 ・不足している能力・身につけるべき能力 ・本学卒業生の評価
成績評価結果（成績分布状況、単位修得状況、GPA）	<p>教育課程審議会に先立ち、教務部 IR 推進室より各学科・関係センターに配信。学習成果の獲得状況を把握するとともに教育課程編成の参考資料とした。</p>
進路状況（就職率）	<p>各学科フィールド/コース別、ゼミ/マイスター別に学内グループウェアにて公表している（6 月以降原則毎週データを更新）</p>
学外実習先からの評価等	<p>（教育実習、保育実習、インターンシップ先からの評価）</p> <p>実習先から、学生の実習への取組み状況などについて評価、コメントの提出を受け、担当教員、学科・センターにて確認し、学生へのフィードバックを行っている。</p>
ルーブリック	<p>リベラルアーツ科目の全ての授業で成績評価に用いた。結果はリベラルアーツセンター会議、教育計画会議等で報告を行った。</p>

本学 Web サイト「情報の公表」に「教育の質保証に関する情報」として、「学生生活アンケート」（備付-24）、「自己学修及び授業評価アンケート」（備付-23）、「卒業生アンケート」（備付-25）、学位取得率（備付-22）、資格取得奨励制度奨学金支給状況（備付-40）、保育学科免許・資格取得状況（備付-41）、就職状況などを掲載している。

【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

就職先企業等へのアンケート（備付-11、12）を平成 30 年 2 月、平成 31 年 2～3 月に実施し、卒業生の就職先に次のような設問により、意見を聴取した。

【主な設問】

- ・本学学生の採用理由
- ・不足している能力・身につけるべき能力
- ・本学卒業生の評価
- ・卒業生の在籍確認、離職理由

採用後に役立っている学習（授業内容や資格）、企業・団体の視点から学生時代に身につけてほしい能力等をアンケートにて把握、分析し、学科・教務部で共有するとともに、学習成果の点検に活用している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

平成 30 年度に学習成果をより体系的に把握し、教育の質の点検・改善を恒常的・継続的に行うことを目的にアセスメント・ポリシー（備付-31）を制定した。アセスメント・ポリシーを軸とした教育の向上・充実のための PDCA サイクルを確立していく。卒業生の就職先からの評価の聴取を継続的に行うことで、学習成果の獲得状況についてより詳細に把握し、教育課程の点検・活用につなげたい。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

インターンシップセンター、グローバルコミュニケーションセンター、リベラルアーツセンターは、それぞれ「インターンシップ科目」、「国際理解科目」、「リベラルアーツ科目」に関する教育の質向上を図り、各学科の教育に反映させるため、各教育に関する企画・立案及び実行並びに学習成果の測定を行っている。センターメンバーは、全学科の教員及び関連事務部門の職員により構成している。

【インターンシップセンター】

本学のインターンシップの特長は、選抜方式ではなく、希望する学生は誰でもインターンシップに参加できることである。平成 30 年度は年間延べ 643 人、実人数 374 人がインターンシップに参加し、対象学科全体で前年度の 97.4%を上回る 99.2%の参加率となった。

事前学習授業「インターンシップリテラシー」は、15 回の内容がその後の就職活動にも活用できる汎用性のあるものであり、特に平成 30 年度は「メール返信トレーニング」と称して、インターンシップセンターから 374 人の学生に一斉にメールを送信し、各学生の担当教員宛てに正しい様式と内容で返信させる訓練を複数回にわたって実施した。LINE 等による簡略化された言語でのやりとり慣れた学生にとって、ビジネス現場でのメール送受信のマナーを改めて習得する場になった。

インターンシップ履修全学生が 2 年生を相手に<プレゼンテーション→面接→フィードバック>を行う「プレゼンテーション面接」等、臨場感のあるトレーニングを実施した。このような教育プログラムが高く評価され、平成 30 年度文部科学省「大学等におけるインターンシップ表彰」にて、優秀賞を受賞した。

なお、翌年度開講予定の「インターンシップティーチング」は、2 年生が 1 年生を指導する画期的な試みであり、本学インターンシップの更なる進化を図りたい。

【グローバルコミュニケーションセンター】

グローバルコミュニケーションセンターは、本学国際理解教育の中核として、外国語教育及び異文化理解教育を担っている。1 年次必修の英語科目は、少人数・双方向型授業を展開し、アクティブラーニングを積極的に導入した授業を実施している。また、TOEIC Listening & Reading TEST については、新設の「TOEIC（初級）」及び特別講座を実施して、受検者数と高得点取得者数の増加につなげている。次年度の「TOEIC（中級）」とも連携できるような展開を行い、更なる高得点取得者数増加を目指す。

毎年前期に4カ月間、姉妹大学であるオーストラリア国立ニューカッスル大学教員を招聘し、本学での授業及び国際交流の指導を行っている。

平成30年度の短期海外研修には、本学から30名、松本大学及び松本大学松商短期大学部から7名の計37名の学生が参加した。現地滞在中、過去にエクステンジプログラムで本学に来学した学生が Student Guide として現地でのサポート役となり、交換留学制度の効果を高めている。

平成30年度後期には3カ月留学（10名）を実施し、本学の留学生は先述のニューカッスル大学からの招聘教員に現地滞在中の指導を受けることができた。

エクステンジプログラムは、例年ニューカッスル大学学生15名が本学で日本語及び日本文化を学ぶことに加えて、本学の学友会国際交流委員会の学生が立案した様々な企画を通して交流を深める機会になっている。同委員会は、4名のリーダーを中心に総勢100名の委員学生で構成されており、学生はグローバルコミュニケーションセンター教職員の指導のもと前期から準備を開始し、夏季合宿を経て、企画書及び英語原稿等を作成している。本プログラムを通じて、学生はイベントの企画立案・運営・報告・連絡・相談・提案という社会に出た時にも必要になる一連のプロセスを実践の中で学ぶことができている。

以上のように、グローバルコミュニケーションセンターは外国語教育と異文化理解教育を通じて、多くの学生に自分の考えや意見を、英語で表現する場を与えている。また、全ての国際交流活動に学生を参加させる場を提供して、学生の柔軟な発想を実際のイベントに取り入れる機会も与えている。

【リベラルアーツセンター】

リベラルアーツセンターは、社会人として必要な基礎と教養を身につけるための科目群を備えたカリキュラムでシティズンシップ、職業、生涯学習に備える力を育てることを目的としている。本学のリベラルアーツは、リテラシー系8科目と教養系4科目から構成されており、リテラシー系科目は、大学の学びの基礎を固める科目群となっている。

入学事前授業として行う「コミュニケーションリテラシー」は本学独自のもので、選択科目であるが、毎年入学予定者の96%超が受講している。満足度も例年97%前後を維持しており、入学後の学習意欲を向上させている。

平成30年度はPDCAサイクルのCheckとActionに該当し、ループリック評価の精度の向上と活用を行った。「情報リテラシー」と「日本語リテラシー」では、学生の自己アセスメントと教員の客観評価の相関分析結果を教員にフィードバックし、さらなる授業改善が期待できる。「日本語リテラシーI/II」ではプレイスメントテストとSPI（言語）試験をプレテストとポストテストとして用い、上位層での力の向上を確認した。

次年度はさらに効果検証を行い、精度を高める必要がある。その一方で、今後共生社会の実現に向け高等教育機関に必要とされる学修内容と手法を検討していくことが求められる。

中等教育から社会への橋渡しとしての高等教育、生涯学び続ける力を養うための教

育、という 2 つの観点から高等学校との接続性が不可欠であり、リベラルアーツセンターは高大連携の取組みを実施している。高大連携協定校とのコミュニケーションは、専用の Web サイト (<http://scopp.shohoku.ac.jp/>) を活用しており、本学の教育の特徴と魅力を高校教員にタイムリーに伝えている。平成 30 年度、神奈川県教育委員会が主催する「県立高校生学習活動コンソーシアム」の一員として、インクルーシブ教育実施関係者の見学会の開催を受け入れた。

2 校増えて 29 校となった高大連携協定校とは定期的に「高大連携教育研究会」を開催し、意見交換を行っている。第 11 回は「キャリア教育と教養」、第 12 回は「多様な学生への教育」をテーマとして活発な議論が取り交わされ、有意義な情報交流の場となっており、リベラルアーツ科目の今後の展開に示唆を与えている。報告は「高大連携通信」で行っている。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料	2 学生生活ガイド 2018、10 平成 30 年度履修ガイド、19 学友会紹介冊子「shohoku life」、20 マナーブック「shohoku style」
備付資料	14 教授会議事録、23 自己学修及び授業評価アンケート、24 学生生活アンケート、38 進路集計一覧、40 平成 30 年度資格取得奨励金支給状況、42 総合ビジネス・情報学科「プレゼミナール」シラバス、43 生活プロデュース学科「生活プロデュース概論」「ライフキャリアプランニング」シラバス、44 リベラルアーツ科目「コミュニケーションリテラシー」シラバス、45 PC 教室配置図・設備一覧、46 無線 LAN 提供エリア、47 入学前事前学習資料、48 資格取得奨励制度冊子、49 短期海外研修案内、留学エリア案内、50 学友会加入状況、51 奨学金の取得状況、52 代表学生からの意見聴取会議事録、53 平成 30 年度卒業式表彰学生一覧
備付・規程集	12 文書取扱い規程第 10 条、60 成績評価に関するガイドライン、61 シラバス作成に関する要綱、64 障がい学生の修学支援に関する基本方針（ガイドライン）、65 湘北短期大学奨学制度基本規程、66 「井深大」奨学金制度細則、67 学長特待生制度細則、68 特待生制度Ⅰ細則、69 特待生制度Ⅱ細則、70 ソニーの寄付による特待生制度細則、71 ソニーの寄付による国際理解教育奨学金制度Ⅰ細則、72 ソニーの寄付による国際理解奨学金制度Ⅱ細則、73 みずき会の寄付による活動実績優秀者奨学金制度細則、74 ワークスタディプログラム奨学制度細則、75 資格取得奨励制度細則、76 同窓生子女奨学金制度細則

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握して

いる。

- ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員は学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

シラバスには、「シラバス作成に関する要綱」（備付-規程集 61）に基づき、授業の具体的到達目標、成績評価の基準と評価方法、授業の概要、授業計画・授業時間外の学習等を明示している。教員は、シラバスに具体的到達目標を示し、その到達度を計る成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

成績評価については、短期大学設置基準にのっとり客観性及び厳格性を確保するために、「成績評価に関するガイドライン」（備付-規程集 60）が指針とすべき成績評価の基準と評価方法等を定めている。教員は、「成績評価に関するガイドライン」に基づき、科目の具体的到達目標の達成度を測ることにより、学習成果の獲得状況を適切に把握している。

「自己学修及び授業評価アンケート」（備付-23）を全ての授業で実施している。アンケート結果は、授業担当者の他、学長、教務部長、学科長、関係センター長（リベラルアーツセンター、グローバルコミュニケーションセンター、インターンシップセンター）にフィードバックされ授業改善に活用している。

教員は、教育計画会議、学科会議、センター会議等で、授業内容について授業担当者間での意思疎通、協力・調整を図っている。

教員は、教授会、教務委員会、学科会議、教育計画会議等で、学力や汎用的能力についての調査結果、免許・資格等の取得状況、退学率・休学率、各種アンケート結果、成績評価結果、進路状況等の情報を得て、学習成果の獲得及び教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

学科のゼミナール担当教員、マイスター、フィールド/コース主任、クラス担任は、履修指導、修学支援、進路支援を行い入学から卒業までサポートしている。

各学科の学習成果の獲得に向けた取組みは以下の通りである。

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科の教員は、シラバスに具体的到達目標を示し、その到達度を計る成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

教員は、成績評価の恣意性を排除し公平性を確保するため、「AA」評価を評価対象者の20%以内、「AA」と「A」の合計を50%以内に留めることを目安とし、「ジェネラル・イングリッシュ」、「ゼミナール」など科目に特性がある場合や、評価対象者が10名以下の場合には、評価基準の比率を勘案するとともに、学習成果の達成度によって評価している。

教員は、前期と後期それぞれの全授業において「自己学修及び授業評価アンケート」を行い、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

教員は、授業内容についてカリキュラムマップで全体像を見据えつつ、1年次必修科目「プレゼミナール」（備付-42）は専任教員全員で受け持ち、フィールド関連科目はフィールド主任を軸に授業担当者間での意思疎通、協力・調整を図っている。

教員は、教育目的・目標を達成するため、各フィールドがそれぞれの学習成果を定めている。学科教員相互の授業参観を実施するとともに、「学習内容や教授法に改善を要すると判断された授業を学科長が他の教職員とともに参観し改善のためのアドバイスを行う」試みも実施している。

教員は、学生に対して前・後期開始時に履修指導を中心としたガイダンスを実施している。1年生には「プレゼミナール」を活用してフィールド主任が履修指導の徹底を図り、2年生にはゼミ担当教員が卒業に至る指導を行っている。フィールド主任とゼミ担当教員は、担当する個々の学生の学習状況を常に確認し、問題がある学生に対しては、教務部・学生部・学内カウンセラーと連携しながら指導を行っている。

【生活プロデュース学科】

生活プロデュース学科の教員は、シラバスに具体的到達目標を示し、その到達度を計る成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

教員は、成績評価の恣意性を排除し公平性を確保するため、「AA」評価を評価対象者の20%以内、「AA」と「A」の合計が50%以内に留めることを目安とし、「ジェネラル・イングリッシュ」、「ゼミナール」や実験、実習など科目に特性がある場合や、評価対象者が10名以下の場合には、評価基準の比率を勘案するとともに、学習成果の達成度によって評価している。

教員は、前期と後期それぞれの全授業において「自己学修及び授業評価アンケート」を行い、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

教員は、授業内容についてカリキュラムマップで全体像を見据えつつ学科共通科目は専任教員全員で受け持ち、コース関連科目はコース主任を軸に授業担当者間での意思疎通、協力・調整を図っている（備付-43）。

教員は、教育目的・目標を達成するため、ファッションショーなどのイベントや卒業研究発表会などの学習成果を一般公開している。各コースはそれぞれ学習成果を定め、目標達成に向けて取り組んでいる。

教員は、学生に対してディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを示し、カリキ

キュラムマップで全体像を見据えつつ授業選択ができるよう指導している。1年次はモデル時間割を提示し、理解不足の学生には丁寧に個別指導を行っている。学生は、クラス担任、ゼミナールでの指導、コース科目、学科必修科目など複数の教員から卒業に至るまで指導を受けている。

【保育学科】

保育学科の教員は、シラバスに具体的到達目標を示し、その到達度を計る成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

教員は、成績評価の恣意性を排除し公平性を確保するため、「AA」評価を評価対象者の20%以内、「AA」と「A」の合計が50%以内に留めることを目安とし、ゼミナールや実習など科目に特性がある場合や、評価対象者が10名以下の場合には、評価基準の比率を勘案するとともに、学習成果の獲得状況を適切に把握している。

教員は、全授業に於いて学生による「自己学修及び授業評価アンケート」を定期的に受け、授業改善に活用している。

教員は、授業内容についてカリキュラムマップで全体像を見据え、授業担当者間での意思疎通・協力・調整を図っている。

教員は、学科会議、教育計画会議等で、実習先からの評価、免許・資格等の取得状況、進路状況等の情報を得て、学習成果の獲得及び教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

教員は、学生に対してディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを示し、カリキュラムマップにより全体像を見据えて履修できるよう指導している。学生は、マイスター及び複数の教員から指導を受け、資格取得や卒業に至っている。

「教員、職員ともに教育者である」という学長方針のもと、事務職員は全学の教育目標や湘北教育基本方針を理解し、学習成果を認識しながら、丁寧な支援・指導を行っている。

すべての部門の職員は職務を通じて学生と接しており、全学的に共有されている教育目的・目標の達成状況を把握しながら、学生サービス・学生指導にあたっている。

事務職員は、修学指導、厚生補導、課外活動のサポート、建物・設備・情報システム等の教育環境整備、進路支援など所属部署の職務を通じて、履修及び卒業に至る支援を行っている。

学生の成績記録等は、「文書取扱い規程」（備付-規程集12）に保存年限・学内基準が定められていて、これに従って適切に保管されている。

図書館の司書資格を有する専門職員は、学生に対するレファレンス対応（個別相談）はもちろん、教員と連携して授業やゼミナールにおいて、レポートの書き方や資料検索方法のサポートを行うなど、学生の学習向上に対する支援を行っている。また、入学予定者を対象に行う事前授業「コミュニケーションリテラシー」（備付-44）では「図書館の活用と検索」の授業を担当し、入学時の図書館ガイダンスでは、活字離れが進む学生の増加に対応し、これら学生が抱きがちな堅い図書館のイメージを払拭するため、図書館の多様な利用方法について提案を行っているほか、図書館に常駐するITコンシ

エルジュによるパソコン等情報機器の使用方法についての問い合わせ対応など、学生の学習向上のための支援体制を整えている。

図書館内に新たにアクティブラーニングスペースを設け、オープンスペースと同様に可動式のテーブルと椅子、大型液晶モニターを設置し、学生の学習スタイルに合わせた学習空間として利用できるようにしている。会話ができる活動的な学びの場となる、アクティブラーニングスペースとオープンスペースを有する“にぎわいフロア”と個人で静かに学習に集中できる場としての“しずかフロア”に機能分けしていることと相俟って、図書館の利便性の向上を図っている。なお、アクティブラーニングスペースとオープンスペースは、本学のラーニング・コモンズとして大きな役割を果たしている。学習に必要な資料では、オンラインデータベースの導入により、最新の情報がいつでも入手可能な環境とし、学生は図書館開館時間内であればいつでもこれらの情報を利用できる。また、図書についてはできるだけ新しい資料を学生に提供できるよう、選書・購入の回数を増やし、資料の充実を図っているほか、季節、社会問題、授業の課題等に併せて工夫を凝らしたイベントやテーマ展示を展開したり、SNSを活用することにより、学生の新たな興味・関心を引きつけ、図書館資料の有効活用を促進するとともに、更なる利便性の向上に努めている。

本学には、6つのPC教室（備付-45）があり、合計310台のコンピュータ（PC）が設置されている。教員はこれらのPCを活用して情報教育や語学教育等の授業を行っている。一部の小規模教室を除き、全ての一般教室にも教材提示用のPCが設置され、教員はこれらを活用して授業を行っている。また、図書館には、オープンスペースに25台のPCが設置されているほか、貸出用PCが約30台あり、授業や課外活動、外部向けの講習等で積極的に活用されている。そのほか、常勤の教職員には本学から一人1台PCが貸与されており、事務作業や業務フローの情報化により、教職員はPCによる業務の効率化を推進している。

平成25年度より学内の一部で運用を開始した無線LAN（備付-46）は、平成27年度には学内のほぼ全域で使用できるよう、エリアの拡大を行った。図書館には、無線LANによりインターネット接続された常設PCと貸し出し用PCがあり、学生は、これらを利用して、図書館で得た情報をレポートやプレゼンテーションとしてアウトプットできる環境の中での学習が可能となっている。教員は、図書館のオープンスペースやアクティブラーニングスペースで、これらを活用した授業を行っている。

学内のLAN環境は、PCとともに適切に管理している。スマートフォンの普及をはじめ、学内におけるWebアンケートの実施、eラーニングの利用拡大、学習用PC貸与制度の開始、Webポータルによるシラバス閲覧や履修申請等の取り扱い開始等により、今後利用率の上昇が想定されることから、安定的なLAN環境の提供が行えるようモニタリングを行っていく。

教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、ICT教育センターの専門職員を講師とする授業支援ツールの研修を受講し、コンピュータ利用技術の向上を図っている。平成30年度には、eラーニングシステムの応用事例紹介、スマートフォンによる双方向授業の実施例の紹介、クラウドストレージの活用方法、Webミーティングサービスの紹介等を内容とするFD研修に多くの教職員が参加した。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学手続き者に対し入学手続き完了時に、入学事前学習資料（備付-47）、入学事前授業「コミュニケーションリテラシー」の案内を送付するとともに、3月初旬に、入学式及び保護者懇談会の案内、新学期予定表、スクールバス時刻表等を送付し、授業や学生生活についての情報を提供している。

入学者に対し4月の第1週に学習や学生生活のためのオリエンテーションを行っている。

学科は学習成果の獲得に向けて、前期・後期の始めに学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目選択のためのガイダンスを実施している。同時に履修ガイド等を利用した各科目の特色等についても説明を行っている。

学習成果の獲得に向けて、「履修ガイド」（提出-10）「学生生活ガイド」（提出-2）「資格取得奨励制度冊子」（備付-48）等の印刷物を発行している。

学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対して、平成30年度より「基礎教養のための数学演習」を開講している。この科目は入学時のSPI模擬試験非言語の低得点者に受講を呼びかけ、49名の学生が受講した。今後も継続する予定である。

学習成果の獲得に向けて、全教員はオフィスアワーを開設し、学生からの学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行っている。また、各期のGPAが1.0以下かつ修得単位数が当該学科当期平均を下回る学生には、学生、保護者、ゼミナール担当又はマイスター、教務部・学生部職員による四者面談を実施し、成績不振の要因の確

認、今後に向けた話し合いなどを行う体制も確立している。

学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援として、総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科 1 年次必修科目「ジェネラル・イングリッシュ I」「ジェネラル・イングリッシュ II」において習熟度別クラスを編成している。習熟度の指標として入学時に行う「TOEIC Bridge」のスコアを用いている。また、日商簿記検定 2 級、2 級 FP 技能検定、基本情報技術者試験午後試験、二種証券外務員資格試験の対策講座を実施し、より難度の高い資格・検定の合格を目指す学生をサポートしている。

学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)(備付-49)を行っている。

留学生の受入れは、毎年、オーストラリア国立ニューカッスル大学の学生 15 名を対象に、2 週間の滞在期間中に日本語研修や日本文化の特別授業を行うほか、学生組織「国際交流委員会」が主催する様々なプログラムのもとに留学生との交流を図っている。留学生の派遣は、希望者を対象としたオーストラリア国立ニューカッスル大学における 2 週間の語学研修、同大学における 3 カ月間の留学がある(総合ビジネス・情報学科観光ビジネスフィールド留学エリア学生)。

なお、外国人留学生の募集は、外国人留学生入試制度を設けているが、ここ 10 年間志願者はいない。

学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援の方策を点検している。平成 30 年度は、学力や汎用的能力についての調査結果(日本語、SPI)等に基づき、「日本語リテラシー II」「基礎教養のための数学演習」の授業内容の見直しを行った。また、「キャリアベーシック(SPI)」はクラス編成・時間割配置を変更した。

[区分 基準 II -B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援(学生寮、宿舎のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3の現状＞

本学は教育職員と事務職員が一体となって学生生活を支援する体制を整えている。学友会活動をはじめとする学生の生活支援のための専門部署として学生部がある。学生部は、学生部長のほか専任職員 2 名が学生生活の支援にあたっており、学生委員会を主宰し、各学科・事務局各部の協力体制を構築している。

学生委員会は、各学科から 1 名、計 3 名の教員と事務局各部から選出された計 5 名の職員及び学生部によって組織されており、学生生活、学友会活動、課外活動、奨学金等の学生への経済的支援に関する情報を共有し、学科・事務局を連携させる役割を担っている。これらを円滑に行うため、ほぼ毎月 1 回学生委員会を開催している。また、学生委員はそれぞれ学友会の執行部や委員会の顧問を務めるが、学生委員以外にサークル等の顧問を務める教員 8 名をサポートメンバーとし、学生委員とサポートメンバー合同の拡大学生委員会を年に数回開催している。

本学は、課外活動も教育の一環であるという考え方のもと、学生の課外活動への参加を奨励している。学友会（提出-2、pp.36~40）（提出-19、20）は、執行部、9 の専門委員会及び 17 のサークルで構成され、活発に活動している。専門委員会の委員長は学友会の執行部員を兼ねて全体の統括を行っている。また、学友会の決議機関として、委員会、サークルから選出された代議員による代議員会が設置され、年 2 回の代議員会で執行部員の承認、サークルの新規設立・継続に関する事項、次年度事業計画及び予算案の議決・承認を行っている。専門委員会又はサークルに所属している学生は、平成 30 年度では全体の 69% となっており、高い参加率を維持している（備付-50）。

運動系サークルは、毎年 8 月に開催される全国私立短期大学体育大会で活躍することを、文化系サークルは 10 月の湘北祭出展を主目標として活動している。

専門委員会は学生対象の行事を企画運営し、湘北祭、スポーツ大会、エクステンジプログラム、クリスマスパーティーなどを多数の参加者により開催している。

「湘北祭実行委員会」は学友会の専門委員会の一つとして組織され、本部、イベント部門、制作部門、広報部門、出店管理部門の 5 つの部門で構成されている。この実行委員会を中心に全学的な取組みを行っており、保育学科 1 年生全員による表現学習の成果発表、ゼミやサークルによる展示や発表、模擬店の出店で開催日は大きな盛り上がりを見せている。来場者数はここ数年、2 日間で延べ約 3,500 名近くに上っている。学友会活動を含む課外活動支援の一つとして「湘北ポイント制度」（提出-2、pp.30~31）を設けている。本学学生証の非接触 IC 機能を活用し、諸活動に参加した学生には湘北ポイントを付与している。貯まった湘北ポイントは図書カードやレストランチケットなどと交換することができ、学生の参加意識の向上に役立っている。

学友会の専門委員会・サークルには教職員が顧問として 1~2 名配置され、日常的に学

生からの相談に対応する体制をとっている。さらに、執行部、各専門委員会幹部、サークル代表者で構成する部長会の幹部が一同に会して各活動を協議し報告を行うリーダーズキャンプにも顧問が出席し、必要なアドバイスを行っている。湘北祭やスポーツ大会といった大きな学園行事等については、学生部が顧問とともに専門委員会やサークル等のサポートを行うが最終的な活動方針の決定等にあたっては学生の自主性を尊重することとしている。なお、学生部は外部講師に委託して、各団体の幹部を対象として、年に3回リーダー研修を行い、各団体幹部のコミュニケーション能力の向上を支援している。

5号館1階に約400席のキャンパスレストラン・売店を設けている。外部に運営を委託しているが、運営には運営助成費や厨房機器の供与をはじめ、大学側が最大限に関わり、廉価でバリエーションのある食事の提供を目指している。営業時間は9時～17時迄、通年で営業を行っている。昼食時の集中による座席不足を緩和する為、テイクアウトメニューを提供するなど工夫している。売店では焼き立てのパン、菓子、飲料などを多数揃え、いずれもEdy付学生証でスピーディな精算ができるシステムである。年間を通じて、ワンコイン(100円)ランチや握り寿司フェア、朝食無料デー、学生考案メニューの提供など、学生向けの企画を開催して、キャンパスレストランに学生が愛着を持つ憩いの場となるよう努めている。

このほか、3号館1階に書店が出店し、10時～15時30分迄、書籍、文具、教科書等を販売し、学生は書籍を割引で購入できる。

自宅外通学予定の入学者には、本学Webサイト上で、本学が提携する不動産会社を紹介している。オープンキャンパスの際は、案内ブースを設置し、合格者にはパンフレットを同封して情報提供を行っている。

最寄り駅である小田急線本厚木駅からの通学方法は、徒歩25分、路線バス10分のほか、本学スクールバス3台(必要に応じ貸切りバスを増便)を授業時間や履修学生数に合わせて運行し、学生の通学の便に供している。自転車・バイクによる通学者は許可登録制となっており、指定した駐輪場の利用を指導し、交通安全講座出席者に対し登録ステッカーを交付している。なお、自動車通学は禁止している(但し、身体に障がいがある学生の自動車通学については、必要に応じて、構内に専用駐車場を設け認めている)。

学業成績・人物ともに優秀な学生を経済的に支援し、社会に貢献できる人材育成を目的として、1・2年次の学納金全額を免除する「井深大奨学金制度」(備付-規程集65、66)、2年次授業料全額を免除する「学長特待生制度」(備付-規程集67)、1年次前期授業料を免除する「特待生制度Ⅰ」(備付-規程集68)、2年次前期授業料を免除する「特待生制度Ⅱ」(備付-規程集69)、「特待生制度(ソニー株式会社の寄付による奨学金)」(備付-規程集70)を設けている。平成30年度は合計63名が特待生となった。また、経済的支援を必要とする学生を対象として、授業の空き時間等を使って大学の事務等の業務に従事してもらい、時間当たり最低賃金+200円を学修奨励金として支給する「ワークスタディプログラム奨学制度」(備付-規程集74)を設けており、年間延べ50名程度の学生がこの制度を利用して、学生生活に必要な資金を得ている。

上記のほか、①国際理解教育奨学金制度Ⅰ(ソニー株式会社の寄付による奨学金)(備

付・規程集 71)、②国際理解教育奨学金制度Ⅱ(ソニー株式会社の寄付による奨学金)(備付・規程集 72)、③同窓生子女奨学金制度(備付・規程集 76)、④みずき会の寄付による活動実績優秀者奨学金制度(備付・規程集 73)、⑤資格取得奨励制度(備付・規程集 75)など多くの奨学制度を設けている。特待生制度を含む奨学金制度のために年間約4,100万円を支出している(備付-51)。

- ①「国際理解教育奨学金制度Ⅰ(ソニー株式会社の寄付による奨学金)」は短期海外研修参加者に奨学金5万円を給付する。同参加者が研修後卒業までの間に、TOEICを受験し400点以上獲得した場合に奨励金5万円を、同500点以上獲得した場合に奨励金10万円をそれぞれ追加給付する。
- ②「国際理解教育奨学金制度Ⅱ(ソニー株式会社の寄付による奨学金)」は3カ月の短期海外留学者の留学先授業料を大学が負担する。
- ③「同窓生子女奨学金制度」は本学の卒業生又は在学生の2親等以内の新入生を対象に、入学登録料30万円の内、半額相当15万円を奨学金として給付する。返還の義務はない。平成30年度は合計28名に与えられた。
- ④「みずき会の寄付による活動実績優秀者奨学金制度」は同窓会からの寄付をもとに、学友会活動、学外での競技、イベント、ボランティア活動等で優れた実績を残し、他の模範となる学生に活動実績優秀者奨学金10万円を給付する。返還の義務はない。平成30年度は11名に与えられた。
- ⑤「資格取得奨励制度」は大学が指定する資格を取得した場合に受験料から最高10万円まで、取得した資格の難易度に応じた奨励金を給付する。平成30年度は延べ493名が資格を取得し、奨励金は約400万円が給付された(備付-40)。

上記以外に平成30年度「日本学生支援機構奨学金」の給付奨学金の受給者が11名、貸与奨学金の利用者が342名である。

「健康相談室」と「なんでも相談室」(提出-2、p.50)を学内に設置している。「健康相談室」には看護師が日中常駐しており、平成30年度の利用者は691名であった。「なんでも相談室」は週2回開設し、カウンセラー(臨床心理士)が相談にあたる体制としている。精神的な問題や人間関係に悩みを抱える学生に対して専門家の立場からの相談やアドバイスを行っている。平成30年度の延べ面談回数は154回である。なお、「なんでも相談室」のカウンセラーをSD・FD研修の講師として招き、教職員全員が学生の悩み相談等の傾向を共有する機会を設けている。

なんでも相談室以外に、電話・Webカウンセリング、各地の提携カウンセリングルームでの面談カウンセリングも外部団体に委託して実施しており、学生には入学時にアナウンスしている。

学生生活アンケート(備付-24)を全学生に対して実施し、学生の意見・要望を収集している。また、自己点検・評価委員会は、各学科から2名の代表学生を集め、学生生活全般についての意見を聴く機会を設けている(備付-52)。さらに年に4~5回、学長と学生が昼食をとりながら懇談する「学長と話して水曜(みよう)」や毎月1回その月の誕生日の学生を招待する「学長と祝う誕生会」を開催し、学生が学長と直接気軽に話しができる機会を設けている(提出-2、p.42)。

現在、留学生と社会人学生は在籍していない。

大学構内のバリアフリー化は、1号館から7号館までの建物のうち3号館と6号館を除き、対応している。また、3号館、6号館の2階以上と多目的グラウンドを除きすべての施設に車いすでのアクセスは可能である。歩行困難な学生が多目的グラウンドを使用する場合は事務職員が車で送迎するなどの支援を行う。車いすで利用できるトイレは2号館を除く全館に設置している。

「障がい学生の修学支援に関する基本方針（ガイドライン）」（備付-規程集 64）に基づき、障がい者から受験前、入学前、授業開始前などに必要とする支援についての聞き取りを行い、全教職員が緊密に連携・協力しながら個別の事情に応じた修学支援を行っている（備付-14）。精神的に問題を抱える学生、障がいを持つ学生の修学指導などは、「なんでも相談室」のカウンセラー、教務部、学生部、健康相談室との連携が図られている。

本学はボランティア活動等で顕著な実績をあげた学生を功労賞（備付-53）や活動実績優秀者奨学金制度の対象者とするなど、積極的に評価している。なお、ボランティア活動参加学生に活動内容に応じた湘北ポイントを付与するなど、その取組みに対するモチベーションを高めている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

就職を支援する専門部署としてキャリアサポート部を置き、キャリアサポート部は就職委員会を主宰し、各学科及び事務局各部の協力体制を構築している。就職委員会は、学科、事務局から選出された委員により構成されており、「就職委員会細則」に基づき、活動している。

キャリアサポート部は1号館2階に位置し、キャリアカウンセラーの有資格者4名が常駐で相談に乗っている。学生は予約なしで相談が可能で、年間相談件数は3,600件を超えている。求人紹介、履歴書添削のほか、面接練習は学生が満足するまで繰り返し実施している。なお、就職情報検索のためのコンピュータ5台を設置している。

本学には就職のための資格取得を奨励するために「資格取得奨励制度」が整備されており、平成30年度は延べ493名が資格を取得し、奨励金は約400万円が給付された。加えて、採用後に必要となる資格の取得を目的に、2年次後期に希望者を募って、二種証券外務員資格試験や全経簿記3級などの特別講座を実施している。就職試験対策として、次の授業、特別講座を開講している。

学科	授業・特別講座
総合ビジネス・情報学科 生活プロデュース学科	「キャリアベーシック（SPI）」 「就職活動実践演習」
保育学科	「進路・生活指導」、「公務員対策講座」

学科、ゼミごとに卒業時の就職状況を集計し分析・検討している（備付-38）。分析結果を基に課題を抽出し、就活支援方法の改善やシラバスの見直しに活用している。

進学・留学に対する支援は、教務部内に進学・留学相談室を併設し、進学や留学希望者に対する相談や受験のための指導を実施している。編入学は多くの大学から指定校の依頼を受けており、全学生へ周知している。また、編入希望大学への連絡等も必要に応じて行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

全卒業生から進学・留学者を除いた人数に占める就職者の割合である実就職率は、3年連続で95%を超えており、進路未決定者は減少しているが、まだ一定数は残っている。今後就職環境の大きな変化が予想されるが、進路未決定者のサポートを強化し、学生が早期に働くことの意義を見出し、就職への意欲を高めるとともに、企業・団体から求められる知識やスキルを身につけるための施策を検討し、実施していく。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教育課程の整備については、プラットフォーム化（「リベラルアーツ科目」「国際理解科目」「インターンシップ科目」「就業力育成科目」の全学共通化）を行うとともに、総授業科目数の削減、CAP制の導入、シラバスの充実等を行った。授業科目は、教育課程審議会等で学習成果の獲得状況を確認した上で毎年見直しを行っている。「湘北教育基本方針」の見直しについては、平成29年に大学及び学科の教育目標・目的及び学習成果との関連性を踏まえて、三つの方針を見直し、明確化した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

就職先からのアンケート回答では、本学卒業生が不足している能力・身につけるべき能力として、文章力・語彙力、英語力、PCスキル、一般常識などが挙げられている。学内の各種指標に加え、外部からの評価も十分に踏まえて、教育の向上・充実のために教育課程を見直し、教育の理念に謳う「社会でほんとうに役立つ人材」を育てていく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

＜根拠資料＞

備付資料	18 自己点検・評価データ集（過去3年間）、23 自己学修及び授業評価アンケート、35 授業点検報告書、36 授業参観コメントシート、54 湘北紀要（過去3年間）、55 FD・SD 活動の記録（過去3年間）、62 専任職員の一覧表
備付・規程集	12 文書取扱規程、13 決裁規程、14 公印規程、15 組織・業務分掌規程、29 FD 活動推進委員会規程、30 SD に関する規程、34 教育サポートスタッフ（SA・TA）制度に関する規程、36 プライバシーポリシー、37 個人情報保護規程、38 特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針、39 学校法人ソニー学園個人番号及び特定個人情報取扱規程、40 情報セキュリティポリシー、41 情報セキュリティ管理規程、46 ハラスメントの防止等に関する規程、47 ハラスメント防止のためのガイドライン、49 公益通報等に関する規程、53 個人研究室の利用に関するガイドライン、82 紀要投稿規程、83 就業規則（本則）、84 任期付教員就業規則、85 特任教授就業規則、86 客員教授就業規則、87 非常勤講師就業規則、88 契約常勤職員就業規則、89 嘱託職員就業規則、90 非常勤職員（パートタイマー）就業規則、91 定年規程、92 育児・介護休業規程、93 専任教職員採用選考規程、94 専任教員の任用及び昇任規程、103 教育職員の勤務に関する規程、104 教育職員に係る授業コマ計算及び授業外の諸手当に関する細則、106 貢献度評価制度実施規程、109 資格取得支援制度規程、118 教員研究費規程、119 教員の海外研究出張規程、120 公的研究費取扱規程、121 公的研究費使用マニュアル、122 不正取引に関与した業者に対する処分方針、123 研究活動上の不正行為防止規程、124 研究倫理規程、125 研究活動における不正行為の防止に対する取組、126 公的研究費の使用に関する行動規範、127 公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。

- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

令和元年 5 月 1 日現在の専任教員数は 34 人（授業を担当しない教員 1 人を除く。）である。

専任教員（学長を除く。）は、次の表の通り各学科に配置されており、短期大学設置基準に定める専任教員数（教授の所定数を含め）を充足している。

（令和元年 5 月 1 日付）

学科名	専任教員数				設置基準で定める教員数		助手	備考
	教授	准教授	講師	計	学科の種類による教員数	入学定員による教員数		
総合ビジネス・情報学科	4	6	3	13	10			
生活プロデュース学科	4	1	3	8	7			
保育学科	4	5	3	12	10			
—	1					6		学長
計	13	12	9	34	27	6		

専任教員の職位の決定は、採用時及び昇任時に「専任教員の任用及び昇任規程」（備付・規程集 94）に基づき行っている。本学の専任教員は真正な学位を有し、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等は短期大学設置基準に規定される教員の資格条件を充足している。専任教員が有する学位、所属学会、主な研究業績は、本学 Web サイトの教員紹介及び研究者データベース（J-GLOBAL）において公表している。

学科の教育課程の編成・実施の方針に基づいて、専任教員に加えて非常勤教員を採用している。平成 30 年度の非常勤教員数は、全学科で 97 名であった。

非常勤教員は、「非常勤講師就業規則」（備付・規程集 87）に基づき、本学の専任教員の資格基準に該当する者、あるいは特定の専門分野において同等以上の学識を有する者、かつ教育上研究上の指導能力があると認められる者としている。採用に当たっては、学科長、学科担当教員、教務部長、総務部長が、非常勤候補者が短期大学設置基準に定める教員の条件を充たしていることを書類、面接等で確認し、学長が決裁している。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員として、生活プロデュース学科実習系授業で教務補助職員 4 名、保育学科専門科目 TA2 名とリベラルアーツ科目 SA22 名を配置している。SA 制度は進度の速い、優秀な学生のスキルアップの機会にもなっている。教育サポートスタッフの制度を有効に機能させるため、平成 30 年度に「教育サポートスタッフ（SA・TA）制度に関する規程」（備付・規程集 34）を制定し、

制度の明確化と研修を行うこととした。

専任教員の採用は、「専任教職員採用選考規程」（備付-規程集 93）及び「専任教員の任用及び昇任規程」に基づいて行っている。教員の昇任は、規程に定める昇任の条件（教育経験年数及び研究業績並びに教育業績等）に基づき、所属長（学科長）が人格・識見、学会・社会活動などを勘案して昇任候補者を推薦し、教授会、常勤理事会の議を経て学長が決定する。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

研究活動は、教員個々の専門領域の研究のほか、学科の教育課程編成・実施の方針に基づき授業と直結した研究あるいは課外活動に関する研究なども行われている。研究成果は、教員個々の所属学会や湘北紀要（備付-54）、自己点検データ集（毎年1回発行）（備付-18）で公表されている。

主要な研究業績、主要な経歴は本学 Web サイトの教員紹介に掲載するほか、同ページから研究者データベース（J-GLOBAL）へのリンクが張られ詳細を公開している。

専任教員の研究活動状況表

(平成 26 年度~平成 30 年度)

氏名	職位	研究業績				国際的 活動の 有無	社会的活 動の有無	備考
		著 作 数	論 文 数	学 会 等 発 表 数	そ の 他			
小森 潔	教授	7	1	1	3	無	有	
内海 太祐	教授	1	3	10	0	無	有	
飯塚 順一	教授	4	0	1	2	無	有	
小棹 理子	教授	3	9	19	1	有	有	
石崎 琢也	准教授	3	0	0	0	無	無	
大塚 良治	准教授	1	9	3	57	無	有	
加藤 美樹雄	准教授	1	5	4	1	無	有	
高木 亜有子	准教授	0	2	3	0	無	無	
高嶋 章雄	准教授	1	0	1	1	無	無	
山形 俊之	准教授	0	2	0	0	無	有	
大塚 敬義	講師	0	4	1	4	有	有	
熊谷 摩耶	講師	1	3	4	1	有	有	
松本 竜一	講師	1	5	11	3	無	有	
水上 裕	教授	2	0	0	0	無	有	
太田 奈緒	教授	1	0	0	2	無	無	
小泉 綾	教授	1	2	0	0	無	有	
吉川 光子	教授	0	0	0	0	無	有	
林 典子	准教授	16	4	3	0	無	有	
沖潮 満里子	講師	5	4	11	4	有	有	
小出 真理子	講師	0	3	5	1	有	有	
築瀬 千詠	講師	0	0	0	0	無	有	
大野 恵美	教授	0	4	0	10	無	有	
實吉 明子	教授	2	0	2	8	無	有	
鈴木 弘充	教授	1	1	0	0	無	有	
高木 友子	教授	3	6	0	1	無	有	
赤井 裕美	准教授	0	3	0	0	無	有	
小笠原 大輔	准教授	0	6	4	6	無	有	
亀井 美弥子	准教授	1	3	7	0	無	有	
多胡 綾花	准教授	1	3	1	2	無	有	
照井 裕子	准教授	0	2	11	1	無	有	
大川 なつか	講師	4	1	0	2	無	無	
小野 修平	講師	7	5	1	10	無	有	
高橋 雅人	講師	0	3	0	0	無	無	
高野瀬 一晃	教授	0	0	0	0	有	有	学長

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）等の外部研究費は、毎年、公募通知があり次第、申請の変更点を含め学内に周知して応募者を募っている。過去 3 年間においては、基盤研究 C、若手研究 B を中心に、平成 30 年度採択 0 件（応募 6 件）、平成 29 年度採択 5 件 14,690 千円（応募 9 件）、平成 28 年度採択 1 件 4,680 千円（応募 5 件）を獲得している。

獲得した資金の管理方法は、文部科学省のガイドラインに沿って整備した「湘北短期大学公的研究費取扱規程」、「湘北短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範」、「湘北短期大学公的研究費使用マニュアル」（備付・規程集 120～122、126、127）

に基づいて、適正に行っている。

専任教員個人の教育・研究活動を支援し、質の高い教育・研究の維持向上に資するため「教員研究費規程」(備付-規程集 118)を定め、個人研究費制度(年額 30 万円)、学内助成金制度(総額 150 万円以内)を設けている。学内助成金制度は教員が研究テーマを申請した時に、審査会を経て、個人研究費とは別に研究費を助成するものである。

本学の研究活動における不正防止体制を整備するため、「研究活動上の不正行為等防止規程」(備付-規程集 123)及び「研究倫理規程」(備付-規程集 124)を制定し、これに基づき研究者は研究倫理教育を毎年受講することを義務付けられている。専任教員は全員、独立行政法人日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニングコース」を受講することとし、教務部が受講状況を管理している。

「紀要投稿規程」(備付-規程集 82)に基づき、「湘北紀要」を年 1 回刊行し、本学 Web サイトでも公表している。また、科学研究費補助金、学内助成金、海外研究出張等による研究成果は、全教員が出席する拡大教授会で成果を発表している。

「個人研究室利用に関するガイドライン」(備付-規程集 53)に基づいて、大学は全専任教員の教育研究を支援するために個人研究室を貸与し、教員の教育研究に相応しい環境を整備・維持している。

本学園就業規則に基づいて、専任教員の勤務の取扱いを「教育職員の勤務に関する規程」(備付-規程集 103)に定めている。同規程により、専任教員は予め学長の承認を得て、週 1 日出勤を要しない勤務日(以下「研修日」という。)を設定し、本学以外の場所での研修、研究、授業の準備、学外出講等に充てることができる。

「教員の海外研究出張規程」(備付-規程集 119)により、専任教員は長期又は短期(3 カ月以内)の海外における研究活動への従事、国際会議への出席等ができる。

FD 活動は、「組織・業務分掌規程」(備付-規程集 15)において、教務部の所管事項とし、教務部にて年間の活動計画を立案している。また、「FD 活動推進委員会規程」(備付-規程集 29)に基づき委員会を開催し、全学的な教育の質の向上を目指し FD 活動の内容を確認・検討している。教員は FD 活動への参加等を通して授業・教育方法の改善を行っている。なお、相互授業参観週間、FD 研修には事務職員も参加している。

■平成 30 年度 FD 活動(備付-55)

- ・自己学修及び授業評価アンケート(備付-23)
- ・授業点検報告書(備付-35)
- ・相互授業参観週間、授業参観コメントシート(備付-36)
- ・FD 研修

月日	テーマ	講師	参加者数
平成 30 年 5 月 30 日	ICT 授業支援ツールの使用法	情報システム部課長 岡原武	32
平成 30 年 9 月 26 日	教育の情報化 (EdTech) 最近の状況	ICT 教育センター長 内海太祐	40
平成 30 年 11 月 21 日	シラバス・教務システム Web 化について	情報システム部課長 岡原武	44
平成 31 年 1 月 23 日	2019 年度シラバスについて	教務部長 佐藤清彦	58

専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう関係部署と連携している。全学的横断組織であるセンターや専門委員会は、学科・事務部門の代表から構成されており、学習成果の獲得の向上に資するため、センター、専門委員会の検討及び決定事項を学科・部門にフィードバックする体制になっている。また、教職員は「学生カルテシステム」で、学生の修学に関する様々な情報を共有している。専任教員は、関係部署が入力した学生の状況を把握しながら、適切な学生指導を行っている。

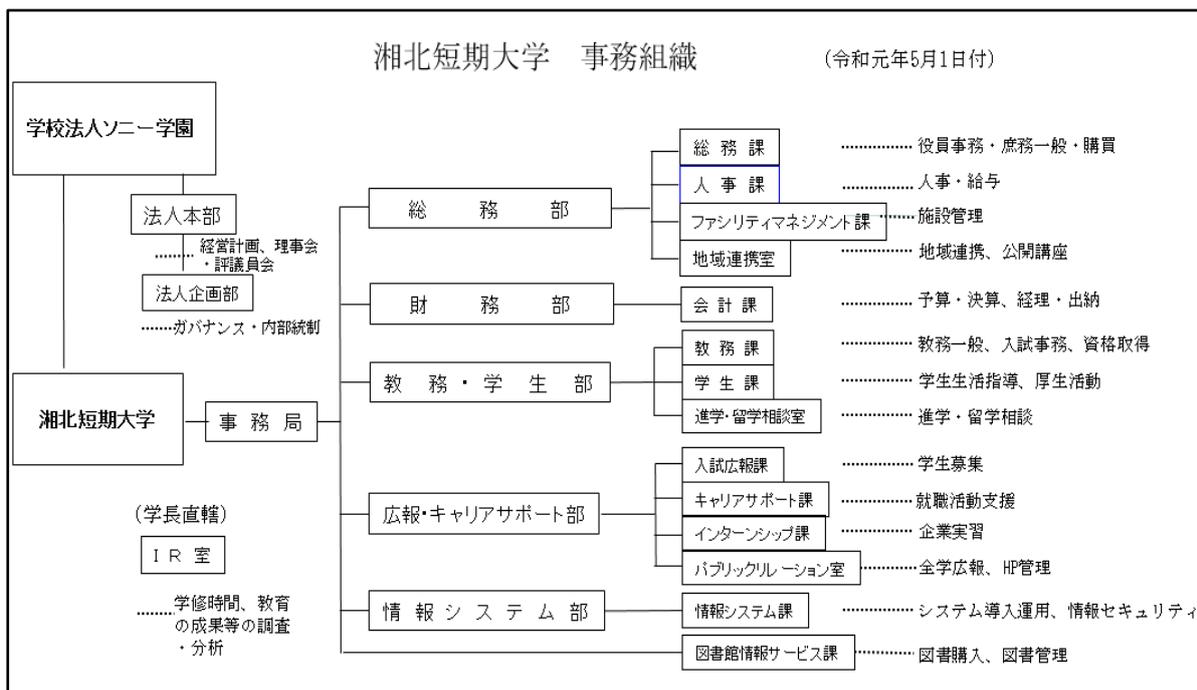
[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

本学における事務組織及び所管事務は次の通りである。



令和元年 5 月 1 日現在の専任事務職員の総数は 33 名である（備付-62）。各部門の業務・責任は「組織・業務分掌規程」に定められている。事務局長のもとに総務部、情報システム部、財務部、教務部、学生部、広報部、キャリアサポート部、図書館情報サービス課（平成 31 年度からは、部統合により教務・学生部、広報・キャリアサポート部に変更、法人事務組織として法人企画部を設置、学長直轄の IR 室を設置）が配されている。各部門の責任者として部長（情報システム部は教員兼務）が任命され、所管事務を統括している。事務局部長以上による「事務局運営会議」が、学長の諮問機関として組織され、月 1 回定期的に諸議題を討議している。

事務職員は、それぞれの職務について専門的知識や技能を有しており、学科・センターの学習成果向上への取組みを支援している。

事務職員の採用、異動に際しては、本人の経歴、技能及び保有資格などを評価して、適切な部門に配属し、本人の能力や適性を十分に発揮できるようにしている。また事務職員の能力向上や自己啓発を図ることを目的に、業務上有効とされる公的な資格を取得した者に対して奨励金を支給する「資格取得支援制度」（備付-規程集 109）を設けている。これまでキャリアコンサルタント（国家資格）、図書館司書、情報処理技能検定などの指定資格を 6 名（9 件）が取得している。

事務関係諸規程としては、「組織・業務分掌規程」、「文書取扱規程」（備付-規程集 12）、「決裁規程」（備付-規程集 13）、「公印規程」（備付-規程集 14）などを整備している。

事務室は、1 号館 1 階（キャリアサポート部は 1 号館 2 階、図書館は 4 号館 2 階）にあり、必要な情報機器・備品等が設置されている。

防災対策は、消防計画の策定、消防設備の定期点検、校舎の耐震基準適合化などの諸基準を充たしている。

学科・事務部門の代表で構成される安全衛生委員会（総務部長が委員長）が設置され、全学的な防災体制の強化や啓発活動を行っている。教職員・学生向け「大地震対応マニュアル」の作成配布、緊急地震速報システムを利用した全学避難訓練（年 1 回）、安否確認システムの登録及び運用訓練（年 1～2 回）をはじめ、学年暦で「全学防災ウィーク」（年 2 回）を設けている。また、全職員は「災害対策組織」に所属し、自身の役割及び災害時の行動計画を認識するよう努めている。

教職員、外部会社からの常駐者を対象とした「救急救命講座（AED 講習）」を厚木市消防署から講師を招き毎年実施しており、教職員の 80%以上が受講し、「普通救命講習 I 修了証」を取得している。本学は厚木市認定の「救急マーク該当事業所」に指定されている。この「救急救命講座」は、平成 29 年度より学生も対象とし、サークル活動を行う学生リーダーの受講を推奨している。

情報セキュリティ対策は、「プライバシーポリシー」、「個人情報保護規程」、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ管理規程」（備付-規程集 36、37、40、41）を制定し、それらの規程に基づき学科・部署に保護管理者、保護担当者を指定し、個人情報管理に努めている。また、マイナンバー制度に伴い、「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」、「学校法人ソニー学園個人番号及び特定個人情報取扱規程」を制定している。（備付-規程集 38、39）

SD 活動は、「組織・業務分掌規程」において教務部の所管事項とし、「SD に関する

規程」(備付・規程集 30)に基づいて実施している。教務部は年間の SD 研修(全学講演会を含む)を立案・開催し、事務職員は SD 研修への参加を通じて職務を充実させ、教育研究活動の支援を行っている。なお、本学は SD 研修に教員も参加している。

■平成 30 年度 SD 活動(備付-55)

・全学講演会

月日	テーマ	講師	SD 区分	参加者数
平成 30 年 5 月 15 日	松本大学 松商短期大学部の教育	松本大学 学部長 教授 糸井重夫氏	②	48
平成 30 年 6 月 20 日	大学におけるボランティアについて	ジャーナリスト 原田勝広氏	④	55
平成 30 年 10 月 31 日	第三者評価機関の認証評価について	一般財団法人 短期大学基準協会 事務局長 松ヶ迫和峰氏	⑤	56
平成 30 年 11 月 28 日	短大教育に期待すること	神奈川県立 平塚商業高等学校 校長 金森慶一氏	③	50
平成 30 年 12 月 12 日	学修成果の可視化と地域貢献	山梨県立大学 理事長・学長 清水一彦氏	②	52
平成 31 年 2 月 22 日	激変する市場環境と今後の経営の在り方について	株式会社 城南進学研究社 取締役執行役員 CBO 千島克哉氏	⑤	44

・SD 研修

月日	テーマ	講師	SD 区分	参加者数
平成 30 年 11 月 14 日	湘北短大の財務状況	財務部長 徳田重典	⑤	50
平成 30 年 12 月 4 日	学校現場におけるハラスメントと LGBT	オフィスブリーゼ 代表 館野聡子氏	④	49
平成 31 年 1 月 23 日	高等教育事情～教育法規と寄附行為	教務部長 佐藤清彦	②	59

<SD 区分>

- | |
|--|
| ①湘北教育基本方針に基づく取組の自己点検評価と内部保証に関するもの
②教学マネジメントに関わる専門的職員の育成に関わるもの
③大学改革に関するもの
④学生の厚生補導に関するもの
⑤業務領域の知見の獲得を目的とするもの
⑥その他 |
|--|

事務職員は、所属長、事務局長に毎月提出する業務報告書、毎月開催される部会で、自身が担当する業務の進捗状況、課題や改善点を報告して、業務の見直し・改善を行っている。また、事務局全体に係る課題等は、事務局全体ミーティングで共有している。平成 30 年度は学生生活アンケート結果を受けた「窓口にこにこプロジェクト」を担当職員で組織し、共通スローガン「私たちが社会人としてのお手本です！」のもとで、学生対応の向上を目指すことにした。

事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

全学的横断組織であるセンターや専門委員会は、学科・事務部門からの代表で構成されており、学習成果の獲得の向上に資するため、センター、専門委員会の検討及び決定事項を学科・部門にフィードバックする体制になっている。また、教職員は「学生カルテシステム」で、学生の修学に関する様々な情報を共有している。事務職員は、教員や関係部署が入力した学生の状況を把握しながら、適切な学生指導を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する事項は、「就業規則」（備付-規程集 83～92）をはじめとする諸規程に定められている。業務内容の多様化を受けて、任期付教員、特任教授、契約常勤職員などの新しい雇用区分を取り入れ、それぞれに応じた「就業規則」を定めている。また、就業規則に付随して、「ハラスメントの防止等に関する規程・同ガイドライン」（備付-規程集 46、47）、「公益通報等に関する規程」等（備付-規程集 49）を定めている。

教職員の就業に関する諸規程を含む「ソニー学園規程集」は、項目別・体系別に分類され、学内ネットワーク上に掲示し、常時閲覧できるようになっている。入職時のオリエンテーションで、就業に関する規程や学内ルールを説明している。主要規程に改訂が生じた場合には、全学会同等の場で周知している。

教職員の就業は、「就業規則」に基づいて適正に管理している。出退勤は教職員証 ICチップにより記録され、休暇・出張等の申請は学内ネットワーク上のワークフロー承認により行っている。なお、教員については、「教育職員の勤務に関する規程」（研修日、学外出講、授業担当コマ数、休講補講等）及び「教育職員に係る授業コマ計算及び授業外の諸手当に関する細則」（授業時間、授業外の役務等）（備付-規程集 104）に詳細を定めている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

本学の事務職員に求められる専門性は多岐に亘っている。事務職員は、教員と協働して教育に携わる責務を有しており、大学運営への積極的な参画が求められている。一部署の業務に留まらず、幅広く専門的知識を身につけ能力を向上させていくため、部門間ローテーションや研修の充実を図る必要がある。また、職員の能力向上と自己啓発を目的とする「資格取得支援制度」の活用を奨励していく。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

本学が平成 19 年度から実施している「貢献度評価制度」（備付・規程集 106）は、より質の高い大学教育・大学サービスの実現（教育の質の保証と学生へのより良い教育の提供）に向け、教職員一人ひとりの事業計画達成への貢献を促し、その貢献度を適切に評価して、処遇につなげていくことを目的とする。個人の評価結果は翌年度の昇給及び「業績・貢献度賞与」の支給額などの処遇に反映される。また、当年度において特に功績を上げた団体（部門、チーム）を表彰する学長賞を設け、年度末に表彰している。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

備付資料	63 校地・校舎図面、64 図書館の概要
備付—規程集	40 情報セキュリティポリシー、41 情報セキュリティ管理規程、50 消防計画、79 図書館規程、80 図書館利用細則、81 図書管理細則、110 会計規程、111 会計細則、112 固定資産・物品管理細則、113 特定用品・一般用品の現地棚卸細則

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学のキャンパスは、神奈川県厚木市温水所在の1カ所である（備付-63）。

校地面積は27,496.02㎡で短期大学設置基準の規定面積9,600㎡を充たしている。

運動場は、校地内に「多目的グラウンド」（1,924㎡）を有している。多目的グラウンドは、テニス、フットサル、その他のスポーツができる人工芝による施設である。また、多目的グラウンドの隣接地に厚木市ぼうさいの丘公園グラウンドがあり、スポーツ大会など必要時には申込みの上利用している

校舎の面積は17,281.98㎡で短期大学設置基準の規定面積7,600㎡を充たしている。

大学構内のバリアフリー化は、1号館から7号館までの建物のうち3号館と6号館を除き、対応している。また、3号館、6号館の2階以上と多目的グラウンドを除き全ての施設に車いすでのアクセスが可能である。歩行困難な学生が多目的グラウンドを

使用する場合は事務職員が車で送迎するなどの支援を行う。車いすで利用できるトイレは2号館を除く全館に設置している。なお、車いす利用者が履修する授業は、すべてバリアフリーの教室で実施している。

3 学科共用で使用する一般教室や PC 教室等に加え、学科の教育課程の授業に対応した専用の演習室、実験・実習室等を用意している。教室の机・椅子については、「アクティブラーニングに多面的にチャレンジする」方針のもと、可動式の机・椅子を増やしている。なお、全教室に PC、大型ディスプレイ等の機器が設置されている。

本学の校舎及び施設の概要並びに授業に用いる主な機器・備品は次の表の通り整備されている。

大学の校舎及び施設の概要

(令和元年 5 月 1 日現在)

建物名称	主な内部施設	面積 (㎡)	構造	竣工(権利区分)
1号館	1階 学長室,健康相談室,各部事務室,講師控室,会議室 2階 小講義室5,演習室1,GCルーム,CALL演習室,乳児保育室,保育演習室,保育ラウンジ室,インテリアデザイン室,インテリアショールーム,キャリアサポート部,ネットワーク管理室,保育準備室 3階 理事長室,研究室18,実験実習室4(造形2,ファッション演習,調理実習/小児栄養実習),ワークショップ演習室,スタッフラウンジ 4階 研究室17,中講義室1,小講義室3,情報メディア演習室2,なんでも相談室,会議室,インターシップセンターサポートオフィス	6,792.73	鉄筋コンクリート 4階建	S49.4 (所有)
付属	更衣・ロッカー室	94.53	軽量鉄骨 1階建	H20.5 (所有)
2号館	1階 幼児体育室,ML(ミュージックホラトリ)教室 2階 中講義室2,ピアノレッスン室10	790.96	鉄筋コンクリート 2階建	S53.8 (所有)
3号館	1階 学生ホール(コホール)、書店 2階 中講義室,演習室 3階 ファッションデザイン室 4階 大講義室	1,230.48	鉄骨造 3階建	S55.3 (所有)
4号館	1階 中講義室2 2・3階 図書館 4階 大PC教室,小PC教室 5階 大講義室,小PC教室 6階 大講義室,小講義室 7階 小講義室,オフィスワーク演習室,和室	3,685.30	鉄骨造 7階建	S63.3 (所有)
5号館 (体育館)	1階 キャンパスレストラン,売店,シャワー室 2階 体育館,研究室,小講義室	2,092.85	鉄筋コンクリート 2階建	S60.12 (所有)
6号館	1階 イベントホール,大教室,セミナー室2 2階 大会議室,セミナー室,インターネットカフェ	1,459.14	鉄筋コンクリート 2階建	H5.2 (所有)
7号館	1階 MLレッスン室,ピアノレッスン室5 2階 中講義室,男女更衣室 3階 大講義室 4階 表現体育室	1,135.99	鉄骨造 4階建	H15.3 (所有)
	計	17,281.98		

その他	クラブハウス（2棟） 多目的グラウンド（テニスコート3面）	266.48 1,924.00	S62.5 H4.5
-----	----------------------------------	--------------------	---------------

【※短期大学設置基準に定める必要校舎面積 7,600 m²】

授業を行うための主な機器・備品

使用学科	教室名	主な機器・備品
総合ビジネス・情報	144 情報メディア演習室 1	グループワーク支援 AV 装置
総合ビジネス・情報	147 情報メディア演習室 2	AV 装置、PC53 台
総合ビジネス・情報 生活プロデュース	120 グローバルコミュニケー ションルーム	AV 装置、電子黒板
総合ビジネス・情報 生活プロデュース	CALL 演習室	CALL 演習システム、PC45 台
総合ビジネス・情報 生活プロデュース	471・オフィスワーク演習室	AV 装置、オフィステーブル・ソファ
生活プロデュース	129 インテリアデザイン室	AV 装置、トランシット、設計図面青焼コピー機
生活プロデュース	133 ワークショップ演習室	AV 装置
生活プロデュース	134 ファッション演習室	染色物摩擦堅牢度試験機、微量融点測定装置、恒温恒湿装置、分析天秤、微量融点装置、オートグラフ、純水製造装置オートスチル、ドレープテスター
生活プロデュース	331 ファッションデザイン室	AV 装置、身体計測器、骨格模型、ミシン、被服机
生活プロデュース 保育	135 調理実習室・ 小児栄養実習室	冷蔵庫、冷蔵ショーケース、調理台、包丁滅菌乾燥機、パン焼きオーブン、食器洗浄機
保育	126 保育演習室	AV 装置、調乳台
保育	127 乳児保育室	AV 装置、乳児看護実習モデル、沐浴人形、調乳台
保育	131 造形室	AV 装置、電気ドリル、電動彫刻機、ベルトサンダー、コンプレッサー
保育	132 造形室	工作台 6 台、工作椅子 36 脚
保育	211 幼児体育室	ピアノ 1 台、積木、ロイター板、肋木、宮太鼓
保育	212 ML 教室	ML ピアノ 43 台、音楽実習用 AV 機器
保育	2 号館 ピアノレッスン 室	アップライトピアノ 10 台
保育	221	グランドピアノ、AV 装置
保育	222	アコーディオン、木琴、シロフォン
保育	7 号館ピアノレッスン室	アップライトピアノ 5 台
保育	711 ML 教室	電子ピアノ 25 台
保育	741 表現体育室	ピアノ、技巧台、ロイター板、跳び箱、音響セット
共通	3 号館 コラボール	AV 装置
共通	4 号館 図書館	図書館情報管理システム、製本機、学生貸出用パソコン 40 台、書架、AV 装置、PC23 台、プリンタ
共通	441 PC 教室	AV 装置、PC81 台
共通	442 PC 教室	AV 装置、PC41 台
共通	452 PC 教室	AV 装置、PC41 台
共通	5 号館 体育館	吊下式バスケット装置、舞台設備緞帳、トランポリン、ロイター板、肺活量計

図書館は 4 号館の 2 階と 3 階にあり、総床面積は 1,211 m²である（備付-64）。
図書館の座席数は 168 席、蔵書数は 11 万 2 千冊、雑誌 72 タイトル、AV 資料数は 4,900 点である。

図書館の 2 階オープンスペースには、ノートパソコン 25 台が常設されているほ

か、貸し出し用のノートパソコン 68 台、デジタルカメラ 20 台、ビデオカメラ 12 台があり、これらの利用方法を指導する IT コンシェルジュを配置し、学生利用に便宜を図っている。

図書館は、「図書館規程」「図書館利用細則」「図書管理細則」（備付・規程集 79～81）に基づき図書の選定から廃棄までを行っており、購入図書選定システム及び廃棄システムを確立している。選書は全教員に依頼し、偏りなく、全ての学習内容を網羅できるように努めている。併せて、できるだけ新しい資料を提供できるように、選書・購入の回数を増やし、資料の充実を図っている。また、廃棄は資料の状態（現物・データ）を確認し、除籍候補、書庫、作業中と段階を経て実施している。

白書、統計などの参考図書をはじめ、平成 20 年度以降はオンラインデータベースを導入し、情報資料検索システムの充実を図っている。また、テキストや参考文献も半期ごとに購入し、学習支援に努めている。

屋内の運動施設は、5 号館 2 階に体育館（923.13 m²）があり、授業及び課外活動に利用されている。また体育館の階段には、車いす利用者用のリフターが設置されている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設設備の維持管理を適切に行うために、「会計規程」、「会計細則」、「固定資産・物品管理細則」、「特定用品・一般用品の実地棚卸細則」を制定し、整備している（備付・規程集 110～113）。

固定資産は、「固定資産・物品管理細則」に基づき毎年全点棚卸を実施することにより、実在性、有用性を確認し、資産の除却、整理、維持管理などを適宜行っている。物品は「特定用品・一般用品の実地棚卸細則」に基づき棚卸を実施することにより、維持管理している。

火災・地震対策は、「消防計画」（備付・規程集 50）に基づき防火及び地震防災管理事項を定めている。

総務部を事務局として、法令に基づいた消防用設備等の点検整備、避難施設・災害対策装備品の維持管理を行っている。全館建物の耐震診断、基準に基づいた耐震対策（補強）は既に完了している。大地震への備えとして「緊急地震速報」の受信システムが設置され、震度 4 クラス以上の場合、自動的に非常放送が全館に流れ、エレベーターが

最寄り階に停止するシステムになっている。全教職員と学生に「大地震対応マニュアル」を配布し、非常時の対応と備えを周知している。学科・事務部門の代表で構成される安全衛生委員会（総務部長が委員長）は、緊急地震速報システムを利用した全学避難訓練（年 1 回）、安否確認システムの運用訓練（年 1 回）及び消火器訓練（年 1 回学生対象）を実施している。

学内の防犯対策は、警備員が常駐し 24 時間体制で警備を行っているほか、早朝夜間は ID カードによる入退出管理を行っている。

「情報セキュリティポリシー」「情報セキュリティ管理規程」（備付・規程集 40、41）に基づき、学内の全 PC にはアンチウイルスソフトをインストールし、教職員が使用する PC は紛失・盗難時のセキュリティ対策としてハードディスクを暗号化している。外部に公開している Web システム（湘北短期大学 Web サイト、キャリアサポート部、e ラーニング）は、WAF(Web Application Firewall) と IPS (Intrusion Prevention System) により、不正接続への対策を講じている。

省エネルギー対策として、7～9 月の空調設定温度指針を設け、授業や学生の諸活動に支障を及ぼさない範囲で節電計画を策定し、夏季ピーク時の電力消費の削減を推進している。省資源対策として、ゴミ箱の整備による廃棄物の分別回収・リサイクル、学内照明の LED 化を推進している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

校地、校舎ともに短期大学設置基準を十分に満たしているが、より充実した教育活動を行うために、施設の汎用性の向上、現存する物的資源の効率的な運用、不要な設備の除却等が重要になる。施設設備は適正に維持管理しているが、最も古い建物(1号館)は間もなく 50 年を迎えるので、間断のない点検と対応が必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料 45 PC 教室配置図・設備一覧、46 無線 LAN の敷設状況

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

教育課程編成・実施の方針に基づいた技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実には ICT 教育センターが担っている。同センターは学科及び事務部門の代表(情報機器の専門職員を含む)から構成されており、学科及び部門のニーズを汲み上げ、映像・音響を含む情報システム等の施設設備の更新、技術サービス、専門的な支援を行っている。

学生及び教職員に対する情報技術のトレーニングは、授業、FD・SD 研修、必要に応じたハンズオントレーニング等で実施している。学生には情報リテラシー等の授業において、コンピュータスキル、ビジネス用ソフトの習熟など社会で必要とされるコンピュータの知識とスキルを学ぶ機会を設けている。教員には授業支援ツールの利用方法や高等教育における情報系教育の動向を学ぶ FD・SD 研修を実施している。また、IT コンシェルジュ(図書館に常駐する IT サポート担当者)は、情報関連の授業のサポート及び ICT リテラシーの進捗の遅い学生に対する支援を行っている。

学内の情報機器は機種別、バージョン別、導入年度別に管理し、ハードウェアの部品供給、ソフトウェアのサポート期間及び使用期間を勘案して計画的に維持・整備している。点検はチェック項目に従い定期的に行われ、点検過程で発見した機器の不具合

等は即時対応することなどにより情報機器の適切な状態を保持している。

本学は情報システム部が教育現場や事務部門からのニーズを汲み取り、技術的資源の分配、見直しを担うとともに技術的資源の活用と整備に努めている。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて効率的かつ十分に授業ができるように学内のほぼ全ての教室にコンピュータを整備している（備付-45）。教職員には業務用にコンピュータを一人一台割り当てており、学校運営に活用している。

本学は学生の学習支援のために必要な有線及び無線 LAN を全学的に整備しており、授業のニーズに合わせて、ほぼすべての教室及び共用エリアで利用が可能となっている（備付-46）。

教員は、スマートフォンや Web アプリケーションなどの新しい情報技術を活用した効果的な授業を実施している。例として、eラーニングによる反転授業の実施、Web 配信技術を利用した保育学科のスマートフォンを使ったピアノ練習等がある。これらの教材は授業担当者が授業内容に沿って作成・編成している。また、これにより学生の学習履歴データが蓄積され、授業や教材運用が効果的に行われている。

コンピュータを活用した特別教室は、マイクロソフトオフィスをはじめビジネス系の汎用的なソフトウェアを用いて授業を実施する PC 教室（3 室）、英語学習の専用ソフトウェアを用いて授業を実施する CALL 演習室（1 室）、プログラミングや Web デザイン等の専門的な授業を実施する情報メディア演習室（2 室）等を整備している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

効果的に学生に学習成果を獲得させるため、コンピュータ等の情報機器、映像・音響を含むシステムの施設・設備、通信環境など技術的資源の向上・充実を図ってきた。今後、情報技術の進歩はより速くなることが予想されるが、社会の変化に応じた人材育成、学習成果の獲得のため、情報技術の進化・変化を継続して把握していくとともに、情報技術を授業に活用していけるよう取り組んでいく。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

備付資料 65 創立 40 周年記念事業募金趣意書
備付・規程集 99 退職手当支給規程、114 有価証券評価に関する細則、115 資産管理
委員会規程

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[注意]

基準Ⅲ-D-1 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり収入超過を継続計上している。事業活動収支の収入超過の理由は、入学定員を超える入学者、資金の運用益、月次決算実施による経費のコントロールに拠るものである。

貸借対照表は、資金残高(現預金+有価証券)の増加により純資産構成比率 90%以上を確保し、健全に推移している。

短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係は、本学が 1 法人 1 設置校ということと監査法人から定期的に精査を受けていることにより的確に把握している。

資金収支、事業活動収支、貸借対照表は健全な状態で推移しており、本学の存続を可能とする財政を維持している。

退職給与引当金は、「退職手当支給規程」(備付-規程集 99)にのっとり、入職、退職、退職財団掛金交付金などの情報に基づき目的通りに引き当てている。

資産運用を適切に行うために「資産管理委員会規程」(備付-規程集 115)、「有価証券評価に関する細則」(備付-規程集 114)を整備し、財務部は毎月保有残高、時価、格付を理事長、法人本部長に報告している。

教育研究経費は、過去 3 年間の平均が 430 百万円超で経常収入の 25%超となっている。

教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分は、経常収入の 25%超を教育研究経費として確保し、教室内の映像・音響を含む情報システムの充実、図書館・教室の空調設備更新、照明の LED 化、図書の購入などに対して適切になされている。

公認会計士による監査は年間計画に基づき行われ、監査意見への対応は適切に行っている。

本学の寄付金は、ソニー株式会社からの寄付(奨学金に充当)、同窓会組織のみずき会からの寄付(奨学金に充当)、記念事業募金(奨学金と学内施設整備に充当)(備付-65)から構成されており、それぞれ用途を明確にしている。なお、学校債の発行はない。

平成 28 年度は入学定員充足率 105%・収容定員充足率 104%、平成 29 年度は入学定員充足率 100%・収容定員充足率 103%、平成 30 年度は入学定員充足率 111%・収容定員充足率 108%であり、妥当な水準である。

過去 3 年間の収容定員充足率は平均 105%で、教育研究経费率、管理経费率、人件費

率等に相応した財務体質になっている。

財的資源管理は、年度ごとの事業計画を毎年 12 月の常勤理事会で計画方針・スケジュール・ガイドライン等を示し、部門別審議会を経た後、全体をまとめ、最終的に 3 月の評議員会・理事会で承認を得ている。

決定した事業計画と予算は、評議員会・理事会で承認後、速やかに各部署に通知し、3 月の全学会同において理事長・学長、法人本部長・事務局長が全教職員に説明している。

年度予算は月次決算を実施することにより、進捗状況を確認し、適正に執行している。日常的な出納業務はルールに基づいてなされており、財務部長が定期的に理事長・学長、法人本部長・事務局長に報告している。

資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、管理台帳に記録され、現金は月末に財務部長が現金残高棚卸を行い、預金残高とともに経理責任者である法人本部長に報告しており、安全かつ適正になされている。有価証券は毎月「債券管理リスト」を作成し、債券ごとに時価及び格付けをモニタリングし、その健全性を確認し、結果を理事長・学長、法人本部長・事務局長に報告している。また、監事による定期的な監査も実施している。

財務部長は財務諸表を毎月作成し、事業活動収支、資金収支、投資進捗などを「経理報告」として理事長・学長、法人本部長・事務局長を含む学内マネジメントに報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

平成 29 年度の本学の経営状態は、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標の A3（正常状態）に位置している。18 歳人口の減少、四年制大学進学率の上昇傾向と短期大学進学率の低下傾向という短期大学にとって大変厳しい環境の中、本学は、「社会でほんとうに役立つ人材を育てる」という教育理念のもと教育の質の向上を目指すとともに、「就職の湘北」を本学のメッセージとして発信し、インターンシップを含め学

生の就職支援に力を惜しむことなく取り組んでいる。この取り組みが評価され、厳しい環境の中においても、定員を維持することができている。短期大学に進学する多くの学生は卒業と同時に仕事に就くことを希望しており、この希望に沿う形で最大限の支援を行う姿勢に変わることなく、将来においても「就職の湘北」を堅持していくことが、本学の存在意義であると思料する。

本学の強み・弱みの把握は、学校基本調査、神奈川県短大進学率、入学者・オープンキャンパス参加者の出身校別・エリア別の客観的データに加えて、自己点検・評価委員会の外部諮問委員、在学生代表からの意見聴取、在学生、卒業生及び就職先へのアンケート調査等にて実施している。

事業計画は、学長から経営実態・財政状況を踏まえた「事業計画重点施策」が示され、学科、センター、事務部門は、それぞれの事業計画と予算案を作成する。次年度の事業計画と予算案は、理事長、学長の主催する「事業計画審議会」での審議を経て常勤理事会で諮問され、最終的に評議員会、理事会で決定される。なお、事業計画と予算は「全学会同」で学内に周知される。

本学は事業活動収入の 79.7%（平成 29 年度）を学納金が占めており、財務上は入学者数によって収支が直接影響を受けることから、事業計画重点施策には入学者数の目標値が掲げられ、広報部が中心となって新年度の学生募集のための広報活動を 3 月から開始している。

本学の専任教員数は短期大学設置基準を充たし、常勤の事務職員数は将来の学生数の変動に備えて、事務組織のスリム化、事務の合理化を図り、併せてパート職員の活用等により適切な人事計画を立てている。

施設設備の整備、補修は、中長期的な計画に基づき実施しており、将来計画は明瞭である。

周年事業募金等による寄付金、学生の経済的支援を目的とする独自奨学制度に対する特別補助等、外部資金獲得の計画を有している。また、不要となった図書資産等の遊休資産の処分も事業計画に織り込んでいる。

本学の収容定員は 960 名（在籍学生数 1,033 名）である。うち総合ビジネス・情報学科は 440 名（同 538 名）、生活プロデュース学科は 250 名（同 228 名）、保育学科は 270 名（同 267 名）で適切な定員管理がされている。学科は各学科の入学定員に応じた教員を配置し、事務局は本学の収容定員に応じた職員を配置しており、人件費を含む経費のバランスは取れている。

年に 2 回、全専任教職員が参加する全学会同で、学長が経営状況を説明し、危機意識とともに経営情報を全教職員が共有している。財務部は財務諸表を毎月作成し、事業活動収支、資金収支、投資進捗などを「経理報告」として学科長、センター長、事務部門長に報告している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

過去 3 年間、資金収支、事業活動収支、貸借対照表は健全に推移してきたが、今後想定される 18 歳人口の減少、高校生の短大離れに加えて、低金利による資金の運用益減少が想定される。

訪れる環境の変化に対し、経常収入の減少に相応した人件費、教育研究経費、管理経費のバランスを取ることが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

学科の枠を超えた教員の能力活用は教育課程の全学プラットフォーム化によって促進された。授業科目の再編に柔軟に対応できるよう任期付教員制度を設けた。職員の能力向上と自己啓発を目的とする「資格取得支援制度」を設けた。ICT サポートは、ICT 教育の在り方を企画立案する ICT 教育センターとそれに基づき管理運用、実行する情報システム部の枠組みを構築した。学生数に相応した健全な財務体質が維持できるよう経費支出の精査を行うとともに、新規補助金獲得に向けチャレンジを行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

事務職員には、大学運営への積極的な参画が求められており、幅広く専門的知識を身につけるために部門間ジョブローテーションや研修の充実を図っていく。また、職員の能力向上と自己啓発を目的とする「資格取得支援制度」の活用を奨励していく。

より充実した教育活動を行うために、施設の汎用性の向上、現存する物的資源の効率的な運用が重要である。施設設備を適正に維持管理するとともに、1号館は間もなく50年を迎えるので、中断のない点検と対策を講じていく。

今後、情報技術の進歩が加速する中で、社会の変化に応じた人材育成、学習成果の獲得のため、情報技術の進化を把握し、授業への活用に取り組んでいく。

訪れる環境の変化に対し、経常収入の減少に相応した人件費、教育研究経費、管理経費のバランスを図っていく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

提出資料	29 学校法人ソニー学園寄附行為、
備付資料	67 理事長の履歴書、69 理事会議事録（過去 3 年間）、70 常勤理事会議事録（過去 3 年間）、
備付-規程集	2 学校法人ソニー学園常勤理事会規程、3 学校法人ソニー学園役員報酬規程、備付-規程集

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、学校法人ソニー学園（以下「学園」という。）の目指すべき方向と学園の運営全般に亘って、常に強いリーダーシップを発揮している。

理事長は、建学の精神と教育の理念の目指すところを機会あるごとに説き、また教育の目的・目標を理解し、その達成のために教育施設・設備の状況等に常に目を配り、学習環境の改善・充実を図り、学園の発展に寄与できる者である（備付-67）。

理事長は、「寄附行為」第 13 条（提出-29）に基づき、学園を代表し、その業務を総理

している。

理事長は、「寄附行為」第 33 条に基づき、毎会計年度終了後二月以内に、監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を 5 月に開催する評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事長は、「寄附行為」第 11 条に基づき、次の表記載のとおり理事会を開催し、学園の意思決定機関として適切に運営している。

また、理事長は「常勤理事会規程」に基づき、「寄附行為」第 12 条の二に定める常勤理事会を後記表記載のとおり開催し、「寄附行為」第 12 条に基づき理事会から理事長に委任された決定事項についての諮問機関として適切に運営している。なお、常勤理事会は、常勤の理事 7 名と学科長、センター長等で構成される。

平成 30 年度に開催した理事会及び常勤理事会は次の通りである（備付-69、70）。

理事会		
回数	議案等	開催日
第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度事業報告と決算案承認の件 ・期中退任に伴う第 3 号理事 1 名の選任の件 ・期中退任に伴う第 3 号評議員 2 名の選任の件 ・理事長職務代理者指名（変更）の件 	30 年 5 月 25 日
第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 号基本金追加組入れの件 ・総合ビジネス学科廃止と寄附行為変更の件 	30 年 10 月 8 日
第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ・学長選任の件 ・第 3 号理事 1 名選任の件 ・役付理事選任の件 ・理事長職務代理者指名（変更）の件 ・評議員選任の件 <ol style="list-style-type: none"> 1. 第 1 号評議員候補者 1 名推薦の件 2. 第 3 号評議員 1 名選任の件 ・「評議員への日当支給に関する規程」制定の件 ・2019 年度事業計画及び予算案承認の件 ・資産（図書）処分の件 	31 年 3 月 25 日

常勤理事会		
回数	議案・諮問等	開催日
第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度第 12 回常勤理事会議事録承認の件 ・GPA 制度に関するガイドライン改定の件 ・4 号館 3 階図書館空調改修工事の件 ・債券購入の件 	30 年 4 月 4 日
第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度第 1 回常勤理事会議事録の承認の件 ・平成 30 年度第 1 回理事会・評議員会議題の件 ・平成 29 年度業績評価及び貢献度支給ランク決定の件 ・平成 30 年度 SD・FD 研修実施計画の件 	30 年 5 月 9 日
第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度第 2 回常勤理事会議事録の承認の件 ・資格取得支援制度規程別表改定の件 ・3 号館廊下階段室床張替及び壁天井塗装工事の件 ・債券売却・購入の件 	30 年 6 月 6 日

第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度第3回常勤理事会議事録の承認の件 ・保育学科教員採用の件 ・4号館廊下階段室床張替及び壁塗装工事の件 ・債券購入の件 	30年7月4日
第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度第4回常勤理事会議事録の承認の件 ・公印規程一部改定の件 ・「研究活動上の不正行為等防止規程」一部改定の件 ・平成31年度学則変更の件 ・第3号基本金組入額増額の件 ・「第3号基本金に組入れる湘北短期大学奨学生基金の管理・運営規程」改定の件 	30年8月2日
第6回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度第5回常勤理事会議事録の承認の件 ・総合ビジネス学科廃止及び寄附行為変更の件 ・平成30年度第2回理事会・評議員会議案の件 ・あつぎ大学連携プラットフォーム参画(タイプ5)の件 ・「組織・業務分掌規程」一部改定の件(地域連携室設置)の件 ・「在学生及び卒業生に対するアンケートの実施に関する規程」制定の件 ・債券購入の件 	30年9月5日
第7回 (臨時)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度「学則」変更の件 	30年9月19日
第8回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度第6・7回常勤理事会議事録の承認の件 ・「特任教授就業規則」・「客員教授就業規則」制定の件 ・生活プロデュース学科教員公募の件 ・事務職員採用の件 ・債券購入の件 	30年10月10日
第9回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度第8回常勤理事会議事録の承認の件 ・総合ビジネス・情報学科情報系フィールド統合の件 ・平成30年度人事院勧告に伴う本学給与対応及び給与規程別表改定の件 	30年11月7日
第10回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度第9回常勤理事会議事録の承認の件 ・生活プロデュース学科教員採用の件 ・2019年度教員昇任人事の件 ・山道倒木枝折れの伐採・整理の件 ・総合ビジネス・情報学科教員の採用に関する件 ・PC教室クライアントサーバーシステム更新実行決裁の件 	30年12月5日
第11回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度第10回常勤理事会議事録の承認の件 ・「学校法人ソニー学園役員報酬規程(案)」の件 ・「学校法人ソニー学園評議員の日当支給規程(案)」の件 ・「湘北短期大学学長裁量経費に関する規程」制定の件 ・「湘北短期大学学長裁量経費による教育改革支援規程」変更の件 ・債券購入の件 ・事務局部統合の件 	31年1月9日
第12回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度第11回常勤理事会議事録の承認の件 ・学則変更の件 ・学修成果の件 ・教員採用の件 ・特任教授採用の件 	31年2月6日

	<ul style="list-style-type: none"> ・専任教員採用の件（総合ビジネス・情報学科） ・事務職員採用の件 ・LA センター・ICT 教育センター統合の件 ・法人本部「法人企画部」設置の件 ・総務部「総務課」「人事課」設置の件 ・職員昇格人事の件 ・給与規程別表改定の件 ・121～125 教室空調改修工事の件 ・基本金組入前収支改善額による支出の件 ・「湘北短期大学教員研究費規程」改定の件 ・債券購入の件 ・2020 年度入学者学納金の件 	
第 13 回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度第 12 回常勤理事会議事録の承認の件 ・第 3 回理事会・評議員会議案の件 ・「センター規則」改定の件 ・「教育サポートスタッフ (SA・TA) 制度に関する規程」制定の件 ・2019 年度役職教職員人事の件 ・平成 30 年度学長賞の件 ・1 号館・3 号館一部外壁塗装及びスロープテント張替工事の件 ・「組織・業務分掌規程」一部改定の件 ・決裁処理手順と様式変更の件 ・客員教授採用の件 ・図書館所蔵 VHS ビデオテープ除籍の件 ・「学納金等に関する規程」改定の件 ・「学位規程」改定の件 ・「湘北短期大学教育基本方針」改定の件 ・「湘北短期大学アセスメント・ポリシー」制定の件 ・基本金組入前収支改善による支出の件 ・債券購入の件 	31 年 3 月 6 日

理事会は、寄附行為第 11 条第 2 項に基づき、学園の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事会は、寄附行為第 11 条第 3 項に基づき、理事長が招集し、また寄附行為第 11 条第 7 項に基づき、理事長が議長を務めている

理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。前回の認証評価時は、平成 24 年度第 2 回理事会において報告事項「第三者評価受審状況について」が議題とされ、また同第 3 回理事会において報告事項「第三者評価機関別評価結果 理事会及び評議員会の開催方法の変更の件」が議題とされ、評価の過程で改善要求のあった「理事会と評議員会の同時開催」の運用を改めることについて理事会了承のもと当該第 3 回理事会から「理事会と評議員会の同時開催」の運用を改めた。今回の認証評価についても令和元年度第 2 回理事会において報告されている。

本学園の理事は、学園関係者だけに偏ることなく、学園外の有識者、企業経営者等幅広い人材によって構成されている。理事会は学長、学科長、事務局長等の学内理事に学外理事が加わり、本学の発展のために必要かつ有益な知見を得、また学内外の種々の情報等を得ている。理事会においては、学科長より学科報告が行われており、大学におけ

る教育に関する情報が共有されている。

理事会は、学長の決定、学科の新設や改廃、就業規則の改訂、事業計画及び予算案を決議するなど、大学運営に関する法的責任のあることを認識している。

理事会は、「寄附行為」第 12 条の二第 3 項に基づく「常勤理事会規程」（備付-規程集 2）をはじめ、「役員報酬規程」（備付-規程集 3）、「決裁規程」、「公印規程」、「会計規程」等学校法人運営に必要な規程類を整備している。また、大学に関する規程は、組織関係、研究関係、教育関係、教務関係、奨学制度等学生関係、コンプライアンス関係、図書館、人事・給与・福利厚生関係、財務関係、その他で、大学運営に必要な規程をほぼ網羅しており、必要に応じて見直しを行い、整備している（備付-規程集）。

理事の人数は、「寄附行為」第 5 条に 11 人以上 13 人以内を置くことを定めており、現在 13 名が就任している。理事の内訳は、湘北短期大学学長（1 号理事）、評議員のうちから評議員会において選任した者（2 号理事）5 名、学識経験者のうち理事会において選任した者（3 号理事）5 人以上 7 人以内であり、法令に適合している。

理事は、全員、本学の建学の精神をよく理解している。3 号理事は、他大学学長等に加え、有識者、企業経営者等幅広い人材によって構成されており、法人の健全な経営について学識及び見識を有している。

理事の選任については、私立学校法第 30 条第 1 項第 5 号に基づき、「寄附行為」第 5 条及び第 6 条に規定しており、理事はこれに基づき選任されている。

「寄附行為」第 10 条第 2 項第 3 号に、「学校教育法第 9 条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき」を理事の退任事由として定め、「寄附行為」に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

本学の主たるステークホルダーたる 18 歳人口の減少傾向は、本学の今後の経営の在り方に大きく影響を及ぼすものであり、いかに本学を存続させていく道筋を立てていくかは、理事長のリーダーシップにおける大きな課題である。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

備付資料 71 学長の個人調書、73 教授会議事録（過去3年間）、74 委員会の議事録（過去1年間）

備付・規程集 7 学修成果（ラーニングアウトカムズ）、8 アセスメント・ポリシー、16 教授会運営規程、17 教授会審議事項内規、18 専門委員会規程、19 入試総合委員会細則、20 学生委員会細則、21 教務委員会細則、22 就職委員会細則、23 学生募集委員会細則、24 図書館委員会細則、25 安全衛生委員会細則、26 自己点検・評価委員会細則、95 学長選任規程

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状＞

学長は平成 31 年 4 月に就任し、副理事長を兼務している。大学運営全般においてリーダーシップとガバナンスを発揮しており、教学運営の最高責任者として、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

学長は、企業経営において長い経験を有するほか、平成 31 年 3 月末まで公益財団法人ソニー教育財団理事長の要職にあり（現在理事）、小中学校の理科教育、プログラミング教育並びに幼児教育への支援活動を通じて幅広い識見を持ち、学長に相応しい高潔な人格を有している（備付-71）。

学長は、建学の精神と教育の理念に基づき、教育の質向上及び教育方法の改善を継続的に推進している。毎年度の事業計画には、教育の質向上を目的とする全学目標が盛り込まれ、その達成状況は事業報告書に記載される。平成 30 年度は、「教育手法を深耕する」とのテーマの下、具体的な取り組みとして①アクティブラーニングⅡの推進、②基礎学力の向上（読み、書き、計算）、③授業の成果・学力向上の検証についてのリーダーシップを執り、全学的に推進されるよう努力した。

学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）は「学則」に定めている。懲戒処分該当行為は「学生懲戒内規」（提出-2、p.89）に定め、学生生活ガイドに記載している。学長は「教授会運営規程」（備付-規程集 16）、「教授会審議事項内規」（備付-規程集 17）に基づき、教授会の意見を踏まえて学生の処分を決定している。

学長は、「学則」第 41 条の 2 に基づき、本学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

学長は、「学長選任規程」（備付-規程集 95）第 3 条に基づき、理事長の推薦により理事会の承認を経て選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

学長は、「学則」及び「教授会運営規程」に基づき、教授会を審議機関として適切に運営している。

教授会の審議事項は「学則」第 46 条、「教授会運営規程」第 7 条及び「教授会審議事項内規」第 2 条に定められおり、学長は、「教授会運営規程」第 6 条に基づき個別の審議事項を会議の 7 日前までに教授会構成員に通知し周知している。

学長は、「学則」第 46 条、「教授会運営規程」第 7 条及び「教授会審議事項内規」第 2 条に基づき、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

学長は、「学則」、「教授会運営規程」に基づき教授会を開催している。

平成 30 年度に開催した教授会は次の通りである（備付-73）。

教授会			
回数	出席人数	審議事項、報告事項等	開催日
第 1 回 (拡大)	15 他: 准教授・ 講師 18 職員 5	審議事項 1. 休学の件 2. GPA 制度に関するガイドライン改定の件 報告事項 ①事務局長・学生部長、②教務部長、③総務部長	30 年 4 月 25 日
第 2 回	16	審議事項	30 年 5 月 23 日

		1. 退学の件 報告事項 ①事務局長・学生部長・図書館長、②IR室長	
第3回	16	審議事項 1. 退学の件 報告事項 ①事務局長・学生部長、②教務部長、③総務部長、 ④グローバルコミュニケーション（GC）センター長	30年6月27日
第4回	15	審議事項 1. 休学・退学の件 2. 専任教員採用（保育学科）の件 報告事項 ①事務局長・学生部長、②教務課長、③教務課長、 ④広報部長	30年7月25日
第5回	15	審議事項 1. 休学・退学・除籍の件 2. 平成31年度学則変更の件	30年8月22日
第6回 (拡大)	16 他： 准教授・ 講師16 職員8	審議事項 1. 復学・休学・退学の件 2. AOⅠ期入試合否判定の件 3. 平成30年度学則変更の件 4. 平成31年度学則案について 報告事項 ①事務局長・学生部長、②教務部長、③総務部 長、④自己点検・評価委員長、⑤リハビリアーツ（LA） センター長、⑦平成29年度教育改革支援プログラム研究 成果報告	30年9月19日
第7回	15	審議事項 1. 復学・休学・退学の件 2. 特待生制度Ⅰ、待生資格選考試験合否判定の件 報告事項 ①事務局長・学生部長、②教務部長、③IR室長、 ④自己点検・評価委員会委員長	30年9月29日
第8回	16	審議事項 1. 休学の件 報告事項 ①事務局長・学生部長、②教務部長、③総務部 長、④自己点検・評価委員会委員長	30年10月24日
第9回	16	審議事項 1. 推薦Ⅰ期、AOⅡ期入試選抜判定の件 報告事項 ①事務局長・学生部長、②教務部長、③GCセンター 長、④総務部長、⑤キャリアサポート（CS）部長、⑥LA センター長	30年11月17日
第10回	16	審議事項 1. 退学の件 2. 井深大奨学金奨学生資格選考試験合否判定の件 報告事項 ①事務局長・学生部長、②教務部長、③総務部長	30年12月1日
第11回	16	審議事項 1. 休学・退学の件 2. 推薦Ⅱ期・AOⅢ期入試合否判定の件 3. 2019年度学年暦の件 4. 総合ビジネス・情報学科情報系フィールド統合	30年12月15日

		の件 5. アセスメント・ポリシー制定の件 6. 教員昇任人事の件 7. 生活プロデュース学科専任教員採用の件 報告事項 ①総務部長、②GCセンター長	
第12回 (拡大)	14 他： 准教授・ 講師16 職員4	審議事項 1. 退学の件 報告事項 ①事務局長・学生部長、②教務部長、③総務部長、④インターシップ [®] (SI)センター長、⑤CS部次長	31年1月23日
第13回	16	審議事項 1. 一般、AOIV期入試判定の件 2. 転学科 合否判定の件 3. 2019年度学則変更の件 4. 湘北教育基本方針改定の件 5. 学修成果制定の件	31年2月1日
第14回	15	審議事項 1. 復学・退学の件 2. LAセンター、ICT教育センターの統合の件 3. 2019年度学則変更の件 4. 2020年度入学者学納金の件 5. 総合ビジネス・情報学科専任教員採用の件 6. 教育研究費規程改定の件 報告事項 ①事務局長・学生部長、②教務部長、③総務部長、④SIセンター長、⑤ICT教育センター長	31年2月20日
第15回	13	審議事項 1. 退学の件 2. 卒業判定の件 3. 卒業・学位授与式 入学式 代表者の件 報告事項 ①図書館長・学生部長、②教務課長、③LAセンター長	31年3月1日
第16回	15	審議事項 1. 復学・休学・退学の件 2. 学位規程、学納金規程 改定の件 3. センター規則 改定の件 4. 教育サポートスタッフ(SA,TA)制度に関する規程制定の件 報告事項 ①事務局長・学生部長、②教務部長、③総務部長	31年3月13日
第17回	15	審議事項 1. 復学・休学・退学の件 2. 進級判定の件 報告事項 ①学長、②事務局長・学生部長、③教務部長、④総務部長	31年3月27日

議事録は、教授会事務局である教務部が作成し、学長の承認を得て、学内ポータルサイトにおいて全教職員に公開し、文書として保管している。

教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有しており、平成30年度は、「湘北教育基本方針(3つのポリシー)」、「アセスメント・ポリシー」(備付-規程集8)、「学

修成果（ラーニングアウトカムズ）」（備付・規程集 7）を審議した。

「専門委員会規程」（備付・規程集 18）に基づき、学長の下に自己点検・評価、学生募集、教務、学生、入試総合、図書館、就職、安全衛生の委員会を設置し適切に運営している（備付・74）。専門委員会の任務は、「委員会細則」（備付・規程集 19～26）に定めている。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

本学は近年高い就職率を維持し、一方、入学定員以上の学生数を確保してきたが、加速する少子化の中で、入学希望生徒の減少の兆候が既に散見され、現状を維持するだけでは、本学の永続的な維持・発展は困難が予想される。そこで、新たな付加価値を創造する教育を創出し、次世代の柱に育てることが中期的には必要であり、これは学長のリーダーシップにおける大きな課題と考える。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

備付資料 75 監事の監査計画書・監査報告書、76 評議員会議事録(過去3年間)

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、年度初めに監査計画書を作成し、学校法人ソニー学園（以下「学園」という。）の業務及び財産の状況について監査計画に基づき監査している（備付-75）。

監事は、年3回開催される理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて、学園の業務及び財産の状況について意見を述べている。

監事は、「寄附行為」第7条第2項第3号に基づき、学園の業務及び財産の状況について毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出している。平成29年度の決算報告については、平成30年5月25日開催の理事会及び評議員会に監事が出席し、報告書を提出した。

以上のとおり、監事は、「寄附行為」の規定に基づき適切に業務を行っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員定数は「寄附行為」第22条で26名以上28名以内と定められ27名が在任している。期中退任があっても後任が速やかに選任されている。評議員会は理事定数の2倍を超える数の評議員数をもって組織している。

評議員会及び評議員に係る寄附行為の規定は、私立学校法に準拠しており、評議員会は私立学校法第41条の規定に従い運営されている。

平成 30 年度に開催した評議員会は次の通りである（備付-76）。

評議員会		
回数	諮問・議案等	開催日
第 1 回	[諮問] ・平成 29 年度事業報告と決算報告の件	30 年 5 月 25 日
第 2 回	[諮問] ・第 3 号基本金追加組入れの件 ・総合ビジネス学科廃止と寄附行為変更の件	30 年 10 月 8 日
第 3 回	[諮問] ・2019 年度事業計画と予算案承認の件 ・資産（図書）処分の件 [議案] ・「役員報酬規程」制定の件 ・第 1 号評議員 1 名選任の件	30 年 3 月 25 日

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

学校教育法施行規則の規定に基づく教育情報の公表、私立学校法の規定に基づく財務情報の公開は、本学 Web サイト「情報の公表」で行っている。

主な公表内容は次の通りである。

区分	項目	内容
学校法人の概要	法人・設置学校に関する事項	
教育研究上の基礎的な情報	学部、学科ごとの名称及び教育研究上の目的	3 学科案内、教育基本方針（3 つのポリシー）
	専任教員数	教職員数
	校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境	キャンパスマップ（施設・設備）、キャンパスの概要、アクセス
	授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用	学納金
修学上の情報等	教員組織、各教員が有する学位及び業績	教員一覧
	入学者に関する受入方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業（修了）者数、進学者数、就職者数	教育基本方針（3 つのポリシー）、設置学科・入学定員・学生数の状況、卒業生数・進学者数・就職者数、主な就職先、進学・留学情報
	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス又は年間授業計画の概要）	シラバス
	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準（必修・選択・自由科目別の必要単位修得数及び取得可能学位）	学則、学修成果（ラーニングアウトカムズ）、卒業要件単位一覧表
	学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	奨学金制度、就職情報、心身の健康等相談窓口
	教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報	シラバス、カリキュラムマップ

財務情報	事業報告書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書、決算額の推移、決算概要	
自己点検・評価報告書	自己点検・評価報告書	
上記以外の情報の公表	教育条件	教員一人当たりの学生数、収容定員充足率、年齢別教員数、職階別教員数
	教育内容	専任教員と非常勤教員の比率、学位授与数または授与率、就職先の状況、授業評価アンケート
	学生の状況	入学者推移、退学・除籍者数、社会人学生数、留学生及び海外派遣学生数
	国際交流・社会貢献等の概要	海外の協定相手校、社会貢献活動、大学間連携、産学官連携
	財務情報	財務状況の全般的説明、経年推移、グラフや図表他説明資料
教育の質保証に関する情報	学修成果（ラーニングアウトカムズ）	学修成果（ラーニングアウトカムズ）
	成績評価について	成績の評価、評点、評価内容の基準等
	アセスメント・ポリシー	アセスメント・ポリシー
	学修時間・学修実態	学生生活アンケート集計データ
	授業評価結果	授業評価アンケート結果
	学修成果	学位取得状況、GPA 分布・平均、成績分布
	資格取得等実績	資格取得奨励制度奨学金支給状況、保育学科免許取得状況
	就職等進路にかかる実績	卒業者・進学者・就職者数
	卒業生アンケート	卒業生アンケート

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

監事による監査については、学校法人制度の改革を見据えた監査体制の見直しが課題となる。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特になし

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

理事会・評議員会では経営課題や大学教育に対する提言や議論が活発に行われている。理事会・評議員会は、理事・評議員の識見やアドバイスを大学運営に活かしていく機会として引き続き機能している。

各部署で作成する自己点検・評価中間報告書に、「前期の成果と課題、課題解決に向けてのアクションプラン」を記述する欄を新たに設け、教職員が直面する課題について意見を聴く仕組みを作った。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学の主たるステークホルダーたる 18 歳人口の減少傾向は、本学の今後の経営の在り方に大きく影響を及ぼすものであり、単年度事業計画の立案にとどまらず、今回の認証評価の結果を踏まえ中期計画を策定し、本学を存続させていく道筋を立てていく。